



令和2年 第2回
本別町議会定例会会議録

自 令和2年 6月 9日
至 令和2年 6月18日

本別町議会

令和2年本別町議会第2回定例会会議録（第1号）

令和2年6月9日（火曜日） 午前10時00分開会

○議事日程

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		議会運営委員長報告
日程第 3		会期決定の件
日程第 4		諸般の報告
日程第 5		行政報告
日程第 6	議案第 3号	専決処分の承認を求める件〔令和元年度本別町一般会計補正予算（第16回）〕
日程第 7	議案第 41号	財産の取得について
日程第 8	議案第 42号	町道中央橋通り中央橋橋梁補修工事請負契約について
日程第 9	議案第 43号	令和2年度本別町一般会計補正予算（第5回）について
日程第 10	議案第 44号	令和2年度本別町国民健康保険特別会計補正予算（第2回）について
日程第 11	議案第 45号	令和2年度本別町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）について
日程第 12	議案第 46号	令和2年度本別町介護保険事業特別会計補正予算（第1回）について
日程第 13	議案第 47号	令和2年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算（第1回）について
日程第 14	議案第 48号	令和2年度本別町簡易水道特別会計補正予算（第1回）について
日程第 15	議案第 49号	令和2年度本別町公共下水道特別会計補正予算（第1回）について
日程第 16	議案第 50号	令和2年度本別町水道事業会計補正予算（第1回）について
日程第 17	議案第 51号	令和2年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算（第3回）について

○会議に付した事件

日程第 1	会議録署名議員の指名
日程第 2	議会運営委員長報告
日程第 3	会期決定の件

日程第 4		諸般の報告
日程第 5		行政報告
日程第 6	議案第 3 号	専決処分の承認を求める件〔令和元年度本別町一般会計補正予算（第 16 回）〕
日程第 7	議案第 4 1 号	財産の取得について
日程第 8	議案第 4 2 号	町道中央橋通り中央橋橋梁補修工事請負契約について
日程第 9	議案第 4 3 号	令和 2 年度本別町一般会計補正予算（第 5 回）について
日程第 10	議案第 4 4 号	令和 2 年度本別町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 回）について
日程第 11	議案第 4 5 号	令和 2 年度本別町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 回）について
日程第 12	議案第 4 6 号	令和 2 年度本別町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 回）について
日程第 13	議案第 4 7 号	令和 2 年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算（第 1 回）について
日程第 14	議案第 4 8 号	令和 2 年度本別町簡易水道特別会計補正予算（第 1 回）について
日程第 15	議案第 4 9 号	令和 2 年度本別町公共下水道特別会計補正予算（第 1 回）について
日程第 16	議案第 5 0 号	令和 2 年度本別町水道事業会計補正予算（第 1 回）について
日程第 17	議案第 5 1 号	令和 2 年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算（第 3 回）について

○出席議員（12名）

議長	12番	高橋利勝	副議長	11番	藤田直美
	1番	水谷令子		2番	柏崎秀行
	3番	梅村智秀		4番	石山憲司
	5番	篠原義彦		6番	大住啓一
	7番	山西二三夫		8番	黒山久男
	9番	方川一郎		10番	阿保静夫

○欠席議員（0名）

○説明のため出席した者の職氏名

町	長	高橋正夫	副町長	大和田収
会計管理者	花房永実		総務課長	村本信幸
農林課長	篠原順彦		保健福祉課長	飯山明美
住民課長	久司広志		子ども未来課長	大橋堅次
建設水道課長	坪忠男		企画振興課長	高橋哲也
老人ホーム所長	前佛清治		国保病院事務長	藤野和幸
総務課主幹	上原章司		住民課主幹	小坂祐司
建設水道課主幹	宮崎恒一		建設水道課長補佐	小出勝栄
総務課主査	石川雅康		教育長	佐々木基裕
教育次長	阿部秀幸		社会教育課長	高橋優
農委事務局長	倉崎景一		代表監査委員	畑山一洋
選管事務局長	村本信幸			

○職務のため議場に参加した者の職氏名

事務局長	三品正哉	総務担当主査	越後忠
------	------	--------	-----

開会宣告（午前10時00分）

◎開会宣告

○議長（高橋利勝） ただいまから、令和2年第2回本別町議会定例会を開会します。

◎開議宣告

○議長（高橋利勝） これから、本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（高橋利勝） 日程第1 会議録署名議員の指名を行ないます。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、方川一郎議員、山西二三夫議員、及び石山憲司議員を指名します。

◎日程第2 議会運営委員長報告

○議長（高橋利勝） 日程第2 議会運営委員長から報告を行ないます。

議会運営委員長方川一郎議員、御登壇ください。

○議会運営委員長（方川一郎）〔登壇〕 おはようございます。

報告いたします。

令和2年3月19日第1回定例会において閉会中の調査付託を受けた議会の会期、日程等の議会運営に関する事項について報告いたします。

議会の運営に関する事項。

まず、会期について申し上げます。

本定例会の会期は、本日6月9日から6月18日までの10日間とするよう予定をいたしました。

次に、一般質問の締め切りについて申し上げます。

一般質問の通告は、6月11日正午をもって締め切ることといたしました。

次に、陳情文書の取扱いについて申し上げます。

本日までに4件の提出がありました。

監査委員協議会定例大会の議決事項実現に向けた取り組みの陳情。

国による全国学力調査を全員参加の悉皆から抽出に改めることを求める陳情。

公立学校教員の1年単位の変形労働時間制を適用しないことを求める陳情。

以上3件については、議会運営基準138運用例5によることとし、後刻議員の回覧に供することといたします。

次に、林業木材産業の成長産業化に向けた施策の充実、強化を求める意見書提出の陳情。

本件については、議会運営基準138運用例1によることとし、本別町林活議連の発議に向けた取扱いを予定いたしました。

以上報告いたします。

○議長（高橋利勝） これで報告済みといたします。

◎日程第3 会期決定の件

○議長（高橋利勝） 日程第3 会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、6月9日から6月18日までの10日間とすることにしたいと思
います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日、6月9日から6月18日までの10日間とすることに決
定いたしました。

◎休会の議決

○議長（高橋利勝） お諮りします。

議事の都合により、6月10日から15日までの6日間を休会にしたいと思
います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 異議なしと認めます。

したがって、6月10日から15日までの6日間は休会とすることに決定いたしま
した。

◎日程第4 諸般の報告

○議長（高橋利勝） 日程第4 諸般の報告を行ないます。

報告第7号令和元年度本別町一般会計繰越明許費繰越計算書報告について報告を求め
ます。

村本総務課長。

○総務課長（村本信幸） 報告第7号令和元年度本別町一般会計繰越明許費繰越計算書
報告。

令和元年度本別町一般会計繰越明許費について、繰越計算書のとおり繰り越しをいた
しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告いたします。

次のページをお開き下さい。

令和元年度本別町一般会計繰越明許費繰越計算書。

10款 教育費、2項小学校費、校内通信ネットワーク整備事業、本別中央、仙美里に
ついては、国の令和元年度補正予算によるもので、令和2年3月の定例会で補正したも
のであります。

合計金額は677万4,000円。

翌年度繰越額も677万4,000円で、財源内訳のうち、未収入特定財源は、国庫支
出金338万5,000円、地方債320万円であります。

下段の、10款教育費、3項中学校費、校内通信ネットワーク整備事業、本別、勇足については、国の令和元年度補正予算によるもので、令和2年3月の定例会で補正したものであります。

合計金額は576万8,000円。

翌年度繰越額も576万8,000円で財源内訳のうち、未収入特定財源は、国庫支出金288万2,000円、地方債270万円であります。

以上、令和元年度本別町一般会計繰越明許費の繰越報告とさせていただきます。

○議長（高橋利勝） これで報告済みといたします。

次に、報告第8号専決処分報告、令和2年度本別町一般会計補正予算（第4回）について、報告を求めます。

村本総務課長。

○総務課長（村本信幸） 報告第8号専決処分報告、令和2年度本別町一般会計補正予算（第4回）について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したので同条第2項の規定により報告致します。

予算書の1ページをお開き下さい。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ76億1,503万3,000円とする内容であります。

3ページ、4ページをお開き下さい。

1、歳入であります。17款1項、1目寄付金、2節民生費寄付金10万円の増額補正は、高齢者福祉振興基金として、本別町南4丁目にお住まいの〇〇〇〇様からの指定寄付金でございます。

次の2、歳出であります。2款総務費、1項総務管理費、14目基金費、24節積立金10万円の増額補正は、寄付者の意向により高齢者福祉振興基金へ積み立てるものであります。

以上、簡単であります。専決処分報告とさせていただきます。

○議長（高橋利勝） これで報告済みといたします。

次に、監査委員から令和2年4月分に関する例月出納検査結果報告書の提出がありました。

その写しをお手元に配布しておきましたので、御了承願います。

これで報告済みとします。

次に、令和元年度土地開発公社決算報告書が町長から提出がありました。

その写しをお手元に配布しておきましたので、御了承願います。

これで報告済みとします。

次に、所管事務調査結果報告書が産業厚生常任委員長から提出がありました。

その写しをお手元に配布しておきましたので、御了承願います。

これで報告済みといたします。

次に、十勝圏複合事務組合議会の令和2年第1回定例会以降における主な審議内容に

ついて、お手元に配布のとおり報告いたしましたので、御了承願います。

これで報告済みといたします。

次に、とまち消防事務組合議会の令和2年第1回定例会以降における主な審議内容についてお手元に配布のとおり報告いたしましたので、御了承願います。

これで報告済みといたします。

次に、令和2年第1回定例会以降における議長の主な動静について、お手元に配布のとおり報告いたしましたので、御了承願います。

これで報告済みといたします。

◎日程第5 行政報告

○議長（高橋利勝） 日程第5 行政報告を行ないます。

高橋町長、御登壇ください。

○町長（高橋正夫）〔登壇〕 令和元年度各会計の決算見込みについて報告いたします。

まず一般会計の決算見込みにつきましては、歳入総額74億9,330万円に対し、歳出総額は73億6,580万円で、歳入歳出差引額は1億2,750万円となる見込みであります。歳入歳出差引額から、翌年度へ繰り越すべき繰越明許費一般財源分37万5,000円を差し引いた実質の収支は1億2,712万5,000円となる見込みであります。

次に、国民健康保険特別会計であります。歳入総額11億6,269万8,000円に対し、歳出総額は11億4,300万2,000円で、歳入歳出差引額は1,969万6,000円となる見込みであります。

次に、後期高齢者医療特別会計であります。歳入総額1億3,762万4,000円に対し、歳出総額は1億3,734万3,000円で、歳入歳出差引額は28万1,000円となる見込みであります。

次に、介護保険事業特別会計であります。歳入総額10億2,527万8,000円に対し、歳出総額は10億1,507万8,000円で、歳入歳出差引額は1,020万円となる見込みであります。

次に、介護サービス事業特別会計であります。歳入総額2億9,899万4,000円に対し、歳出総額は2億9,797万4,000円で、歳入歳出差引額は102万円となる見込みであります。

次に、簡易水道特別会計であります。歳入総額1億2,618万8,000円に対し、歳出総額は1億2,349万4,000円で、歳入歳出差引額は269万4,000円となる見込みであります。

次に、公共下水道特別会計の決算見込みであります。歳入総額4億6,724万円に対し、歳出総額は4億6,309万2,000円で、歳入歳出差引額は414万8,000円となる見込みであります。

次に、令和元年度水道事業会計の決算見込みについて報告をいたします。

収益的収入及び支出につきましては、消費税抜きで収入は1億4,880万9,000

円、支出は1億4,980万4,000円で、当年度純損失は99万5,000円となる見込みで、前年度繰越利益剰余金7,640万円を加えました令和元年度末の未処分利益剰余金は7,540万5,000円となる見込みであります。

次に、資本的収入及び支出につきましては、消費税込みで、収入が4,018万9,000円、支出は1億343万9,000円となり、不足額6,325万円は、過年度分損益勘定留保資金等で補てんする予定であります。

次に、令和元年度病院事業会計決算見込みについて報告をいたします。

まず、令和元年度の患者数の状況であります。入院患者数は1万7,006人で、前年度比1,550人の増、外来患者数が3万9,630人で、前年度比1,824人の減、年間延患者数は5万6,636人で、前年度比で274人の減となったところであります。

次に、病院事業の収益的収入及び支出につきましては、消費税抜きで、収入は、13億6,712万1,000円、支出は12億4,761万7,000円で、当年度純利益は1億1,950万4,000円となる見込みで、前年度繰越欠損金20億4,423万6,000円を加えました令和元年度末の未処理欠損金は19億2,473万2,000円となる見込みであります。

次に、資本的収入及び支出につきましては、消費税込みで、収入が6,251万6,000円、支出は9,949万9,000円となり、不足額3,698万3,000円は、過年度分損益勘定留保資金等で補てんする予定であります。

以上、令和元年度各会計の決算見込みの報告をさせていただきます。

次に、町税等の収納関係につきまして報告いたします。

まず、町税であります。現年度分の調定額が9億7,867万7,000円に対し、収納済額は9億7,165万円、99.3%の収納率となり、前年度比0.3ポイントの増となりました。

また、滞納繰越分では調定額が2,941万8,000円に対し、収納済額は594万8,000円で20.2%の収納率となり、前年度比2.7ポイントの減となりました。

次に、国民健康保険税は、現年度分の調定額が2億7,659万3,000円に対し、収納済額は2億7,036万9,000円で97.8%の収納率となり、前年度比0.3ポイントの増となりました。

また、滞納繰越分では調定額が3,000万5,000円に対し、収納済額は583万3,000円で19.4%の収納率となり、前年度比2.0ポイントの減となりました。

町税の現年度と滞納繰越分を合せました収納率は97%となり、前年度比0.2ポイントの増となりました。また、国民健康保険税は0.1ポイントの減となったところであります。

以上、令和元年度町税等の収納決算見込みの報告とさせていただきます。

次に、特別定額給付金事業について報告いたします。

特別定額給付金事業は、令和2年4月20日に、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策が閣議決定をされまして、感染症拡大防止に留意しつつ、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行なうために、実施されることとなったものであります。

給付の対象となるのは、基準日であります令和2年4月27日において住民基本台帳に記載されている方で、受給権者は世帯主となり、対象者お一人につき10万円を全世帯の銀行口座等にお支払いするものであります。

本町における給付対象数は3,611世帯、6,798人となっております。5月12日から郵送、直接窓口、オンラインなどによる申請受付を開始したところであります。

5月末となります5月29日時点での申請受付数は、世帯数で3,318世帯91.9%、給付済件数で2,912世帯80.7%となっております。

ちなみに、6月8日昨日の支給決定済みについても報告をさせていただきます。

6月8日の決定済みは3,454世帯95.7%、また6,574人で96.7%の決定済みとなっております。

なお、申請期間につきましては、8月11日までを予定しております。広報ほんべつ、くらしの情報紙かけはし、また、同報無線などにより、申請の忘れのないよう周知に努めてまいりますので、議員各位の御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

次に、本町の出資しております第3セクター企業の経営状況について報告いたします。

昨年10月に消費税が増税され、景気は後退局面でありまして経済の実態は悪化が加速しているといわれております。更に、今期最終の第4四半期に新型コロナウイルス感染症の拡大が直撃をし、日本経済に多大な影響を及ぼすなど、先行きは依然として不透明な厳しい状況が続いております。

株式会社本別システム総合研究所の令和元年度の経営状況であります。前期の大幅な赤字決算で発生いたしました累積欠損金を背負っての厳しいスタートとなり、2期連続の赤字決算は絶対に回避しなければならないとの決意で臨みました。徹底的な経費の削減と効率的な営業展開を行なうなど、収益確保を図るため運営努力をいたしました。

当期は、健康管理システム機器更新の受注、ウインドウズ7のサポート終了に伴う機器の買替え及びバージョンアップ対応等で、ここ数年では最高のパソコン販売台数を記録いたしました。また、予防接種クーポン券、プレミアム商品券の発行システムの開発も受注をし、不振のソフト開発分野でも売上を確保することができました。

売上高では、前年比17.5%増の4,507万円で、経営利益が107万円と増収増益の黒字決算を達成し、赤字決算を回避することができました。

経済状況は、終息が見えない新型コロナウイルス感染症の影響もあり厳しい状況が予想されていますが、競合に負けることなく、引き続き職員、協力会社一丸となり努力するとの方針でありますので、今後とも特段の御理解と御支援をお願いする次第であります。

以上、本別町議会第2回定例会行政報告とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（高橋利勝） これで行政報告を終わります。

○議長（高橋利勝） 日程第6 承認第3号専決処分の承認を求める件、令和元年度本別町一般会計補正予算（第16回）についてを議題とします。

本件について報告を求めます。

村本総務課長。

○総務課長（村本信幸） 承認第3号専決処分の承認を求める件について御説明を申し上げます。

令和元年度本別町一般会計補正予算（第16回）について、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

補正の内容は、令和元年度歳入の地方譲与税及び各交付金、個性あるふるさとづくり基金指定寄付金、ふるさと納税の確定並びに特別交付税の確定によるものでありますが、議会を開催する時間的余裕がありませんでしたので、専決処分を行なったものであります。

予算書の1ページをお開き下さい。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,325万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ75億186万2,000円とする内容であります。

それでは、事項別明細書により歳出から御説明いたします。

9ページ、10ページをお開き下さい。

2、歳出ですが、2款総務費、1項総務管理費、14目基金費、25節積立金2,325万9,000円の減額補正は、地方譲与税、地方交付税等の歳入の確定による収入の減額について、財政調整基金で1,000万円、減債基金で668万円、個性あるふるさとづくり基金で575万9,000円、森林環境譲与税で82万円を減額調整するものであります。

なお、財政調整基金は、これまで7億円を取り崩しておりますが、前回までの計上分と合わせて2億4,763万1,000円を積み戻すこととなります。

これにより、令和元年度末現在高は8億280万円、標準財政規模の20.3%となる見込みであり、目安としております標準財政規模の15%から20%を確保できる見込みとなっております。

なお、土地開発基金を除く、全基金の元年度末残高は、前年度より4億8,269万6,000円減の27億3,684万6,000円になる見込みであります。

次に、3ページ、4ページにお戻り下さい。

1、歳入でございますが、2款地方譲与税、3款利子割交付金、4款配当割交付金、5款株式等譲渡所得割交付金、6款地方消費税交付金、次のページをお願いします。

7款自動車取得税交付金、8款環境性能割交付金、9款地方特例交付金につきましては、関係機関からの実績額の通知により調整を行なうものであります。

10款1項1目地方交付税65万6,000円の増額補正は、特別交付税の確定による

ものであります。なお、普通交付税総額は、25億6,190万2,000円で、前年度比0.8%の増、特別交付税総額は2億8,694万3,000円で、前年度比8.6%の減となっております。

なお、地方交付税と臨時財政対策債を合わせた合計は29億7,308万4,000円で、前年度比1.6%の減となりました。

下段の17款1項1目寄付金、1節総務費寄付金、個性あるふるさとづくり指定寄付金、ふるさと納税575万9,000円の減額補正は、決算見込みにより調整するもので、令和元年度決算見込み額は1億424万1,000円となります。

以上、令和元年度本別町一般会計補正予算（第16回）の専決処分報告とさせていただきます。御承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（高橋利勝） これから質疑を行ないます。

質疑は、歳入歳出一括とします。

ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、承認第3号専決処分の承認を求める件、令和元年度本別町一般会計補正予算（第16回）についてを採決します。

お諮りします。

本案は報告のとおり承認することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 異議なしと認めます。

したがって、承認第3号専決処分の承認を求める件、令和元年度本別町一般会計補正予算（第16回）については、報告のとおり承認されました。

◎日程第7 議案第41号

○議長（高橋利勝） 日程第7 議案第41号財産の取得についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

村本総務課長。

○総務課長（村本信幸） 議案第41号財産の取得について、提案理由の説明を申し上げます。

この度の財産の取得に際しましては、予定価格が1,500万円以上の動産の買入れとなりますので、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものでござ

います。

財産取得の目的は、除雪作業の効率化を図り、迅速な除雪による冬道の安全な交通を確保する事を目的に、平成6年度導入の8トン級タイヤショベルを更新するものであります。財産の内容は除雪タイヤショベル8トン級1台、マルチプラウ、簡易脱着装置付となっております。

財産の取得は、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく随意契約によるもので、見積り合わせ参加事業者は、日本キャタピラー合同会社帯広営業所、コマツ道東株式会社帯広支店、株式会社中島自工、日立建機日本株式会社帯広営業所、北海道川崎建機株式会社帯広支店、北海道運搬機株式会社帯広支店の6者を選定いたしました。

令和2年5月7日に見積り合わせ執行通知を行ない、令和2年5月27日に見積り合わせを執行しております。

契約金額は1,319万7,800円で、見積り回数は1回で決定をしております。

契約の相手方は、帯広市西19条北1丁目3番5号、日本キャタピラー合同会社帯広営業所。帯広営業所長西山尚貴でございます。

仮契約は令和2年5月27日に行なっております。

納期は令和3年3月15日まででございます。

以上、議案第41号財産の取得についての提案理由に代えさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（高橋利勝） これから質疑を行ないます。

梅村議員。

○3番（梅村智秀） それではお伺いをいたします。

ただいま、提案理由の御説明をいただいたところでございますが、まずこの8トン級のタイヤショベルでございますけれども、いわゆる型式とか主な諸元等でどの機種というものが特定できる情報についていただきたいということです。そちらの点についてお伺いをいたします。

続きまして、こちら随意契約時の判断でございますが、当然これは金額というものの、経済性を考慮して金額というものは重要視されるということは理解してございますけれども、当然6者で行ないましたか、それぞれで取り扱っている機種によって性能の特徴とか、そういったものがございます。当然現場の声と言いますか、こういう機械を使いたいとか、こういう課題に対して機器を更新して、例えば効率化、迅速化というところを図りたいという理由の御説明がございましたので、それを図るためにはこの機種が適当じゃないとか現場の意向とか声っていうものがあると思いますが、本提案に向けてその辺の随意契約の背景と言いますか、その辺について詳細をお伺いいたすものでございます。

○議長（高橋利勝） 宮崎建設水道課主幹。

○建設水道課主幹（宮崎恒一） ただいまの質問にお答えします。

一問目のタイヤショベルの大きさなのですが、一番目にしているのが13トン級というタイヤショベルが2台あります。そして、この8トン級のタイヤショベルにつきまし

ては、前に清掃センター、住民課のほうで購入して、それが所管替により建設水道課のほうで、今車両センターで使っております。

これは市街地、特に狭い路地などで除排雪に欠かせない作業機のサイズになっておりますので、どうしてもこの車両が必要ということで購入に至っております。

続きまして、随意契約。これにつきましては、各メーカーによってタイヤショベル、この大きさが大体用意されております。その中で、こちらで仕様書を作りまして、その仕様書に見合った中で、その中で価格も比較をしながら見積もり合わせのほうに準備を進めてきているところでございます。

以上でございます。

○議長（高橋利勝） 梅村議員。

○3番（梅村智秀） まず、冒頭お伺いしたのは、13トン級は2台あるというような御答弁いただきましたけども、今回8トン級のものであっても、日本キャタピラーの中で型番とか諸元で、この機種って特定ができる情報をください。それについてお伺いしたというところでございます。

2番目のお伺いで、仕様書を提示してということでございますから、当然望む機械と言いますか、望む仕様というか、そういったものが示されたということが御答弁からわかったところでございますが、今回で関しますと、具体的にどのような仕様書、こちらから出した仕様書にはどのようなことが記載されていたのか、お伺いをいたします。

○議長（高橋利勝） 暫時休憩いたします。

午前10時39分 休憩

午前10時40分 再開

○議長（高橋利勝） 休憩前に引き続き会議を開きます。

宮崎建設水道課主幹。

○建設水道課主幹（宮崎恒一） ただ今の御質問にお答えします。

今回、日本キャタピラー合同会社さんのほうで落札した形式なのですけれど、910ペグというホイールローダーでございます。

そして、2問目の御質問ですが、これがタイヤショベルの仕様書の中で公共仕様、単独仕様ということで分けております。公共仕様につきましては、社会整備総合資本金、これの補助対象になる部分と、要するに除雪に絡むということですね。それと単独仕様、例えば車の中の装備ですとか、そういったものが二つに大きく分けて、そういった部分で表にして各会社のほうに出しております。

○議長（高橋利勝） ほかにございませんか。

大住議員。

○6番（大住啓一） 1点確認いたします。

先ほどの説明で、私の聞き違いかもしれませんが、本議会で承認された後、納期が3月15日だったと思いましたが、そのような説明がありました。

冒頭の説明で、このショベルを除雪に使うということでございますけれども、3月15日はもう雪なくなっているのではないかと思います。その辺、どういう考えで進めて

いるのですか。その辺だけ、明解にお答えいただきたい。

○議長（高橋利勝） 宮崎建設水道課主幹。

○建設水道課主幹（宮崎恒一） ただいまの御質問にお答えします。

このタイヤショベルにつきましては、ほとんど部品、例えばキャタピラーのホイールローダーにつきましては、エンジンがイギリス製ということで部品の調達ですとか、そういった部分がパーツごとによって作られているところが違います。

それで、最低納車期限は3月15日にはなっているのですが、契約後には一応12月までにはということではどうかお願いはしているところがございます。

○議長（高橋利勝） 大住議員。

○6番（大住啓一） 何とかということですが、地方公共団体にあつての、地方財政を運用する中で何とかしたいとか、そういう御答弁にはならないのではないかと思うのですね。きちっと随意契約なら、随意契約で決まったらそれなりの納期を設定し、それにできないものについては契約しないということでない、税金を無駄に使っているというあらぬ誤解が出てくるのです。その辺をどのように考えているのか。ないならない、6者も7者もあつたのでしたら、ちゃんと納期に納入できる、除雪に間に合う、十勝本別であれば11月末から12月ということになれば、半月くらいはしょうがないにしても、一つのシーズンを1,300万円もかけて使わないということにはならないはず。

その辺、明解にお答えをいただきたい。

○議長（高橋利勝） 宮崎建設水道課主幹。

○建設水道課主幹（宮崎恒一） ただ今の質問にお答えします。

このタイヤショベルにつきましては、現在使用しているタイヤショベル、8トン級のが、一応新車が納入されるまでには、そのタイヤショベルを使っていくことが可能でありますので、そのタイヤショベルで対応しようと考えております。

○議長（高橋利勝） 大住議員。

○6番（大住啓一） そういうお答えをしてしまうと、今回買うことない。言っている意味わかりますか。町民の人たちにどう説明をするか。これ税金ですよ。皆さん方のポケットマネーで幹部職員の方が10人で130万円ずつ出している金と違うのですよ。それを、間に合うからいらぬということであれば、こういうこと買うことない。厳しい言い方になりますけど、その辺きちっとした考え方で進んでいただかないと、困るのです。ですから日本全国津々浦々、北海道中を探して、12月の10日までに入るところはないですかと、言って探して歩くのも一つの方法だと思うのですが、こういうあるからいいのだと、そしたら入れなくてもいいということになるのですよ。その辺、明解にお答えくださいって、何も明解ではないですけど、その辺再度、これで最後ですから、その辺の答弁をお知らせいただきたい。

○議長（高橋利勝） 宮崎建設水道課主幹。

○建設水道課主幹（宮崎恒一） ただ今の質問にお答えします。

これも一応6者で見積もり合わせを行なっております。やはり業者によって、1月というところもあつたかと思いますが、これはやはりどうしても受注生産そして販売に至

るまでは、どうしても期間が必要になるという、そういった業者がほとんどでしたので、そういったことで、こういうような見積もり合わせに取り組むような形ということになったということでございます。

○議長（高橋利勝） ほかにございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） これで質疑を終わります。
これから討論を行ないます。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから、議案第41号財産の取得についてを採決します。
お諮りします。
本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 異議なしと認めます。
したがって、議案第41号財産の取得については、原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第42号

○議長（高橋利勝） 日程第8 議案第42号町道中央橋通り中央橋橋梁補修工事請負契約についてを議題とします。
提案理由の説明を求めます。
村本総務課長。

○総務課長（村本信幸） 議案第42号町道中央橋通り中央橋橋梁補修工事請負契約につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

町道中央橋通り中央橋橋梁補修工事請負契約締結にあたりましては、予定価格が5,000万円以上の工事契約となりますので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的は、橋梁長寿命化計画に基づく中央橋の橋梁補修工事で、工事内容は伸縮装置取替え、舗装補修等を施工するものでございます。

契約の方法につきましては、指名競争入札による契約締結で、指名委員会は令和2年4月30日に開催し、指名業者は株式会社野田組、中前建設株式会社、鎌田建設工業株式会社、株式会社本別建設工業、株式会社岡崎組、株式会社井上産業、株式会社山中の7者を選定いたしました。

令和2年5月13日に指名通知を行ない、令和2年6月3日に入札を執行しております。

契約金額は7,271万円で、入札回数は1回で落札をしております。

契約の相手方は、中川郡本別町北3丁目5番地9、株式会社野田組。代表取締役○○

○でございます。

仮契約は、令和2年6月3日に行なっております。

工期は、着工が本契約の日から7日以内で、完成は令和2年12月10日でございます。

以上、議案第42号町道中央橋通り中央橋橋梁補修工事請負契約についての提案に代えさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（高橋利勝） これから質疑を行ないます。

大住議員。

○6番（大住啓一） 何点か質問いたします。

中央橋通りでございますから、栄町、新町、明治の工場から小学校、中学校、高校に通じる幹線町道であり、通学路であると思います。この中でどのような交通安全対策、当然行なうと思いますけれども、地域の住民の方々の周知、また学校関係との協議等々、今年はいろいろ新学期から日程が詰まってきておりますので、通行止め等々かかってくるとすれば、子どもたちにもえらい災難が起きることも考えられます。

その辺どのように考えて、この契約を進めてきているのかお聞かせいただきたい。

○議長（高橋利勝） 坪建設水道課長。

○建設水道課長（坪忠男） ただいまの質問にお答えいたします。

通行止めにつきましては、車道のみを24時間全面通行止めと予定しております。また、先ほどお話にありましたようにこの橋につきましては、通学路にも指定しているため歩道の通行止めを行わない予定であります。

また、通行止めの期間ですとか周知方法につきましては、施工業者と十分協議をして決定していきますけれども、設計段階では90日程度の資材等の納期がかかるということで現場の乗り込みは9月から10月になる予定をしております。そこから通行止めをし、ひと半月程度の通行止めとなる予定であります。

周知方法についてでございますけれども、当該路線での看板の設置、あるいは広報やかけはしの掲載、同報無線での放送、あとは学校や企業へ個別訪問によるお知らせなど請負業者とも十分協議をしながら進めていく考えであります。以上でございます。

○議長（高橋利勝） 大住議員。

○6番（大住啓一） 今、秋口に24時間の車両の通行止めを行なうと、子どもたちは通学路であるので歩道の部分については通行を止めないということでお聞きしました。

秋口ということになれば、基幹産業の農業の非常に忙しくなるときでございますから、当然JA、北海道糖業、明治の工場等々、学校以外にもそういう詰めが必要だと思います。それらを整えるのには、やはり相当早くからの詰めが必要かと思っておりますので、自治会、学校も含めた中で再度役場全体としてどのようにお考えなのか、お知らせいただきたい。

○議長（高橋利勝） 坪建設水道課長。

○建設水道課長（坪忠男） ただいま議員おっしゃられたように、もちろん関連企業ですとか、そういうところにもおっしゃられたように、事前に早め早めの対応をしていき

たいと考えております。以上です。

○議長（高橋利勝） ほかにございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） これで質疑を終わります。
これから討論を行ないます。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから、議案第42号町道中央橋通り中央橋橋梁補修工事請負契約についてを採決
します。
お諮りします。
本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 異議なしと認めます。
したがって、議案第42号町道中央橋通り中央橋橋梁補修工事請負契約については、
原案のとおり可決されました。
暫時休憩をいたします。

午前10時55分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（高橋利勝） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第9 議案第43号

○議長（高橋利勝） 日程第9 議案第43号令和2年度本別町一般会計補正予算（第
5回）についてを議題とします。
提案理由の説明を求めます。
村本総務課長。

○総務課長（村本信幸） 議案第43号令和2年度本別町一般会計補正予算（第5回）
について、提案理由の説明を申し上げます。
今回の補正は、人事異動に伴う人件費の調整、いきいき商品券事業の拡大、畑作構造
転換事業、本別町中小企業等休業協力、感染リスク低減支援金、国の進めるGIGAス
クール構想に基づく児童、生徒用タブレット整備等が主なものであります。

予算書の1ページをお開き下さい。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,532万3,000円を追加し、
歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ77億35万6,000円とする内容でありま
す。

それでは、歳出から事項別明細書により、主なものについて御説明いたします。

9ページ、10ページをお開きください。

2、歳出ですが、各科目にわたります1節報酬、2節給料、3節職員手当等、4節共済費、18節負担金補助及び交付金中、福祉協会負担金の人件費については、人事異動などによるもので、23ページ以降に給与費明細書を添付しておりますので、説明は省略させていただきます。

9ページにお戻りください。

上から2段目にあります、2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、11節役務費、ふるさと寄付金業務手数料55万円の増額、次の12節委託料中、ふるさと寄付金事業業務委託料55万円の減額補正は、クラウドファンディングの実施にあたり業務内容の見直しによる調整を行なうものであります。

12節委託料中、顧問弁護業務委託料27万5,000円の増額補正は、令和2年1月に監査委員に損害賠償責任等の決定を求めた217万9,493円につきまして、今後、損害賠償請求訴訟の手続きを進めることとなりますが、手続きを進めるにあたって法的な助言等が必要であり、また、コンプライアンス、法令遵守が要求される昨今において、法律解釈の重要性に鑑み、北海道町村会をはじめとする公的機関、地方公共団体との顧問契約の実績のある法律事務所と顧問契約を6月より結ぶものであります。

次の7目交通防災対策費、18節負担金補助及び交付金100万円の増額補正は、南2丁目自治会自主防災組織による防災資機材購入に対し、北海道コミュニティ助成事業、地域防災組織育成事業の採択により補助するものであります。

一番下段の3項1目戸籍住民基本台帳費、12節委託料、システム修正電算業務委託料838万円の増額補正は、戸籍法の一部改正及びデジタル手続法に基づく戸籍情報システム等の改修を行なうものであります。

11ページ、12ページをお開きください。

3段目にあります、3款民生費、2項老人福祉費、2目介護保険費、27節繰出金中、介護保険事業特別会計繰出金、地域支援事業費847万円の増額補正は、人事異動に伴う人件費の調整によるもの、一番下にあります介護サービス事業特別会計繰出金、介護老人福祉施設事業1,932万4,000円の減額補正は、人事異動に伴う調整等を行なうものであります。

13ページ、14ページをお開きください。

3段目にあります、4款衛生費、2項清掃費、2目塵芥処理費、18節負担金補助及び交付金、十勝圏複合事務組合負担金1,474万3,000円の減額補正は、十勝圏複合事務組合に納入する衛生費分担金の一部に重複計上があったため調整するものであります。

15ページ、16ページをお開きください

2段目にあります、6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費、18節負担金補助及び交付金中、畑作構造転換事業3,546万8,000円の増額補正は、生産性向上に向けた新技術の導入等によるもの、その下にあります、強い農業・担い手づくり総合支援交付金738万円の増額補正は、クローラートラクター導入に係る融資主体型補助事業で、1法人に対する補助金であります。なお、この2事業は国による補助事業と

なっております。

一番下段にあります、7款1項商工費、2目商工業振興費、18節負担金補助及び交付金中、本別町商工会いきいき商品券事業1,920万円の増額補正は、当初予算において1セット1万円を4,000セット、プレミア率15%で計上しておりましたが、新型コロナウイルス感染症緊急対策として商店街の活性化を図り、住民生活等への支援も兼ねた事業を実施するため、1セット1万円を5,000セット、当初より1,000セットの増、プレミア率50%、当初より35%の増とするもので、事務費を含めた増額分を調整するものであります。

下の起業家支援奨励事業300万円の増額補正は、起業家等支援奨励金の申請件数の増による調整、その下にあります、本別町中小企業等休業協力・感染リスク低減支援金400万円の増額補正は、北海道が実施する休業協力・感染リスク低減支援金に10万円を上乗せ支給するものであります。

17ページ、18ページをお開きください。

3段目にあります、8款土木費、2項道路橋りょう費、2目道路維持費、14節工事請負費214万5,000円の増額補正は、町道拓農明美間道路排水工事として道路側溝V型トラフ、延長56メートルを整備するものです。

一番下の4目橋りょう維持費、10節需用費、橋りょう修繕料45万6,000円の増額補正は、愛のかけ橋ライトアップの照明の点検、修繕及び照射角度の調整を行なうものであります。

19ページ、20ページをお開きください。

2段目の5項住宅費、1目住宅管理費、18節負担金補助及び交付金中、住宅改修費等補助金100万円の増額補正、その下の住宅新築助成事業補助金100万円の増額補正は、いずれも申請件数の増加により調整するものであります。

下段の9款1項消防費、2目非常備消防費、7節報償費、消防団員退職報償金155万3,000円の増額補正は、消防団員1名の退職に伴うものであります。

2段下にあります、10款教育費、2項小学校費、2目教育振興費、17節備品購入費1,597万5,000円の増額補正は、国の進めるGIGAスクール構想に基づき児童用タブレットの整備を行なうもので、中央小学校178台、勇足小学校20台、仙美里小学校15台を購入するものであります。

21ページ、22ページをお開きください。

1段目にありますが3項中学校費、2目教育振興費、17節備品購入費960万円の増額補正は国の進めるGIGAスクール構想に基づき生徒用タブレットの整備を行なうもので、本別中学校124台、勇足中学校4台を購入するものであります。

以上で歳出を終わりました、5ページ、6ページをお開きください。

1、歳入ですが、10款1項1目地方交付税の補正は、歳入歳出の差額分を計上するものであります。

次の段の14款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、1節総務費補助金838万円の増額補正は、歳出で説明いたしました戸籍法の一部改正及びデジタル

手続法に基づく戸籍情報システム等の改修に対し、全額が補助されるものであります。

下段の5項教育費国庫補助金、1目小学校費補助金742万5,000円の増額、次の2目中学校費補助金441万円の増額補正は、GIGAスクール構想に基づく児童、生徒用タブレットの整備に対する補助金であります。

下段の15款道支出金、2項道補助金、4目農林水産業費道補助金、1節農業費補助金中、畑作構造転換事業費補助金3,546万8,000円、強い農業・担い手づくり総合支援交付金738万円は、事業費の全額が補助されるものであります。

一番下段にあります20款諸収入、4項1目6節雑入中、コミュニティ助成事業、地域防災組織育成助成金100万円の増額補正は、南2丁目自治会自主防災組織による防災資機材購入に対する助成金であります。

7ページ、8ページをお開きください。

21款1項町債、4目土木債、2節都市計画事業債250万円の増額補正は、都市公園安全・安心対策事業について、過疎対策事業の適債事業となったことから、充当率のアップ分を増額するものであります。

以上で歳入を終わらせていただき、4ページをお開きください。

第2表、地方債補正であります。1、変更、これは、都市計画事業の起債目的の変更に伴い限度額を変更する内容であります。

起債の目的。公共事業等8,310万円を6,060万円に、過疎対策事業3億2,410万円を3億4,910万円に変更するものであり、起債の方法、利率、償還の方法は変更ございません。

以上、令和2年度本別町一般会計補正予算（第5回）の提案説明に変えさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（高橋利勝） これから質疑を行ないます。

質疑は歳入歳出地方債補正など一括とします。

質疑ございませんか。

篠原議員。

○5番（篠原義彦） 16ページでございますけれども、6款の農林水産業費の中で18節畑作構造転換事業の新技术導入とございますけれども、この中身についてお知らせください。

それと強い農業、聞き漏らしたのでもう一回説明お願いいたします。

○議長（高橋利勝） 篠原農林課長。

○農林課長（篠原順彦） 篠原議員の補助金、畑作構造転換事業の内容ですが、てん菜の風害新技术の導入の部分と種子用の馬鈴薯生産向上のための補助金でございます。

てん菜の風害被害につきましては1,100ヘクタールを予定しております。戸数につきましては150戸の申し込みがあります。種子用馬鈴薯につきましては、こちらにつきましては申し込み戸数で7戸の申し込みがあります。

強い農業づくり担い手総合交付金ですが、こちらにつきましては、一農業法人の方の機械導入になっております。機械の用途の仕様といたしましては、デントコーン収穫に

必要な機械を導入する予定でございます。以上です。

○議長（高橋利勝） 篠原議員。

○5番（篠原義彦） 畑作構造転換事業の中で、今てん菜の風害被害の対策ということでございます。これどんな事業ですか。どんなことをするのですか。

○議長（高橋利勝） 篠原農林課長。

○農林課長（篠原順彦） てん菜の風害対策事業につきましては、一つは移植と直播の部分で、発芽部分を狭幅のローラーでへこまし、転圧をしましてその部分でへこんだところで風害対策という形になっております。

その部分ともう一つが、カルチに盛土盤をつけまして、盛土盤、極端な話をしますと、じゃがいも、あそこまではいかないのですけども、少し脇を盛るような形で対策を行ないます。

それともう一つが、播種前に燕麦を撒きまして、それによりまして風害被害を防止するという方法でございます。以上です。

○議長（高橋利勝） 篠原議員。

○5番（篠原義彦） 作業についてはわかりました。ただ、これ機械なのか、その持っている機械をそういうことに使うことによって、その技術の事業なのか。どちらなのでしょう。

○議長（高橋利勝） 篠原農林課長。

○農林課長（篠原順彦） 篠原議員の御質問にお答えいたします。

機械についていますローラー、ビートの播種機でいきますと通常幅広のローラーが後ろについているのですが、狭幅のもので転圧すると対象になるということです。

○議長（高橋利勝） ほかにございませんか。

柏崎議員。

○2番（柏崎秀行） 何点か質問させていただきます。

まず、10ページ中段のほうにあります。ふるさと寄付金事業55万円のマイナス、総務課長のほうからクラウドファンディングというふうなお言葉をいただいたかと思うのですが、そちらのほうのどこまで、どういうふうに決まっているのかをお知らせ願います。

続きまして、16ページ1番下段になります。商工業振興費の負担金補助及び交付金の中、本別町商工会いきいき商品券事業、御説明いただきました。1セット1万円を4,000セット15%を5,000セットの50%、過去に類の見ないパーセンテージだというふうに記憶しています。そういった中で、これから商工会のほうと協議はすると思うのですが、かなりな応募というか、買いたいという町民の方が出てくると思います。その辺の対策というか、町のほうでどういうふうにお考えなのか、お知らせ願います。

○議長（高橋利勝） 村本総務課長。

○総務課長（村本信幸） 私のほうから、ふるさと寄付金業務のクラウドファンディングの関係について、答弁をさせていただきます。

これまでも何度か御質問いただいていたのですけども、具体的な事業というところま

では、まだ至っておりません。ワーキンググループの中で協議を行なってきておりますけども、今回新型コロナの感染症の関係もございますので、それも含めて今、町としてどういうものができるかというのを再度、今協議をしている段階でございます。以上です。

○議長（高橋利勝） 高橋企画振興課長。

○企画振興課長（高橋哲也） 柏崎議員の御質問にお答えいたします。

柏崎議員のその販売方法等ということでございますけども、御指摘のとおり今回初のプレミアム率の台ということでございまして、今商工会と打ち合わせしているのは、従来の売り方ですと並んだりということで三密の関係もございますので、今回につきましては事前予約ということで、あらかじめ商工会にそういった購入数の部分について、郵送、持参でお申し込みいただいて、そして販売日を設けまして販売すると。したがって、プレミアム率も大きいので応募多数の時につきましては抽選方式で実施したいというふうに現段階では考えているところでございます。以上です。

○議長（高橋利勝） 柏崎議員。

○2番（柏崎秀行） 再度1点だけお聞きいたします。

商工会いきいき商品券事業の中で事前予約の抽選ということですが、公平かなという考えはあります。ただ、当初いきいき商品券は秋口くらいに予定していたかなと思うのですが、今回このコロナ対策の経済支援ということで早められるということで考えているのでしょうか。

○議長（高橋利勝） 高橋企画振興課長。

○企画振興課長（高橋哲也） 柏崎議員、お見込みのとおり経済対策を早めに打つということでの今回補正ということでございます。以上です。

○議長（高橋利勝） ほかにございませんか。

石山議員。

○4番（石山憲司） 2点ほどお伺いしたいと思います。

まず10ページの総務費、交通防災対策費の18節負担金補助金及び交付金の中のコミュニティ助成事業補助金がございます。説明では南2丁目自治会の資材購入という説明がございましたが、具体的な資材というのはどの範囲を指しているのか。どのようなものを購入する予定なのか、1点お伺いいたします。

2点目は、14ページ衛生費の同じく18負担金補助金及び交付金の減額でございます。説明では重複計上があったので減額補正するというところでございましたが、重複計上具体的に何だったのか、お伺いしたいと思います。

以上、2点お伺いいたします。

○議長（高橋利勝） 小坂住民課主幹。

○住民課主幹（小坂祐司） それでは石山議員の1点目のコミュニティ助成事業の部分でございます。

主だったもので申しますとポータブルストーブ、それから投光器、それから携帯用の小さい発電機、それから非常用のベッド、それから要援護者搬送用のストレッチャー、

担架ですね。それからアルミマット、それからこれを収納する物置というような主だったものになってございます。以上です。

○議長（高橋利勝） 久司住民課長。

○住民課長（久司広志） それでは2点目の十勝複合圏組合の減額の関係でございます。

本別町では平成31年度から十勝圏複合事務組合が運営する一般廃棄物共同処理の構成団体ということで加入をしてございます。

その際の運営の負担金というような形になりますけども、くりりんセンター、可燃ごみの処理をする施設と最終処理場ということで、それを埋め立てをする処理施設の負担金がございますけども、負担金の中には年間を維持する管理費、または人件費などを積み上げて負担金のほうを計上いたしますけども、維持管理費の中には加入時に支払う負担金が含まれております。

ただ、当時予算を計上した時に含まれていないということで、その部分が重複して予算計上してしまったというようなことになります。

○議長（高橋利勝） 石山議員。

○4番（石山憲司） まず1点目のほうでございますけども、いろいろ投光器から発電機、ストレッチャーいろいろ購入されるようでございますが、これは南2丁目の自治会で購入するということになるのでしょうか。

それとも全町的に使用できる、または今後ほかの町内会にも希望すれば購入されるのか否か。ただ、これはコミュニティ助成事業なものですから、単年というか毎年あるというわけではないと思うのです。その辺今後の各自治会へのどのような対応を考えているか、お伺いしたいと思います。

それから2点目の説明いただきました、重複計上の件でございますけども、くりりんセンター基本計画は延長ということになりましたね。それに伴う予算減額ということではなくて、あくまでも重複計上の中の修正、補正するということで解釈していいのか、改めてお伺いいたします。以上2点またお願いいたします。

○議長（高橋利勝） 小坂住民課主幹。

○住民課主幹（小坂祐司） それでは石山議員の1点目の質問にお答えしたいというふうに思います。

この助成事業であります、コミュニティ助成事業です。自治総合センター、要は宝くじ助成事業の一端でございます。その部分で当初南2丁目自治会のほうから、自治会として防災資機材の購入整備をしたいという相談が企画振興課のほうでやっているものですから、企画振興課のほうで相談を受けまして、コミュニティ助成事業、要は宝くじの助成事業の部分に該当するものがありましたものですから、南2丁目自治会が事業主体となりまして、町のほうから申請をしまして、4月に決定を受けまして、防災資機材ということで我々住民課のほうで予算計上させていただいたものです。これに関しましては南2丁目でございます、南地区集会場のところに設置をしていくということをお伺いしております。その中で南1丁目、南3丁目で災害があった時にはそちらのほうもカバーしていくようなことをお伺いをしてございます。

今後におきましては、現状設置されている自主防災組織の課題ですとかニーズ等をお伺いしながら、把握しながら自治会単位、または隣接する自治会さん同士、環境等整えばこういった事業を活用しながら我々としては自主防災組織の強化、拡充に努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。以上です。

○議長（高橋利勝） 久司住民課長。

○住民課長（久司広志） 2点目の十勝圏複合事務組合の負担金の関係でございます。

石山議員申されるとおり、誤って二重で計上してしまったということで、今回減額するものでございます。

○議長（高橋利勝） 石山議員。

○4番（石山憲司） 2点目については理解いたしました。

1点目について、もう一度お伺いいたします。今回、たまたま宝くじの助成があるので、南1丁目さんから上がっていた資材は購入すると。今後本別町になんぼでしたか、自主災害組織あると思うのですね。そういうようなものは例えば連合して、今回南地区でございますけども、北地区とか山側地区とかいろいろ地区がございまして、そういう地区から要望が上がってきたとき、宝くじはないと思いますけども、どのような予算の関係上、全て購入するというのは不可能だと思うのですけども、今後のそういう見込みと、今回たまたま南2丁目さんからあったから購入した、ほかの自治会への周知等についてはあったのか否か。一応確認だけさせていただきたいと思います。以上でございます。

○議長（高橋利勝） 小坂住民課主幹。

○住民課主幹（小坂祐司） 石山議員の御質問にお答えしたいと思います。

今後におきましては、こういった事業を利用しながら単費ということはなかなか難しいのかなと。我々としても、町として防災資機材等々導入してございますし、こういった助成事業等々があればそれに基づきまして、導入を進めていきたいというふうに考えてございます。

周知のほうは、企画振興課のほうからお願いいたします。以上です。

○議長（高橋利勝） 高橋企画振興課長。

○企画振興課長（高橋哲也） 石山議員の御質問でございまして、石山議員も先ほどおっしゃってましたとおり、この助成制度、基本的には単年あたり一町村一回、それも毎年当たるという性格にはございません。従いまして、これを毎年周知して募集するにしても正直なかなか該当するのは難しいのかなというふうに思っています。

今回も助成申請した中で該当にはなりませんが、石山議員がその辺も含めておっしゃられたとおり、来年以降またそれが継続して当たるかどうかかわからない中では、なかなか周知しても難しいのかなと。ただ、こういった使う方法としてはございますので、やはりそのある程度年数を見ながらですとか、間隔を置きながらというところで相対的に住民課とそういった整備の方向性も含めて、より良い、そういった財政支援という部分になりますので、活用していく方法を模索してまいりたいというふうに思います。以上です。

○議長（高橋利勝） ほかにございませんか。

阿保議員。

○10番（阿保静夫） 2点になろうかと思えます。

まずは16ページの農林水産業費中の先ほど説明いただいた18節負担金補助及び交付金ですが、農業振興事業ということで畑作構造転換事業3,500万ほどなのですが、先ほど説明いただいた新技術というような説明だったというふうに思うのですが、現状では先ほどの例えば撒いた畝をへこませる方法、それから緑肥というか、暴風作物として燕麦、あるいは小麦を使っている方もいらっしゃいますが、そういう技術。それから移植に主にあったと思うのですが、いわゆる高畝栽培、これらは現状の農家ですでに行なわれていることだというふうに理解しているのですが、先ほど説明いただいたのは、これらそれぞれ例えば種、暴風作物の種代、あるいはそのへこませるための車輪台、これ結構金額するのですが、そういうような技術に伴う資材代があるのですが、資材費がかかるのですが、今後はそういう資材代、機械代、部品代などの購入の補助ということで考えてよろしいのでしょうか。伺いたいと思えます。

もう1点、GIGAスクールについて、小学校のほうで伺いたいと思えます。

20ページになりますけれども、今国のほうで提唱しているのがGIGAスクールということで、いろいろな説明資料がある中でちらっと見てきましたら、現状の教育方式からタブレットを活用して、児童それぞれの学習の発展状況に応じた対応が一人ひとりに対してできるというような趣旨の説明が主になっているようなのですが、本町において今度一人ひとりのタブレットを導入するということで、それを進めていくには、これまた教員側のほうの対応というの、必要になろうかなというふうに思うのですが、その辺についての準備というか、方向性についてはどのような体制になっているのか伺いたいと思えます。

○議長（高橋利勝） 篠原農林課長。

○農林課長（篠原順彦） 阿保議員の御質問にお答えさせていただきます。

畑作構造転換事業のてん菜の風害被害の関係ですが、機械代というよりはこの部分に取り組んだ面積に対して、ヘクタール3万円助成される国の補助事業でございます。以上です。

○議長（高橋利勝） 阿部教育次長。

○教育次長（阿部秀幸） 阿保議員の御質問にお答えしたいと思います。

今回のGIGAスクールの部分につきましてでございますが、御承知のとおり4月30日に国の補正予算で成立したものに対して、このGIGAスクール構想を加速による学びの補償についてやってくださいというお話の内容でございます。

児童生徒に一人一台の端末、タブレットパソコンでございますが、整備を早期に実現をするという内容です。当初、本町におきましては、契約期間が令和5年度までということの内容でございますが、台数とも当初3年生以上で整備をするという考えでいたのですが、それで今回この一人一台端末については、国に対しては、児童3人に対して2人について補助をするという内容となっております。

先生の部分についてでございますが、進め方でございますけれども現在この方向に向かってそれぞれタブレットを使った授業を行なうべく検証を实はしております。それで発信の方法として、学校から子どもたちに発信するにあたって、例えば今言っているYouTubeですとかってものを使って、ビデオ等を使ってそういう学習の部分を用意をいたしまして、子どもたちに発信していく。あと最近ではお聞きになっているかと思いますが、ZOOMというソフトを使って、これは遠隔操作によってオンライン授業を行なうということで各家庭で、学校で先生が板書をしているものについて取り進めるなどを現在それぞれ先生方が研修を行ないながら、進めているところでございます。

○議長（高橋利勝） 阿保議員。

○10番（阿保静夫） 3人に対して2人という意味がわかりませんでしたので、再度それを伺いたいということと、ただ今の説明は今現在の、いわゆるリモート事業ということに対応している中身の説明のように聞こえているのですけれども、今後事業再開されていると思いますけれども、これからの学校現場でもそういう個別のタブレットによって、学校の授業というか、そういう教育を進めていくと、夏休みやなんかの使い方も変わってくるのかなというふうに思って聞いていたのですけれども、その辺のイメージがこれだけで、数字だけではわからないものですから、その辺についてもう少し内容説明をお願いしたいと思います。

○議長（高橋利勝） 阿部教育次長。

○教育次長（阿部秀幸） 先ほどの3人に対して2人のお話は、国の補助の対象額の算出にあたって、子ども3人に対して2人まで国では補助しますよというお話です。ですから、今現在、5月1日現在でいる児童数の、単純に言うと3分の2の子に対して国が補助してくれるという内容なのです。なっているということで御理解ください。

あと、活用方法についてですが、先ほど説明悪かったのかもしれませんが、子どもたちが一応一人一台ということで今考えておりますので、当然学校でまず慣れていることも当然ですが、自宅に持ち帰ることも想定をしております。そういった意味でまず使い方から慣れていただき、子どもたちが実際に携われる形のもの、今各学校においても先生方が今研修を積んでいるところでございますし、子どもたちにおいても学校の授業の進め方も含めて、今考えていかななくてはならない。例えば、タブレットの今後の保有方法についても検証していくというところでは、まだ検証の段階でありまして、まずは今回国の補助が前倒しで今年度のみということもございまして、早急な対応ということも含めて計上しているものですから、そういう形で進めさせていただきたいということの内容でございます。

○議長（高橋利勝） 阿保議員。

○10番（阿保静夫） タブレットを活用するということで、いろいろな広がりが出てくるという意味での説明はよくわかったのですけれども、遠隔授業というのは当然インターネットを介するという形になろうかと思えます。

それで一面で、今後そういうようなことも決めていくということの趣旨だと思っておりますけれども、やはりそのインターネット上の情報はこないだも問題があったように、い

ろいろな書き込みとか批判とかがあるということもあつたりとかで、そういうようなことも、もう一つの新たな課題として出てくるのかなと思って聞いていたのですが、今後のそういうような中で対応していくというふうには受け取りましたけども、その辺について再度伺います。

○議長（高橋利勝） 阿部教育次長。

○教育次長（阿部秀幸） タブレットを与える時に、当然セキュリティ対策というものが当然必要になります。子どもたちが使うということもありますので、フィルタリングと言って、子どもたちが開けないような形の内容のものも設定の中に折り込んでいくということは現在考えておりますので、そういう形で進めてまいりたいというふうに思っております。以上です。

○議長（高橋利勝） ほかにございませんか。

藤田議員。

○11番（藤田直美） 私からは今の教育費のタブレットの関係で1点だけ。

全国的にも早急にこの整備が進められていまして、大変購入が難しいというようなお話も聞いております。このタブレットが活用できる時期というのは、いつ頃になるのか。

また、今整備されている校内LAN整備というか通信環境整備ですが、どの程度まで進んでいるのか伺いたいと思います。

○議長（高橋利勝） 阿部教育次長。

○教育次長（阿部秀幸） 藤田議員さんの御質問にお答えしたいと思います。

今の校内LANの部分で先にお話をしたいと思います。これにつきましては3月の議会で補正をしたものでございますが、現在積算を進めておりまして、一応配備されている部分はあるのですが、今度は子どもたちが、例えば一斉にタブレットを使って、インターネットを使うというふうになれば、当然それなりの速度であつたり容量であつたりということで、受ける側の部分の整備をし直さなきゃならないということで繰り越しをさせていただいております。

今7月に入札を予定しておりますので、随時学校の影響しない時間帯を使いつつ、音の出ないものについては通常の授業中も進めながら工事を進めるというふうに考えております。

それから、タブレットの配布までにどのくらいとかつていうお話でよかったですよね。いつ頃という部分につきましては、ここの議会が終わったあと、当然入札、契約等の手続き等、当然ございますけどもお話のとおり、全国的に導入する自治体が増えるというところで、非常に生産等も含めて厳しいということは伺っておりますが、そこを対処すべき今回計上させていただいております。目標としてはおそらく時間はかかるかもしれませんが、年内になんとかかならないのかなという気持ちは今あります。できる限り早く導入ができればということなので、本町だけのものではないというところを御理解いただいて、少しでも子どもたちに早く届けられる形を取りたいなというふうには考えております。以上です。

○議長（高橋利勝） ほかにございませんか。

方川議員。

○9番（方川一郎） 1点だけ。16ページの先ほども質疑あったのですが、いきいき商品券の関係でありますけども、1万円の5,000セット、50%のプレミアということでありますけども、これの購入の制限と言いますか、一人当たりなんぼとか一世帯云々だとか今現在決定されているのかどうか、確認したいと思います。

○議長（高橋利勝） 高橋企画振興課長

○企画振興課長（高橋哲也） 方川議員の御質問にお答えいたします。

今現在、商工会と調整しているのは、一世帯当たり5セットを購入するということで今調整中ございまして、そういった形で進めたいというふうに今思っているところで。以上です。

○議長（高橋利勝） ほかにございせんか。

大住議員。

○6番（大住啓一） 2点ほど。1点目でございますが、総務費の一般管理費の委託料でございます。この弁護士料云々ということで27万5,000円でございますが、これは税金の云々ということでの200何十万に対して民事の部分なのか、それを再度お聞かせいただきたいということと、弁護士事務所については極めて公共性が高いということでございますので、差し支えなければ弁護士事務所の名前、それがどこに所在している弁護士事務所なのか、札幌なのか東京なのか、十勝管内なのかということがまず1点。

2点目でございますが、16ページの商工費でございます。

これは18節の負担金の部分でございますが、300万円の起業家支援奨励事業というのがございます。これ私の勉強不足であれば申し訳ないのですが、これは新しく起業を起こして300万円くれるという、出すという事業の中身の部分なのか。そうであれば、なぜ今頃こんなものが出てきたのですか。当初予算で何件か見ているのですが、その分で足りなかったのか、新たに追加が出てきたから行なうのか。300万円という、この区切りが良すぎる数字ですが、これはどういうことなのか。これからきちっとした確認をした中で、過去に用途が不明な部分があったり、自己破産して公のお金が戻ってこなかったとか等々がございまして、その辺の反省点を踏まえて300万円とセットをしたのか、その辺明解にお知らせいただきたいということです。

答弁が少し長すぎますので、全体的にもう少し簡潔にお願いしたい。

○議長（高橋利勝） 村本総務課長。

○総務課長（村本信幸） それでは私のほうから顧問弁護業務の関係についてお答えをいたします。

今回、補正予算計上しておりますのは、まず一つとしては今、議員のほうからもございましたけども、今後予定をしております損害賠償請求訴訟に当たりまして、その準備を進めるにあたっての法的な相談ですとか支援をいただきたいというふうに考えております。

それと合わせて、これまでもいろいろな行政の業務を行なってまいりましたけども、そういったものを進めるにあたって、その法的な解釈ですとかそういった今後考えられ

るいろいろな、様々な事案を含めて行政としての危機管理という観点も含めて、今回顧問弁護士を委託したいと考えております。

顧問契約の相手方でございますが、これまでの損害賠償請求訴訟等の委任弁護士もやっていたいております、札幌市にあります佐々木総合法律事務所、そこを予定しております。ここは北海道町村会含めて、こういう行政との実績も積んでおりますので、そこが最適かなというふうに考えております。以上です。

○議長（高橋利勝） 高橋企画振興課長。

○企画振興課長（高橋哲也） 大住議員の御質問にお答えいたします。

今回補正させていただきます300万円は大住議員が言われたとおり、店を事業を起こす方のための補助ということでございまして、令和元年度の実績が0件だったということで、これまで300万円3件を予算計上させていただいた経過はあったのですが、令和2年度の当初予算は2件ということで計上させていただきました。これが今回募集しましたところ3件の申請が出てきたものですから、今回1件分に相当する300万円をお願いするということでございます。

また、御心配いただきました、その事業の継続の円滑性ということでございますけども、これについては審査会等でも先般議論しておりますが、しっかりその事業が継続されるような支援体制を商工会の経営指導員あるいは会計士さん等、いろいろな方からしっかり御助言いただいた中で対応してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（高橋利勝） 大住議員。

○6番（大住啓一） 弁護士事務所の関係、まず1点目でございますが、27万円、約30万円弱ですがこれだけの金額を委託するという事になれば、当然弁護士さんのこういう内容はどうでしょうかというような相談事以上の中身になることですね。例えば告発状を作るだとか、訴状を作るだとか、そういうところまでの踏み込んだ話の中身で30万円弱ということになっていると思うのですが、これはその中身だけをもって27万円、ほかの案件はないということでよろしいのですね。それが1点、確認です。

それから2点目ですが、起業家の関係。これは今のところ答弁を聞いておりますと、概算で300万円を見込んだということで、これはどこのどんな仕事をする人かわからない中での予算を組んでいるのですか。ある程度そういう事業を行なうということを経営相談されているの概算で300万円組んでいるのですか。

その2点について再度求めるものでございます。

○議長（高橋利勝） 村本総務課長。

○総務課長（村本信幸） それではお答えをさせていただきます。

今回、予算で計上しております顧問弁護士業務の関係でございますけども、先ほども御説明いたしました損害賠償請求訴訟に向けた準備等の関係、それと日ごろからの法令順守の重要性というものを鑑みながら、法解釈の重要性、危機管理として、日ごろからの法的なアドバイスを求めたりですとか、あるいは日常的な電話、ファクス、そういったものの法律相談、そういったものも今考えております。例えば今後損害賠償請求訴訟を具体的に提起、起こしていくという段階になりましたら、前回の場合もそうですが、

弁護士事務所と委任契約を結びまして、また改めて着手金が発生するということになります。以上です。

○議長（高橋利勝） 高橋企画振興課長。

○企画振興課長（高橋哲也） 大住議員の御質問にお答えいたします。

大住議員おっしゃられたとおり、今回の300万円につきましては概算ということで1件分計上しております。というのは5月15日まで今回募集期間がございまして、5月15日ぎりぎりの、そういった部分商工会とも連携を取りながらやりましたが、1件上がってくると、いわゆる2件プラス1件、3件になるということの情報を得た中で今回限度額の300万円を概算数値として計上させていただいているところでございます。以上です。

○議長（高橋利勝） 大住議員。

○6番（大住啓一） 弁護士費用もそうですが、起業家支援についても3回目でございますので、お話をさせていただきますけれども、弁護士費用についてもコンプライアンスだとか法律の相談だとか多岐にわたって出てきた時には、この額の変更もあり得るということの、私はそういうふう聞き取ったのですが、そういうこともあり得るということなのでしょうか。

それと起業家支援でございます。これは例年3件を見ていたので、当初は2件だったので今回3件を見ているので、まだどなたがどういうふうになるかということもわからないということなのでしょうか。それを明解にお答えいただきたいということ。それがわかっていたら、300万円ではなくて予算の設定する時期に間に合えば、きちっとした見積もりを取って店の内容を見て、例えばですけれども256万なにがしだとか、そういう話になってくるのが本当でないですかということ。予算の組み方として、あくまでも300万円が限度だから300万円組むのだというやり方は、あまりにも税金を扱う部分では乱暴でないですかということをお願いしている。まだそれが決まっていないから、今回は例年の当初予算どおり、300万円を1件当たり見させていただいて、それをきちっと決まった時に次の定例議会、臨時会で修正させて減額するということであればわかるのですけれども、そういうことなのでしょうか。その辺の考え方をきちっと端的にお答えいただきたい。以上2点。

○議長（高橋利勝） 村本総務課長。

○総務課長（村本信幸） では、私のほうからお答えをさせていただきます。

今回、予算を計上いたしました顧問弁護業務の関係につきましては、日常的な相談、そういったものに対応していただくための顧問契約となります。議員が質問されておりました、例えば今後裁判を起こすよと、損害賠償請求訴訟ですね。それを起こす場合に至っては、今度はまたこの法律事務所と委任契約を結んで、新たに着手金、あるいは必要な経費というのはまた補正するということになると思います。以上です。

○議長（高橋利勝） 高橋企画振興課長。

○企画振興課長（高橋哲也） 大住議員の御質問でございますけれども、今回補正計上させていただきましたのは、第一回目の募集、先ほどと重なりますけれども5月15日まで

を締め切りといたしまして進めてきたところでありまして、この中で相手方としましては飲食業2件、それと仕出し業が1件ということで、明確に相手はわかっておりましたけども、ただ15日のその段階でまだ額が確定、あるいは審査会にでないところもございましたので、そういった形で今回概算という形で、今回概算という形で計上させていただきます。

ただ、御指摘にもございましたとおり、これは当然、精算業務かけますので、また不用額が発生した時には適切に補正なりして対応してまいりたいと思いますし、担当といたしましては今回3件、起業ということで応募していただきましたけども、本別町内でこういった事業を起こしていただくことは好ましい、さらにこういった逆風の中でやっていただくことは大変ありがたいということでございますし、担当としてはまた今後も募集をするということで、また事業数を増やすような、そういった政策をとっていきたいというふうにも考えているところでございます。御理解いただきますよう、よろしくお願いいたします。以上です。

○議長（高橋利勝） 暫時休憩をいたします。

午後 0時 9分 休憩

午後 1時30分 再開

○議長（高橋利勝） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、議案43号令和2年度本別町一般会計補正予算（第5回）の質疑を行ないます。

ございませんか。

梅村議員。

○3番（梅村智秀） それでは歳出からお伺いをいたします。

13ページ、14ページ、4款衛生費にございます10節需用費の修繕料、車両で30万円計上がございますが、こちらの内訳についてお伺いをいたします。

続きまして、17ページ、18ページ、8款土木費の内、10節の需用費で橋梁の修繕料、愛の掛け橋の照明切れの部分だというような御説明があったというところがございますが、こちらまずいつ生じたのかということと、常時点灯しているものなのか否かがちょっとわかりませんので、そうじゃないということであれば、どのようにしてこれを知りえたのかということと、その切れているよ、ふぐあいがあるよというのはどのように知りえたのかという点と、当然照明が仮につかない状態だということであれば、いわゆるふるさと納税の返礼品にも設定されてございますし、町内外から広くライトアップ事業ということで申し入れを受け入れするような状態にあります。その辺についてはこの不備がある期間というのは、どのように対応したのか、また、しているのかという点ですね。適切なのかという点についてお伺いをいたします。

続きまして、19ページ、20ページ、10款教育費の内、2項の小学校費ないし3項の中学校費にも及ぶ部分でございます。共通する部分もございますが、こちら文科省が打ち出しているGIGAスクール構想に基づいて、教育用パソコンということでそれぞれタブレット端末を導入するというような御提案がございますが、こちらこのGIGA

Aスクール構想に関しましては、様々なその民間業者がいわゆるプランというものを、そういったものを掲げてございますが、現時点において本町で何かモデルとされるような、そうした民間事業者の提案内容ですとか、他の地方公共団体等の導入事例とか取り組み事例とかというものでモデル、参考とされているようなものがあるのか否か。

また、いわゆる本町ではこの端末を導入して、このG I G Aスクール構想に基づいて、どのようにその教育I C Tというものの活用を考えていらっしゃるのか。もし、現時点で具体的にあるのか否かというところでございます。仮にもしあるのであれば、小学校の部分、中学校の部分というところで、それぞれどのようにお考えが現時点でおありなのかというところについて、お伺いをいたします。

続きまして、歳入の部分でございますが、5ページ、6ページ、20款諸収入の部分でございます。3節のウタリ住宅改良資金貸付金、元利収入滞納繰越分ということで平成11年度1戸35万4,000円の計上がございますが、こちら提案の理由、またないしは、その内訳についてお伺いをいたすところでございます。

○議長（高橋利勝） 飯山保健福祉課長。

○保健福祉課長（飯山明美） 私のほうからは14ページの修繕料の部分についてと歳入のウタリ住宅の部分について御説明をいたします。

まず、14ページの修繕料ですけれども、こちらにつきましては循環バスの修繕料となっております。内訳ということですが、当初予算で20万円ほど計上させていただいておりましたが、すでにこの4月、5月で循環バス2台それぞれ修繕が出てしましまして、残が今1万5,000円ほどしかないということで、この先まだ今年度長いものですから、何かあっては困るということで30万円を計上させていただいております。

続きまして、6ページのウタリ住宅の部分でございます。こちらにつきましては、住宅資金貸付の部分で償還をさせていただいているのですけれども、昨年度分の償還につきまして11カ月分が未納になっているということで今回滞納繰越ということで計上させていただきました。以上です。

○議長（高橋利勝） 阿部教育次長。

○教育次長（阿部秀幸） それでは、梅村議員の御質問にお答えしたいと思います。

タブレットの何かモデルとしたものがあるのかというお話でございましたが、いろいろなメーカーのを今検証はしております。実際に文部科学省のホームページの中でも今、G I G Aスクール用ということでたくさんの機種が提示されております。その中で現在は選定を行なっておりますが基本額が決まっていますので、その分で今回計上させていただいているところが正直なところであります。

そのG I G Aスクールモデルというものは、そもそも学校で使う、できるだけ無料アプリを使うというような仕様になっているということで、学校で今使える内容のものとして、選ばれておりますから、その中から選定をしてまいりたいというふうには考えております。

あと、どのような活用を考えているかというお話でございますが、普段学校にいる時間帯での例えば花を撮ったりだとか、子どもたちで言いますと映像を撮ることができた

り、それを授業の中で実際に教室に置いてあるテレビ等に配信するですとか、あとはあるのは今、教科書の中にもQRコードが、新しい教科書には載っておりまして、それをタブレットで読み取って、ネット上から必要な情報を見て、子どもたちの授業の中に活かしていくだとかっていうことは現在考えられております。以上でございます。

○議長（高橋利勝） 坪建設水道課長。

○建設水道課長（坪忠男） 梅村議員のいつ点灯不良の事実がわかったかというところでございますけれども、5月の大型連休の公用点灯の際に不良個所が見つかったものでございます。

御質問のふるさと納税等の現在の取り扱いとはということで、現在そのような状態になっておりますので、ふるさと納税等は受け付けていない状況でございます。以上です。

○議長（高橋利勝） 梅村議員。

○3番（梅村智秀） それでは、改めて質疑順に再質疑をさせていただきます。

13ページ、14ページの修繕料、循環バスの部分ですと御答弁をいただいたところでございますが、4月5月ですでに当初予算を1万5,000円残すところになっているというところで、今回新たに当初予算を上回る30万円の計上というところでございます。

これまでの議論の中でも、こうした修繕というものを繰り返してきているのかなというふうに認識するところでございますが、いわゆるどこまでこれを繰り返していくのか。当然経済性とか、当然直しながら使っていくというところは一見経済性にはなっているというふうに思われがちですけども、当然新しいものの更新とかというところの判断がなされれば燃費がよかったり、当然経済性だけでなく快適性とか安全性というところにも繋がってくるというふうには一般的に認知されているところですが、その辺はこの循環バスについてはどのようにお考えの上でこれ計上、予算提案なされているのかという点について、改めてお伺いいたします。

続きまして、17ページ、18ページ、需用費の愛の掛け橋の照明切れの部分でございますが、大型連休時の公用点灯で判明したというところで、現在ふるさと納税等の受付はしていないと、これは周知としてはどのように、ホームページ等でそのようになされているのかという点と、当然いわゆる町内外からの法人も含んだ意味での個人というものから受付というものもなされる事業でございますが、その辺についての周知というのはすでになされていらっしゃるのかという点と、現在までにいわゆる申し込みというものがあって、お断りをしたというような、いわゆる適切な周知というものがなされていないかという事実があるのかどうかについてお伺いいたします。

続きまして、19ページから22ページの教育費の部分でございますが、タブレットの選定の部分だけではなくて、いわゆる民間事業者さんが我々としてはこうしたプランを、タブレットの選定だけでなく、プランの提案というものも様々になされていると思うのですが、そうしたもののうちで本町として、ここの会社のこういう、ここの部分の提案は素晴らしいとか、こうした地方公共団体のこうした事例は先進的だとかみたいな形で、何かモデルとされているようなところとか、具体的に何かあるのかどうか。あるのであれば、差支えない範囲でその名称とかお聞かせいただければというところで

ございます。

あとは具体的な部分の活用の部分として、映像を撮りテレビに配信するという部分、QRコードの読み取りという部分で御答弁いただいたところですが、もう少し踏み込んで小学生低学年とか、いわゆる児童の部分と生徒の部分、児童も上級生と下級生というものもあると思いますし、そうしたところで具体的なところまで今はじゃあ至っていないと、今御答弁いただいた程度の部分というところが現在の御検討内容というふうな理解でよろしいのかという部分について、改めてお伺いいたします。以上です。

○議長（高橋利勝） 坪建設水道課長。

○建設水道課長（坪忠男） ただいまの周知方法等でございますけれども、現在ホームページ上にて6月現在メモリアルライトアップの受付は停止していますということで掲載をしております。あと、個人への周知と遅れはなかったかということで、確かに遅れた部分ございまして、この間に2件の申し込みがございました。それで1件につきましては、当課で元々この予算計上をするにあたりまして、きちんと確認しなきゃということで点検点灯を予定していたのですけれども、その点灯に合わせて万全な状態ではないということをお話して、その方の希望日に合わせて点検点灯をそこにぶつけて点灯させていただきました。

それともう1件、申し込みございましたけれども、故障しているため休止しているということで御説明申し上げ、御理解いただいて御辞退いただいたところでございます。以上でございます。

○議長（高橋利勝） 飯山保健福祉課長。

○保健福祉課長（飯山明美） 私のほうからは循環バスの考え方についてということで御答弁をさせていただきます。

梅村議員がおっしゃるように、やはりここ数年、循環バスはかなり故障が多くて修繕費がかかっている状況です。住民の皆様の足の確保を考えた時に、やはり循環バスという手段がいいのか、あるいは町の人口減少等々とも踏まえて別な形を作っていくといいのか、あとは住民の足の確保なのか、それとも足が弱った方の福祉施策なのかとか、多様な問題が混在している部分かなというふうにも考えております。

いずれにしても、バスの単体の買い替えがいいのか、あるいはほかの手段がいいのかという部分につきましては、町の公共交通体系の検討の中でももう少し議論を深めたいというふうにも考えておりますし、循環バスにつきましても今後の故障の状況だとかも見据えた中で入れ替えの時期ですとか、そういうものは判断をさせていただきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（高橋利勝） 阿部教育次長。

○教育次長（阿部秀幸） 先ほどの質問にお答えしたいと思います。

タブレットの選定だけでなくモデルなどはないかというお話でございましたが、先ほどもお話ししましたが文科省で出している基本パッケージというのがございまして、ただその中でもいろいろあるのですけれども、今うちで考えているのはマイクロソフトの365というものが基本的にGIGAタイプで入っているものというイメージは今してお

ります。それ以上の部分は今、突っ込んでおられません。

あと、活動の部分のお話でございましたが、さっき想定しているものは基本的に置いてありますし、あとはインターネットを使っての個別な調査活動であったり、グループごとの活動もできるのかなということは想定しております。

あと、それ以外については、先ほどお話しましたが自宅にもし持ち帰って、再度そういう学習しなくてはならない条件が出た時には、今学校で検証しているのは先生方がY o u T u b e でそういう授業内容を作ったものを配信をして生徒がログインだけできるという形のものを、今検証をして進めているというところまででございます。以上です。

○議長（高橋利勝） 梅村議員。

○3番（梅村智秀） 17ページ、18ページの土木費の部分で改めてお伺いいたします。こちらの現在はホームページで周知を図っているよというところでございますが、5月の大型連休の公用点灯で判明したって言いながら、例えば具体的に申しますと5月19日の朝の同報無線では当然町民向けにということになりますけれども、愛の掛け橋ライトアップ事業への点灯の呼びかけというのを行なっておりますよね。そういったところで、こうした提案に至る、修繕料が発生するよといった時にそれに伴ってそうした連携といいますか、周知と言いますか、どういうふうに判断されているのでしょうか。当然この修繕料が発生してくるというところで、関連していろいろなところまで想定が及んだ上でのこうした御提案なのかどうか、甚だ見えないものですから、その辺改めてお伺いをいたします。

○議長（高橋利勝） 宮崎建設水道課主幹。

○建設水道課主幹（宮崎恒一） ただ今の御質問にお答えいたします。

この周知に関しましては、企画振興課のほうに定期的に同報無線で周知を図るようお願いをしていたところですが、その周知の停止が遅れたことがありまして、その辺はお詫びしたいと思います。以上です。

○議長（高橋利勝） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第43号令和2年度本別町一般会計補正予算（第5回）についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 異議なしと認めます。

したがって、議案第43号令和2年度本別町一般会計補正予算（第5回）については、

原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第44号

○議長（高橋利勝） 日程第10 議案第44号令和2年度本別町国民健康保険特別会計補正予算（第2回）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

久司住民課長。

○住民課長（久司広志） 議案第44号令和2年度本別町国民健康保険特別会計補正予算（第2回）につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ30万5,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億2,788万6,000円とする内容でございます。

それでは、事項別明細書により歳出から御説明申し上げます。

3ページ、4ページをお開きください。

下段の2、歳出ですが、6款保健事業費、3項健康管理センター事業費、2目健康管理事業費、2節給料、3節職員手当等の増額は、職員の昇格に伴う人件費の増によるもので、5ページ以降に給与明細書を添付しております。説明は省略させていただきます。

上段の1、歳入ですけれども、5款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金30万5,000円の増額は、歳出で説明しました昇格に伴う人件費の増による一般会計からの繰入金となります。

以上、議案第44号令和2年度本別町国民健康保険特別会計補正予算（第2回）の説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願い申し上げます。

○議長（高橋利勝） これから質疑を行ないます。

質疑は歳入歳出一括とします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第44号令和2年度本別町国民健康保険特別会計補正予算（第2回）についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 異議なしと認めます。

したがって、議案第44号令和2年度本別町国民健康保険特別会計補正予算(第2回)については、原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第45号

○議長(高橋利勝) 日程第11 議案第45号令和2年度本別町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1回)についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

久司住民課長。

○住民課長(久司広志) 議案第45号令和2年度本別町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1回)につきまして、提案内容を御説明申し上げます。

予算書の1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ33万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4,219万1,000円とする内容でございます。

それでは、歳出から事項別明細書により御説明申し上げます。

5ページ、6ページをお願いいたします。

3款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目保険料還付金、22節償還金利子及び割引料33万4,000円の増額補正は、保険料歳出還付金見込額の増によるものでございます。

続きまして、歳入ですけれども3ページ、4ページをお願いします。

4款諸収入、2項1目1節雑入33万4,000円の増額補正は、歳出で申し上げました、保険料還付金の後期高齢者医療広域連合からの収入でございます。

以上、議案第45号令和2年度本別町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1回)につきましての説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(高橋利勝) これから質疑を行ないます。

質疑は歳入歳出一括とします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋利勝) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋利勝) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第45号令和2年度本別町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1回)についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋利勝) 異議なしと認めます。

したがって、議案第45号令和2年度本別町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）については、原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第46号

○議長（高橋利勝） 日程第12 議案第46号令和2年度本別町介護保険事業特別会計補正予算（第1回）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

飯山保健福祉課長。

○保健福祉課長（飯山明美） 議案第46号令和2年度本別町介護保険事業特別会計補正予算（第1回）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、新型コロナウイルス感染症により、通いの場が活動の自粛をしていたことで、生活不活発な状況にある高齢者等を対象に、介護予防に係る広報活動を行なうための事業費及び、人事異動に伴う人件費の増額が主なものであります。

それでは予算書の1ページをお開き下さい。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ889万7,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億2,083万円3,000円とする内容であります。

それでは、事項別明細書により、歳出から主なものについて御説明いたします。

3ページ、4ページをお開きください。

下段の2、歳出ですが、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、10節需用費36万7,000円及び11節役務費6万円について御説明いたします。

町では、新型コロナウイルス感染症予防のため、通いの場の活動自粛により、居宅で過ごす時間が長くなる高齢者等に対して、心身機能の維持向上を図るために、5月23日からOCTVのビバほんべつを活用し、簡単な体操などの動画を配信していますが、ケーブルの整備ができていないエリアの方々や、OCTV未加入の方もいることから、自宅でできる運動や口腔体操、栄養、新型コロナウイルス感染症予防の注意事項などを掲載したチラシを作製し、全戸配布をしたいと考えており、今回チラシの印刷と広報折り込みに係る経費を計上しております。

下段の3款地域支援事業費、2項包括的支援事業・任意事業費、1目包括的支援事業費、2節給料から18節負担金補助及び交付金の増額につきましては、人事異動によるもので、5ページ以降に給与費明細書を添付しておりますので、説明は省略させていただきます。

戻りまして上段の1、歳入ですが、3款国庫支出金、2項国庫補助金、3目1節事業費補助金28万3,000円は、歳出で説明いたしました、通いの場など活動自粛による介護予防広報啓発事業に対する国からの補助金です。

7款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、2節地域支援事業繰入金847万円の補正は、人事異動に伴う人件費の調整によるものであります。

3節その他一般会計繰入金14万4,000円は、通いの場などの活動自粛による介護

予防広報啓発事業に伴う町負担分であります。

以上、令和2年度本別町介護保険事業特別会計補正予算（第1回）の提案説明に変えさせていただきます。よろしく御審議をお願い申し上げます。

○議長（高橋利勝） これから質疑を行ないます。

質疑は歳入歳出一括とします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第46号令和2年度本別町介護保険事業特別会計補正予算（第1回）についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 異議なしと認めます。

したがって、議案第46号令和2年度本別町介護保険事業特別会計補正予算（第1回）については、原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第47号

○議長（高橋利勝） 日程第13 議案第47号令和2年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算（第1回）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

前佛老人ホーム所長。

○老人ホーム所長（前佛清治） 議案第47号令和2年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算（第1回）につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、人事異動に伴う勤務体制等の変更による人件費の調整及び介護支援専門員資格者増による事業費の増額が主な内容でございます。

それでは、予算書の1ページをお開き願います。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,929万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億7,303万2,000円とするものであります。

それでは、事項別明細書により歳出から御説明させていただきます。

3ページ、4ページをお開き願います。

中段の2、歳出ですが、1款介護サービス事業費、1項1目施設介護サービス事業費、1節報酬から4節共済費と18節負担金補助及び交付金の増減につきましては、人事異

動に伴う勤務体制等の変更によるもので、5ページ以降に給与費明細書を添付しておりますので、説明は省略させていただきます。

下段の2項居宅介護サービス事業費、1目居宅介護支援事業費、10節需用費から18節負担金補助及び交付金の増額は、人事異動に伴う介護支援専門員資格者の増による資格更新に係る費用の増額によるものであります。その他につきましては執行見込による調整であります。

戻りまして、上段の1、歳入ですが、4款繰入金、1項他会計繰入金、1目1節一般会計繰入金1,929万8,000円の減額は、歳出で説明しました事業執行見込みにより調整するものであります。

以上、令和2年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算（第1回）の提案説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（高橋利勝） これから質疑を行ないます。

質疑は歳入歳出一括とします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第47号令和2年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算（第1回）についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 異議なしと認めます。

したがって、議案第47号令和2年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算（第1回）については、原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第48号

○議長（高橋利勝） 日程第14 議案第48号令和2年度本別町簡易水道特別会計補正予算（第1回）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

坪建設水道課長。

○建設水道課長（坪忠男） 議案第48号令和2年度本別町簡易水道特別会計補正予算（第1回）について、提案内容の説明を申し上げます。

今回の補正は、人事異動に伴う、人件費の調整によるものであります。

補正予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出の総額から、歳入歳出それぞれ270万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ1億306万円とする内容であります。

それでは、歳出から事項別明細書により、御説明いたします。

3ページ、4ページをお開きください。

中段にあります2、歳出ですが、1款1項簡易水道費、1目一般管理費、2節給料、3節職員手当等、4節共済費、18節負担金補助及び交付金中、福祉協会負担金の増額については、人事異動によるもので、5ページ以降に給与費明細書を添付しておりますので説明は省略させていただきます。

同ページ上段の1、歳入ですが、4款1項繰入金、1目一般会計繰入金270万8,000円の増額は歳出で説明いたしました人事異動によるものです。

以上、令和2年度本別町簡易水道特別会計補正予算（第1回）の提案説明とさせていただきます。どうぞよろしく御審議をお願いいたします。

○議長（高橋利勝） これから質疑を行ないます。

質疑は歳入歳出一括とします。

ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第48号令和2年度本別町簡易水道特別会計補正予算（第1回）についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 異議なしと認めます。

したがって、議案第48号令和2年度本別町簡易水道特別会計補正予算（第1回）については、原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第49号

○議長（高橋利勝） 日程第15 議案第49号令和2年度本別町公共下水道特別会計補正予算（第1回）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

坪建設水道課長。

○建設水道課長（坪忠男） 議案第49号令和2年度本別町公共下水道特別会計補正予算（第1回）について、提案内容の説明を申し上げます。

今回の補正は、社会資本整備総合交付金事業で交付される国費の内示額の確定による

事業費の精査及び、個別排水処理施設整備事業による浄化槽設置基数の変更によるものであります。

補正予算書の1ページをお開き下さい。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,405万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億6,671万円とする内容であります。

それでは、歳出から事項別明細書により御説明いたします。

4ページ、5ページをお開きください。

下段にあります2、歳出ですが、2款土木費、1項下水道費、1目下水道新設費、12節委託料320万円の減額は、主に執行残によるものです。

14節工事請負費250万円の増額は、主に分配槽可動堰更新に伴う仮設費の増によるものであります。

下段の2目個別排水処理施設新設費、14節工事請負費1,475万6,000円の増額は、上本別・勇足地区の新築物件2件と西美里別・西勇足地区の住宅リフォーム助成制度を利用した改築2件、計4件の浄化槽の設置申込みが新たにあったため、増額し対応するものでございます。

上段の1、歳入ですが、3款国庫支出金、1項国庫補助金、1目土木費国庫補助金、1節下水道費補助金22万5,000円の減は、社会資本整備総合交付金事業の国費の内示額の減額によるものです。

4款1項繰入金、1目一般会計繰入金228万1,000円の増額の主なものは、歳出で説明いたしました浄化槽の設置基数増によるもので225万6,000円の増額となっております。

7款1項町債、1目土木債、1節下水道債1,200万円の増額の主なものは、歳出で説明いたしました浄化槽の設置基数増による起債対象額1,250万円の増によるものです。

3ページにお戻りください。

第2表、地方債補正。

1、変更、内容と致しましては、起債事業の事業費の変更に伴い限度額を変更するものです。

起債の目的、公共下水道整備事業の限度額2,770万円を2,720万円に、個別排水処理施設整備事業の限度額1,850万円を3,100万円に改めるものであります。

起債の方法、利率、償還の方法は変更ありません。

以上、令和2年度本別町公共下水道特別会計補正予算（第1回）の提案説明とさせていただきます。どうぞよろしく御審議をお願いいたします。

○議長（高橋利勝） これから質疑を行ないます。

質疑は歳入歳出、地方債補正一括とします。

ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第49号令和2年度本別町公共下水道特別会計補正予算（第1回）についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 異議なしと認めます。

したがって、議案第49号令和2年度本別町公共下水道特別会計補正予算（第1回）については、原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第50号

○議長（高橋利勝） 日程第16 議案第50号令和2年度本別町水道事業会計補正予算（第1回）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

坪建設水道課長。

○建設水道課長（坪忠男） 議案第50号令和2年度本別町水道事業会計補正予算（第1回）について、提案内容の説明を申し上げます。

今回の補正は、人事異動に伴う人件費の調整によるものであります。

補正予算書の1ページをお開き下さい。

収益的収入及び支出。

第2条、令和2年度本別町水道事業会計予算（以下「予算」という。）

第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものであります。

収入の第1款水道事業収益、第2項営業外収益は168万1,000円増額補正して、収入の総額を1億5,550万7,000円とするものです。

支出の第1款水道事業費、第1項営業費用は168万1,000円増額補正し、支出の総額を1億5,550万7,000円とするものです。

資本的収入及び支出。

第3条、予算第4条本文括弧書中6,416万3,000円を6,432万7,000円に、6,224万3,000円を6,240万7,000円にそれぞれ改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正するものであります。

支出の第1款資本的支出、第1項建設改良費は16万4,000円増額補正し、支出の総額を7,516万3,000円とするものです。

予算説明書の説明につきましては、収益的収入及び支出、資本的支出、いずれも人事異動に伴う人件費の調整によるもので、予算説明書の説明は省略させていただきます。

次に、議会の議決を経なければ流用することのできない経費。

第4条、予算第10条に定めた経費の職員給与費を人事異動に伴い184万5,000円増額補正し、3,447万7,000円に改めるものです。

7ページ以降に給与費明細書を添付しておりますので説明は省略させていただきます。他会計からの補助金。

第5条、予算第11条に定めた補助金の金額を168万1,000円増額補正し、2,599万5,000円に改めるものです。

以上、令和2年度本別町水道事業会計補正予算（第1回）の提案説明とさせていただきます。どうぞよろしく御審議をお願いいたします。

○議長（高橋利勝） これから質疑を行ないます。

質疑は収益的収入及び支出、資本的支出など一括とします。

ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第50号令和2年度本別町水道事業会計補正予算（第1回）についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 異議なしと認めます。

したがって、議案第50号令和2年度本別町水道事業会計補正予算（第1回）については、原案のとおり可決されました。

◎日程第17 議案第51号

○議長（高橋利勝） 日程第17 議案第51号令和2年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算（第3回）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

藤野病院事務長。

○病院事務長（藤野和幸） 議案第51号令和2年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算（第3回）について、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、人事異動に伴います人件費の調整が主な内容となっております。

補正予算書の1ページをお開きください。

第2条の収益的収入及び支出であります、予算第3条に定めた収益的収入及び支出

の予定額を次のとおり補正するもので、収入の第1款病院事業収益、第2項医業外収益を83万8,000円増額し、収益の合計を11億1,677万9,000円とするものがあります。

支出では、第1款病院事業費用、第1項医業費用を1,514万4,000円増額し、費用の合計を12億5,952万5,000円とするものであります。

第3条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費であります。職員給与費を1,514万4,000円増額し、8億2,647万9,000円とするものであります。

第4条、他会計からの補助金は、退職手当組合事前納付金を19万6,000円増額し637万5,000円、基礎年金拠出金公的負担経費を64万2,000円増額し1,698万7,000円とするものであります。

次に、3ページ、4ページをお開きください。

補正予算説明書であります。収益的収入及び支出の、下段の支出から御説明いたします。

収益的支出、1款病院事業費用、1項医業費用、1目給与費、1節給料から5節法定福利費まで人事異動等による増額でございます。

なお、5ページ以降の給与費明細書の説明は省略させていただきます。

戻りまして、上段の収入、1款病院事業収益、2項医業外収益、2目他会計補助金83万8,000円の増額は、人件費の変更に伴う一般会計からの繰入基準の変更によるものでございます。

以上、令和2年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算（第3回）の説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（高橋利勝） これから質疑を行ないます。

質疑は収益的収入及び支出など一括とします。

ございませんか。

大住議員。

○6番（大住啓一） 1点だけ御質問いたします。

4ページでございます。今、給与費ということで増額説明がありました。この中の職員諸手当というのは、どのような手当なのか細かく端的にお知らせいただきたい。

○議長（高橋利勝） 藤野病院事務長。

○病院事務長（藤野和幸） 2節手当の内容説明でございますが、こちら内容につきましては扶養手当が金額565万2,000円となりまして、18万円の減。

住宅手当が919万1,000円となりまして、13万8,000円の減。

通勤手当が265万6,000円となりまして、21万8,000円の増。

期末手当が6,648万2,000円となりまして、177万3,000円の増。

勤勉手当が3,798万5,000円となりまして、136万8,000円の増。

寒冷地手当が597万6,000円となりまして、8万7,000円の増という内訳になっております。

○議長（高橋利勝） 暫時休憩いたします。

午後 2時23分 休憩

午後 2時23分 再開

○議長（高橋利勝） 休憩前に引き続き会議を開きます。

よろしいですか。

○病院事務長（藤野和幸） 以上で説明とさせていただきます。

なお、内訳につきましては5ページの給与費明細書のほうにも添付させていただいているところがございます。

○議長（高橋利勝） 大住議員。

○6番（大住啓一） 手当のこの部分については、人事異動等々で通勤手当が増減したり、いろいろな期末手当の増減をしたりしていて、手当の312万8,000円の増額については、あらゆる手当の増減あつてのプラスということによろしいのでしょうかという質問なのです。

それで、新たにセットと言いますか、設置した手当はないのですか、あるのですか。その辺をどのようになっているかお知らせいただきたい。

相対的に増減、早く言ったのに一覧表もないものですから、定かなことは今の口頭でのやり取りですから、増減があつた中で312万8,000円新たに、これで行くと増えたということになりますね。補正予算ですから。その増えたのは新たな手当を用意したと言いますか、そういうことがあつて300何万増えたのですかという質問なのです。

それで、人事異動で減つた分増えた分等々があつて、それでなおかつ新たな手当を増やしたのでこうなりましたとか、人事異動で人が増えたからこういう手当が大きく増えてこうなりましたという明解な答弁をいただかないと、わからないのです。

説明する人は手元に資料あつてわかっている話ですけども、そういうものではないと思うのですね。これ税金使っているのです、今日そればかり言ってますけども。

その辺、明解にお知らせいただきたいということ。

○議長（高橋利勝） 藤野病院事務長。

○病院事務長（藤野和幸） ただいまの質問にお答えいたします。

今回、人事異動に伴います手当の増減でございます、新たな手当の創設等はございません。

○議長（高橋利勝） よろしいですか。

ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第51号令和2年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算（第3

回) についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋利勝) 異議なしと認めます。

したがって、議案第51号令和2年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算(第3回)については、原案のとおり可決されました。

◎散会宣告

○議長(高橋利勝) 以上で、本日の日程は全部終了しました。

念のため申し上げます。

明日6月10日から15日までの6日間は休会であり、6月16日午前10時再開であります。

これをもって通知済みといたします。

なお、一般質問の通告は、6月11日正午をもって締め切ります。

質問のある方は、締め切り時間厳守の上、提出願います。

本日は、これで散会します。

御苦労さまでした。

散会宣告(午後 2時27分)

令和2年本別町議会第2回定例会会議録（第2号）

令和2年6月16日（火曜日） 午前10時00分開議

○議事日程

- 日程第 1 議会運営委員長報告
日程第 2 一般質問

○会議に付した事件

- 日程第 1 議会運営委員長報告
日程第 2 一般質問

○出席議員（11名）

- | | | | | | |
|----|-----|-------|-----|-----|------|
| 議長 | 12番 | 高橋利勝 | 副議長 | 11番 | 藤田直美 |
| | 1番 | 水谷令子 | | 2番 | 柏崎秀行 |
| | 3番 | 梅村智秀 | | 4番 | 石山憲司 |
| | 5番 | 篠原義彦 | | 6番 | 大住啓一 |
| | 7番 | 山西二三夫 | | 9番 | 方川一郎 |
| | 10番 | 阿保静夫 | | | |

○欠席議員（1名）

- 8番 黒山久男

○説明のため出席した者の職氏名

- | | | | |
|---------|---------|----------|--------|
| 町長 | 高橋正夫 | 副町長 | 大和田 収 |
| 会計管理者 | 花房永実 | 総務課長 | 村本 信幸 |
| 農林課長 | 篠原順彦 | 保健福祉課長 | 飯山 明美 |
| 住民課長 | 久司 広志 | 子ども未来課長 | 大橋 堅次 |
| 建設水道課長 | 坪 忠 男 | 企画振興課長 | 高橋 哲也 |
| 老人ホーム所長 | 前 佛 清 治 | 国保病院事務長 | 藤野 和幸 |
| 総務課主幹 | 上 原 章 司 | 住民課主幹 | 小坂 祐司 |
| 建設水道課主幹 | 宮崎 恒一 | 建設水道課長補佐 | 小出 勝栄 |
| 総務課主査 | 石川 雅康 | 教 育 長 | 佐々木 基裕 |
| 教育次長 | 阿部 秀幸 | 社会教育課長 | 高橋 優 |
| 農委事務局長 | 倉崎 景一 | 代表監査委員 | 畑山 一洋 |
| 選挙事務局長 | 村本 信幸 | | |

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局 長 三 品 正 哉

総務担当主査 越 後 忠

開議宣告（午前10時00分）

◎開議宣告

これから、本日の会議を開きます。

◎日程第1 議会運営委員長報告

○議長（高橋利勝） 日程第1 議会運営委員長から報告を行います。

議会運営委員長方川一郎議員、御登壇ください。

○議会運営委員長（方川一郎）〔登壇〕 おはようございます。

報告いたします。

意見書の取り扱いについて申し上げます。

本日までに2件の提出がありました。

林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書、地方財政の充実・強化を求める意見書。以上2件の意見書については、最終日の本会議で審議する運びを予定いたしました。

以上、報告いたします。

○議長（高橋利勝） これで、報告済みといたします。

◎日程第2 一般質問

○議長（高橋利勝） 日程第2 一般質問を行います。

順次、発言を許します。

2番 柏崎秀行議員。

○2番（柏崎秀行） 議長の許可をいただきましたので、通告済みの1問、新型コロナウイルスの感染拡大に対する本町の取り組みについてを質問させていただきます。

なお、今回、一問一答細目方式を採用させていただきます。

質問事項。新型コロナウイルス感染拡大に対する本町の取り組みについて。

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、本町でも様々な分野において被害を受けました。緊急事態宣言が解除され、本来の生活に戻りつつありますが、第二波、第三波はいつ来るのか想像できない中、そういった状況を想定し、様々な事態に備えることが必要だと考え、伺います。

①緊急事態宣言の休業要請により、減収などの影響を受けた飲食店を中心とした事業所に対し、町独自の支援をスピード感を持って対応し、まちの事業者から安堵の声が上がったのは記憶に新しいところでございます。

本定例会の補正予算でも数々の支援を可決したところでございますが、秋、また冬ごろには大きな波が来るという専門家の指摘もあり、抗ウイルス薬が開発されるまでは安心ができない中で、さらなる支援などの対策も必要であると考え、町として、コ

コロナウイルスが収束するまで、いかにまちの経済を支えていく考えかを伺います。

②様々なイベントがある中で、9月に行われています、きらめきタウンフェスティバルのような大きなイベントは、町民はもとより、管内、道内、道外より多くの人を楽しみにしているイベントであり、開催を希望する町民が多い中、観光協会、商工会、JAほんべつと、本町の考えをいかに踏まえて協議していくのかを伺います。

○議長（高橋利勝） 暫時休憩をいたします。

午前10時07分 休憩

午前10時08分 再開

○議長（高橋利勝） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

高橋町長。

○町長（高橋正夫）〔登壇〕 柏崎議員の1点目の、コロナウイルスが収束するまで、いかに町の経済を支えていくかの御質問の答弁をさせていただきます。

まず、議員御質問のとおり、4月27日開会の臨時議会において、町独自の支援策第1弾として、新型コロナウイルス感染症対策緊急支援事業を実施をして、最短で5月8日に支援金を給付させていただきました。また、6月15日現在で、67事業所に対して、計2,298万4,000円の支援金の給付を行ってきたところでもあります。

国や北海道の事業に対する支援金の給付が遅れている現状下において、議員各位の御賛同と、町商工会の御協力により、事業が円滑に進んでいることに対して、改めて深く感謝を申し上げる次第であります。

また、先般の定例会での補正予算においても、北海道の休業要請に対して、長期間の休業等を余儀なくされた事業者に一律10万円の給付を行う中小企業等の休業協力・感染リスク低減支援金、さらには、プレミアム率を過去最大の50%とするいきいき商品券事業についても、議員各位の御賛同により、第2弾、第3弾の事業者向け支援事業をスタートさせることができました。

一方で、北海道の休業要請解除後も、飲食店やスナック、ハイヤーなど、影響が大きい業種では、団体での来客が皆無に近く、前年までの来客数や売りに達していない事業者が大半であると聞いています。

今後の見通しについても、抗ウイルス薬が開発されるまでの間はこのような状況が続くことが予想されますし、特に団体客が多い忘年会や新年会、このシーズンを迎える時期には、本年の3月、4月のように売りが減少することが見込まれるところでもあります。

町内の事業者においても、新北海道スタイル、安心宣言に基づいた、お客様が安心して入ることのできるお店づくりに努めているところではありますが、事業者の皆さんの努力でも補うことのできない部分につきましては、国や北海道に対する支援の拡充をさらに求めていくこととあわせて、本町としてのさらなる独自政策を、町商工会との連携により、また今後も検討を進めていくこと、また、適時適切な時期にその支援策を実

施することで、本町からのコロナウイルスによる事業所の廃業を出さないように、最大限の努力、していきたいと考えています。

2点目であります。きらめきタウンフェスティバルの開催に関する協議についてですが、JA本別町、商工会、観光協会、建設業協会の4団体が中心となり、実行委員会を組織して、イベントの企画、運営を行っていただいています。開催の可否につきましても、実行委員会が決定することになります。

北海道が5月29日に発表いたしました新型コロナウイルス感染対策に関する基本方針における屋外イベントの開催制限では、ステップ1からステップ3に至る人数制限を経て、8月1日以降は人数制限を設けず、十分な間隔をとることでイベントの開催は可能となる予定であります。

しかし、北海道としての大規模イベント開催に係るガイドラインの発出がなく、今後においてもガイドラインの発出を行わないことを確認していますので、イベント開催に当たりましては、令和2年3月20日、内閣府の大臣官房危機管理監通知文書の別添の、多くの方が参加する場での感染対策のあり方の例を参考として、イベント開催の可否を決定しなければなりません。

この通知では、まずは1点目に、人が集まる場の前後も含めた適切な感染予防対策の実施として、一つ目には、参加時の体温測定及び症状のあるなし、有無の確認をする。住所、氏名も記入をする。

二つ目には、過去2週間以内に発熱や風邪で受診、服薬した方は参加は認めない、不可ということであります。

三つ目が、飛沫感染等を防ぐための徹底した対策を行う。1メートル以上の距離を保つ、また、声を出す機会を最小限にする、マスクを着用させるなどであります。

2点目に、集団感染発生のリスクの高い状況の回避として、一つ目には、人を密集させない環境を整備する。会場に入る定員をいつもより少なく定め、入退場に時間差を設けるなどの動線を工夫をするということです。

二つ目は、大きな発声をさせない環境づくり、声援などは控えるということでもあります。

三つ目が、共有物の適正な管理や消毒の徹底。

大きな3点目には、感染が発生した場合の参加者への確実な連絡と行政機関によります調査への協力といたしまして、一つ目には、イベントに参加した者の中に感染者が出た場合には、その他の参加者に対して連絡をとり、症状の確認、場合によっては保健所の公的機関に連絡がとれる体制を確保すること。

二つ目には、参加した個人は、保健所などの聞き取りに協力する。また、濃厚接触者となった場合につきましては、接触してから2週間を目安に自宅待機の要請が行われる可能性があるなどあります。

次に、大きな四つ目ではありますが、食事の提供などとして、一つには、食事の提供は、

大皿などでの取り分けは避けて、パッケージされた軽食を個別に提供するなどの工夫をする。

二つ目には、終了後の懇親会は開催をしない、させないようにするとなっております。現段階では、以上の四つの項目の全てをクリアしなければイベント開催は難しい状況にあるということです。

また、本年5月に開催予定でありました本別山溪つつじ祭りにおきましても、このチェックリストにより、観光協会内において協議を行い、開催が中止となりました。

きらめきタウンフェスティバル実行委員会では、6月11日に三役会議、会長、観光協会長、副会長、JA本別町組合長、商工会会長、建設業協会会長で持ち回り開催をして、本年度の見送るべきとの見解で一致したと伺っております。

また、実行委員会の定期総会につきましては、書面による、本日付で郵送を行い、6月22日までに回答を提出していただき、6月23日火曜日に開催の可否について最終決定を行うという予定となっているということでもあります。

以上申し上げて、答弁とさせていただきます。

○議長（高橋利勝） 柏崎議員。

○2番（柏崎秀行） ただいま町長のほうから答弁いただきました。

1項目目について、再質問をさせていただきます。

町長の答弁の中からもうかがえますように、団体客の宴会なり、そういうものは皆無であるというような、説明の中にありました。まさにそうであります。3月、4月からのコロナウイルスの感染拡大に伴い、宴会がゼロになったと。1,000人に上るような人数のキャンセルが相次ぐ。

そういった中で、今回、町のほうでも、国、道のほうが支援のスピードが遅いということで、支援をしていただきました。本当に助かったという業者の声が多い中で、このまま、先ほども言ったように、いつ収束するかわからない中で、先ほど町長のほうからも、忘年会、新年会という言葉をいただきましたけれども、まさに1年で一番のかき入れ時の忘年会、新年会で、このままいってお客さんが来なかったらどうしようと。ある程度飲食店の自己努力というものも必要になりますが、それだけでは本当にはかり知れない、まだわからないですけれども、そういったものも予想されてくるというところで、町のほうでもスピード感を持った支援を前提に考えてもらいたいというところがございますが、改めてその新年会、忘年会というシーズンにおいて、国、道の本当にいまだに国や道のお金は入っていないのです。そういった中で、スピード感を持って対応していただけるということで、忘年会、新年会にはどういったことを想定されているのかを伺います。

○議長（高橋利勝） 高橋町長。

○町長（高橋正夫） 町の行事も、今、質問にありましたように、3月、4月は、まさに卒業、また入学、そしてまた転勤、いろいろ含めて大きな異動の時期ですし、また、

そういう総会含めて非常に多いのです。つながりといえは12月から5月ぐらいまでは、忘年会、新年会、そして各種団体の総会などなど含めて、非常に町民の皆さんが町内でそれぞれ消費をしていただくという行動が非常に多い、まさに御質問のとおりでありまして、そのことが皆無になったということですから、これは何とかしてこの状況を、当座、切り抜いていただくということを含めて、本当に議会の皆さん方の協力をいただいて、本当に気持ちだけかもしれませんが、こういう対処をとらせていただきました。

ただ、この後、今の状況からいうと、本当にいつ収束が見えてくるか、先が見えてくるかというのは、非常にやっぱり不透明なものばかりですから、かといってそのときばかりの対応だけを考えるのではなくて、今現在も、一時緊急事態宣言が解除されましたけれども、これが解除されたと同時に今までの生活に戻るかということ、なかなか時間がかかることだろうと思うのです。ずっと今、御質問ありますように、こういう大きなイベントも軒並み実施できないというような状況でありますから、到底今までの暮らしに戻るというのは時間がかかる。そういうことを含めると、先ほども少し答弁の中で触れさせていただきましたけれども、このコロナ禍の中で、本当に廃業などということに絶対ならないように、やはり今、頑張っているそれぞれ商店、企業の皆さん方には、本当に引き続き何としてもこの危機を乗り越えていただけるために、町としても国や道にお願いするというのは当たり前のことですし、既に第2次補正案含めて総務省に、また、総務省の幹部の皆様方とそれぞれテレビ会議をやりながら、私の立場でも強く要請をして、かなりそれに応えていただくようになってはいますが、問題なのは、やっぱり現場第一線がどうなっているかということですから、そのことは私ども自治体を預かる者としては一番そこをしっかりと発信しなければならないものですから、それを含めて、しっかりと取り組んでいくことと、それは職員も関係機関も一体となって、そのことに向けて取り組んでいって、さらに私どもの町独自でもその対策をしっかりととっていき、その方向をもう既に職員の課長等会議の場でも確認をさせていただきますので、それができ得れば早く回復の光を当ててほしいなど、そういうことも望みながらも、やっぱりしっかりと、少しでも不安を取り除けるような支援を考えていきたいというふうに思っています。

その一段が、まず今回の、これからのプレミアの50%の、今までにない商品券、さらに愛町購買をさらに町民の皆さんに本当に根づかせていただきながら、まちの企業、商店をみんなで支えていくと。自分たちのまちをみんなで支えていく、こういう意識も含めて実施をさせていただいて、そのほかまた必要なもの等々、議会の皆さん方から提案をいただきながら、本当に難所の中で、何が必要なのかということもしっかり見きわめながら対応していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

以上であります。

○議長（高橋利勝） 柏崎議員。

○2番（柏崎秀行） 1項目目について、再度質問させていただきます。

ただいま町長のほうから、コロナ禍においても町としても支援するのだという強いお気持ちを聞いたところでございます。

先日、新聞のほうでも、町の管理職組合、組合、消防協、議会などとポイントカードのほうに800万円近くのお金をチャージして、町内で消費するというような記事も出ておりました。

そういった中で、コロナ禍においても、若手事業者はどんどん起業化している現状の中で、本別では商売してよかったのだと、事業を営んでよかったのだと思わせるような考えは町のほうでお持ちなのか、再度お伺いいたします。

○議長（高橋利勝） 高橋町長。

○町長（高橋正夫） 本当に私どももこの厳しいときに、本当によく頑張ってくれているなど、本当にうれしく思っていますし、日頃から特に若い世代、若い世代というところまた、商工会長さんから若い人ばかりかとよく言われるのですけれども、まち全体で、本当にそういう親の姿を見て、また若い世代の人が頑張っていくということですから、すごく私どももうきうきしながら、その活躍ぶりには本当に目を見張りながら、本当に頑張ってもらいたいなど、さらに応援をさせていただければと思います。

それにつけても、それぞれ起業化支援、いろいろな対策というのはありますけれども、さらにそれらを超えるような、特に新しく開店される、また、新しく起業化される、その若い世代の方も非常に頑張っておりますので、それについてはしっかりと、町としても大事な産業、企業でありますので、それは応援させていただくことはもちろんでありますし、できる限りのそういう相談も含めて、支援体制をとっていきたいなと思っています。そのこと一つ一つが、また次の世代や次の人たちに与える希望も含めて、まちが本当に元気になる大きな要因でもありますので、そのことには全力を尽くしながら、町としての役割を果たしていける、この環境をつくっていきたいなと思っています。

以上です。

○議長（高橋利勝） 柏崎議員。

○2番（柏崎秀行） 2項目目の再質問に移らせていただきます。

イベントの中でもきらめきタウンフェスティバルという大きなイベントは、まだ可否は決定していないという中で、町長のほうからかなりのガイドライン、制約のものがあるということで、なかなか開催は難しいという説明がありました。私も本当にそう思うのですけれども、やはりイベントというのは、本町において、本別はイベントのまちだと言われるぐらい、子どもたちも楽しみにしているものであるというふうに考えています。そういった中で、これからどこかのタイミングでやるのだと、開催するのだというタイミングが来ると思います。それは早いか遅いかは分かりません。分かりませんが、町として、そのイベントをいつやるんだ、こういうふうにやるのだ、そういう子どもたちの気持ちに応えるのだということが町のほうではどういうふうに思っているの

か、再度質問させていただきます。

○議長（高橋利勝） 高橋町長。

○町長（高橋正夫） 2問目の答弁をさせていただきますが、できる限り、つつじ祭りも中止になりましたから、春、一番最初に、まずつつじ祭りから本町の観光が始まるわけでありまして、最大が9月の第1土、日のきらめきですから、これは歴史的から言っても、農業、商工業、そして自治会、自治体含めて、建設業協会もそうですけれども、これだけの、本当に本別が一体となってこのイベントをつくり上げてきたという、これだけのものですから、町内外にも大変な関心を持っていただけるイベントですから、なるべく判断は、本当にできる限りやれる方向で環境が整わないかなと、そんなことで待ちわびていましたけれども、やっぱり実行委員会の皆さん方は、とにかく6月の中ぐらいいまではという判断をしていただきました。余り早いのも、またそれぞれ影響も大きいですし、かといってぎりぎりになってしまうと、また準備などを含めても、とてもまた物理的にかなわないところがありますから、その判断というのは非常に難しいのですけれども、今日付でそれぞれ書面のそれぞれ決議を、書類を発送して、22日に最終的に方向性を決めていただくということではありますが、もう既に持ち回りのそれぞれの三役の、先ほど言いましたけれども、ほとんど厳しいであろうという方向でありますけれども、でき得れば、私どももいろいろ経験してきました、今まで。例えば口蹄疫のときもそうでしたけれども、あのときと状況はまた違いますけれども、みんなで、大変だったときは、収束したときには、次に向かって頑張ろうということで、みんなで、町民の皆さんで元気祭りをやったり、本当に節目、節目でそういうイベントを開催させていただいたり、町民の皆さんからアイデアをいただいて、いろいろやってきたことも事実でありますから、でき得れば、これだけ厳しい、本当に歴史にないコロナ禍の中で対応してきた皆さんの気持ちを思うとき、本当に御質問にありますように、これが本当に一筋の光でも見えたら、条件が許せば、まちを上げて大きな、みんな笑顔で万歳できるような、そのようなイベントが正しいかどうかは別ですけれども、そういう思いをみんな共有できるような場をつくっていきいたいなというふうに思いますし、それを景気に、また明日から、今まで以上にまた元気で、まちづくり、そしてそれぞれの暮らしの中で元気を発信しながらいくよと、そういうような確認ができればいいなと思っておりますので、またぜひ議会の皆さん含めて、またそんなことも、私どもになかなか至らないところもあるかと思っておりますので、そういうときにはぜひそんないろいろな御提案やアイデアも含めていただきながら、まちをしっかり盛り上げていきいたいなと思っておりますので、またその辺も含めてよろしく願いして、答弁とさせていただきます。

以上であります。

○議長（高橋利勝） 柏崎議員。

○2番（柏崎秀行） なかなか難しいのかなというふうに今思っているところではござ

いますが、本当に昨日の夜、商工会の理事会がありまして、先ほど町長から説明があったように、J A本別、商工会、観光協会、建設業協会という中の協議の中で、商工会は、開催はちょっと厳しいのではないかという判断をしたところでございます。

そういった中で、行政、町としては、その協議の中でどういう姿勢で臨むのかはお決まりなのでしょうか、最後に質問させていただきます。

○議長（高橋利勝） 高橋町長。

○町長（高橋正夫） 町としては、本当にできる限り、先ほど言いましたけれども、何とかやれないか、実施できないかと、こういう思いで来ましたが、最終的な判断というのは、当たり前として実行委員会の構成メンバーの皆さん方が可否を、是非を判断してくれるということでもありますから、これはそれぞれの機関の中でしっかりと結論を出していただいて、その方向で町も一体となっていくということにさせていただいていますので、あくまでも今回のきらめきの部分については、まさに実行委員会構成団体の皆さん方の御意見をしっかりと承りながら対応するというようにさせていただきまして、今までと同じく、歴史をしっかりと守りながら、その判断をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

以上でございます。

○2番（柏崎秀行） 終わります。

○議長（高橋利勝） 次に、9番方川一郎議員。

○9番（方川一郎） 冒頭、新型コロナウイルスで北海道も全国で4番目の感染者を出している状況であります。そして、今でも大変な思いをされている方に心からお見舞いを申し上げる次第でありますし、亡くなられた方には本当に御冥福をお祈りしたいというふうに思います。

それでは、通告しておりますコロナ禍における災害時避難所の対応についてを質問させていただきます。

本年も間もなく台風シーズンになってくるわけでありまして。台風の大雨、あるいは地震等々、地震においてはいつ来るかわからないという状況であります。今回、新型コロナウイルスの対策により、避難所の対応も変わらざるを得ないのではないかとこのように思うところであります。

本町も今まで何度となく大雨によって災害が発生し、また、避難を余儀なくされた方々が多くいるわけでありまして。

今回、そういう意味で、台風、あるいは大雨等による、また、地震もそうでありまして、この避難所のあり方をどういうふうに町として考えているのか、まずもってお伺ひしたいというふうに思います。

それと、次に、本町は本別公園等々、町外者、あるいは道内の方々がよく訪れる状況もあります。そういった方々が避難するというのも、非常にこの辺も、本町に住所を有していない方々でありますので、そういった方々の避難所に対応するように、今後ど

う向けていくのか、そういった面もお聞かせいただきたいというふうに思います。

それと、次に、私は今回のような状況になった場合は、本当に避難所をできるだけ多く用いるしかないのかな、用意するしかないのかなというふうに思っているところでもありますし、町民の皆さんが3密を避けるという意味で避難所に行くのをちょっと躊躇されるような状況があってはならないというふうに思っていますし、そういう意味では、今後、やはり早急にどう対応するかということは、やはり今まで避難所として指定していないような状況のところも考えていく必要があるのではないかとこのように思います。それで、町としての対応をどうするのか、お伺いしたいと思います。

○議長（高橋利勝） 高橋町長。

○町長（高橋正夫）〔登壇〕 方川議員の、コロナ禍における災害時の避難所の対策についての御質問の答弁をさせていただきます。

本町の対応といたしましては、使い捨てマスク、また、消毒液など、感染症対策の物資の備蓄、避難者が3密にならないよう配慮した避難所の開設、避難者、運営スタッフの健康管理、避難所の衛生管理などを考慮した対応ができるように対策を考えているところであります。

北海道では、本年5月に新型コロナウイルス感染症対策などを取り入れました北海道版避難所運営マニュアルを改正しておりまして、これをもとに、本町でも避難所開設時に新型コロナウイルス感染症対策がスムーズに対応できるよう、避難所運営マニュアルの見直しに取り組んでいるところであります。マニュアルが完成次第に職員による避難所開設訓練を行いたいというふうに考えております。

また、静山キャンプ場など、町外からの利用者の方々に対する対応でありますけれども、利用者に対しましては、平成28年8月の台風以降、大雨警報などの気象情報をもとに、利用者の安全確保のために、災害に遭わないよう、事前に利用を中止して、帰宅いただくような取り組みをしてきております。また、事情により帰宅が困難な利用者に対しましては、バンガローなどに一時的な避難をお願いしています。

今、議員の質問にありましたが、避難所の感染症対策をしっかりと施しながら、避難者を分散させ、密にならないように、通常の災害時よりも多くの避難所を開設をして、町民の方々はもちろんのこと、何らかの理由で本町に立ち寄られた方が安心して避難できる避難所の環境づくりに努めてまいりたいと思います。

以上申し上げて、答弁とさせていただきます。

○議長（高橋利勝） 方川議員。

○9番（方川一郎） ただいま町長から具体的に答弁がありました。避難所に来られる方は全て元気な方ばかりでは当然ないわけでありまして、体調のすぐれない方、あるいは障がいを持たれた方等々、また、小さいお子さん等がいるだとか、そういった様々なことがあるわけですので、そういった方々に対応する避難所ということも確かに必要かなというふうに私は思っているところでもありますし、そういう意味では、ただいまそ

ういった面では具体的なところはお話ありませんでしたけれども、そういったことも当然考えていく必要があるというふうに思っていますし、そういった対応をどうなされるのかということ。

あるいはまた、今後、そういうできるだけ場所を設定してということもありますけれども、静山のキャンプなんかも、過去にもそういったことで緊急に避難していただいた前例もあるわけですし、そういう意味では、先ほどバンガロー等々というお話もありましたけれども、やはりそういった意味では、同じ高さのところに位置している部分もあるので、まさにもう一段高い御所だとかバーベキューハウスだとかという考え方もあっていいのかなというふうに思っているところでもあります。そういう意味で、そういった町外の方々、できるだけそういった台風等々は予測できる部分も一方あるわけですが、そういった避難をするような状況下にある天気予報等々を見ていただいて、それは事前に利用を控えていただくとかいうことも必要かなというふうに思います。やはり万が一、そういった意味でそういうこともなされず、やはり来られる方も中にはおられるというふうに思っていますので、そういった対応も、今後、場所等も含めて考えていく必要があるのかなというふうに思っているところであります。

それと、避難所の開設によっては、やはり役場の職員の皆さん方の配置だとか、また、避難物資等々の配送等々、やはり今までと違ったやり方も当然なってくるのかなというふうにも思います。そういったことも、先ほど訓練も含めてということもありましたけれども、そういった意味で、どういうふうに今後対応していくのか、改めて伺うところであります。

○議長（高橋利勝） 小坂住民課主幹。

○住民課主幹（小坂祐司） それでは、方川議員の質問にお答えをしたいと思います。

方川議員おっしゃられるとおり、高齢者ですとか障がい者等々の対応につきましては、現在、担当のほうで避難所の区画、レイアウト等を考えて進めてきております。その分も配慮した配置をしていきたいというふうに思って、今、配置を考えているところでございます。

開設時の職員の配置、それから、議員御指摘のとおり、配送の関係等もありますので、マニュアル等ができて、訓練等やって、課題等も出てくるかと思っております。その辺を配慮しまして、台風シーズンまでにはしっかりとしたものをつくっていきたいというふうに考えているところでございます。

また、キャンプ場等の利用者に関しましては、避難所が開設しているのであれば、当然、避難所のほうへ来ていただくということも考慮していますし、避難所開設前であれば、御所ですとかバンガローですとかということも配慮していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（高橋利勝） 方川議員。

○9番（方川一郎） おおよそ答えが出たのかなというふうに思っていますが、こうしたコロナの関係は、当然、どこかで収束するのだろうというふうに思っていますし、そういう意味では、一日も早い収束を望むところでもありますけれども、そんな中で、コロナの関係が収束したということに、仮に今後、いつの時期か分かりませんが、そういったことになったということが想定されても、今後、やはり避難所のあり方ということは、私はやはり、よく避難所ではほとんどプライベートの関係が非常に保てないという部分が問題になってきているところでもあります。そういう意味では、コロナが収束したとしても、やはりそうした避難所のあり方というのは、やはり仮に2メートルなり何なりの間隔を保てるような避難所のつくり方もどうのこうのということはいろいろと言われてはいますが、そういった意味では、今後の避難所のあり方ということを中心にプライベートの保てるような空間といえますか、そういった意味で今後は対応していくということも考えとしては必要かなというふうに思っているところではありますが、改めて考え方を伺いたいというふうに思います。

○議長（高橋利勝） 小坂住民課主幹。

○住民課主幹（小坂祐司） 方川議員の御質問にお答えをしたいと思います。

方川議員おっしゃられるとおり、コロナ収束をいたしましても、避難所、プライベートはないだとかと言われている部分もございますので、今後の避難所開設時に当たっても、そういったプライベートな空間でありますとかということも考慮して、今後とも開設時にはそういった部分を考慮しながら開設をしていきたいというふうに担当としては思っています。

以上です。

○議長（高橋利勝） 高橋町長。

○町長（高橋正夫） 先ほどの答弁で、新しいところが出てこなかったという質問がありましたけれども、実は今回のコロナを含めて、国のほうからも示されているのは、改めて小中学校の避難所の活用ということが入っています。うちも状況によりまして、大雨なのか地震なのかといろいろありますけれども、そこら辺はしっかり対応できるように、先ほど申し上げましたように、マニュアルもつくって、マニュアルができ次第、その実態訓練といえますか、それも実施しながら対応していくことと、さらにまた、物資もそうですし、人員配置もそうですが、今議論して、ちょっと厳しいなと思うのは、それぞれ避難所を分散して、数か所設けることになるのと、そこに必ず職員と、また、保健師含めて配置をしなければならないということがあるのです。保健師の人数からすると、そこら辺がどのように対応できるのか。例えば学校のようなところで、教室ということで、一つの建物の中であれば、複数の人数が要らないというようなことなのでしょうけれども、それがそれぞれ分散すると、またそこで人的な制御も出てくるというようなことがありますし、ちょっとそこら辺も、先ほど担当のほうから、台風シーズンまでには間に合うようにと言っていましたけれども、本当に一日も早く、マ

マニュアルをつくって、避難対応できるようにしたいなというふうに思っていますが、改めて避難場所などは、今まで提案にありましたような高台の位置するところ、さらにまた、小中学校ということの大きなスペースを活用するという示されておりますので、それらも含めて、しっかり密にならないような、安心して避難できる環境をつくるために、マニュアルも作成しながら登録させていただければと思っておりますので、つけ加えさせていただきます。よろしく申し上げます。

○9番（方川一郎） 終わります。

○議長（高橋利勝） 次に、6番大住啓一議員。

○6番（大住啓一） 議長の許可をいただきましたので、通告いたしました3間について質問をいたします。

冒頭に、本年、年明けからの新型コロナウイルスの猛威の中、北海道では1,000人を超える方々が感染し、90人を超える方が亡くなっております。心よりお悔やみとお見舞いを申し上げます。

また、感染防止拡大のため、日夜、献身的に業務に当たっておられる医療関係者の方々や、関連する皆様に心から敬意を表します。

それでは、1問目の税の不納欠損者を対象とした町税収納調査についてお伺いいたします。

本年1月31日及び6月8日の議員協議会において、不納欠損者487件、領収印を使用した納税者222件の調査をし、被害額が9件で215万7,500円との報告がありました。一連の事件に対する総括と、今後の対応についてお伺いいたします。

本町においては、税金の不適切処理、さらに横領事件と、あってはならない事案があり、昨年末にかけ、不納欠損者を対象とした町税収納調査を行った結果、9件、215万7,500円の被害があった旨、報告がありました。横領事件では2件で、225万1,400円。その後、調査で3件、56万1,000円であり、総額14件、496万9,900円と、大きな額になっております。

調査期間は平成14年度から平成27年度の期間であり、709件もの調査を行っての結果と認識しておりますが、平成28年6月定例会での質問から、横領事件が発覚後、4年が過ぎました。不納欠損という制度を悪用した犯罪、また、最高責任者である町長の決裁を経て生じた処理確定後の調査の中で、新たに215万7,500円になる途方もない大金が未収納であったことを踏まえ、総括をどのように捉えているのか、また、御自身の監督責任も含め、今後の方針、考え方をお伺いいたします。

○議長（高橋利勝） 高橋町長。

○町長（高橋正夫）〔登壇〕 大住議員の、税の不納欠損者を対象とした町税の収納調査についての質問の答弁をさせていただきます。

税の不適切処理、横領事件につきましては、これまでも述べさせていただいておりますが、町民の皆さんの行政に対する信頼を失墜させましたことにつきましては、改めて

重大さを感じているところでありまして、職員一人一人の公正な職務遂行の重要性を感じているところでもあります。

元職員による横領事案につきましては、平成29年8月に刑事事件として2件、225万1,400円の税被害が発覚をし、その後、納税者の問い合わせによる3件、56万1,000円の税被害も確認されました。

刑事事件で発覚いたしました被害につきましては、元職員から全額弁済がありましたが、納税者からの問い合わせによる被害につきましては、民事訴訟による判決が令和2年3月に確定したところで、今後は債権回収に向け、委任弁護士と協議しながら進めてまいります。

また、一連の横領事案を踏まえ、平成31年4月に選任職員2名を配置して、税の収納確認調査として、平成14年度から平成27年度までの不納欠損者487件、税務担当者が使用していた領収印のある納税者222件の合計709件の訪問調査等を実施してまいりました。

調査結果では、9件、215万7,500円の税被害を確認をして、国家賠償法による遅延利息2万1,993円を含めて、地方自治法に基づき、監査委員に損害賠償責任者の決定を求め、令和2年5月に決定額190万3,593円、不決定額27万5,900円の監査結果を受け、決定額につきましては、元職員に賠償請求を行っているところでもあります。不決定額につきましては、刑事事件、民事訴訟で判決が確定した事案と同様な手口であると判断していることから、損害賠償請求の民事訴訟を提起する考えであります。

なお、今回の税の収納確認の調査は、平成31年2月から準備を開始して、同年の6月から令和2年の1月まで、12か月をかけて、確認作業が最大限可能な範囲の平成14年度の不納欠損者までさかのぼり、町内、町外、管外、道内を可能な限り関係職員の協力を得て実施をしてきました。

町といたしましては、できる限り調査を実施しておりまして、これをもって全ての横領事件の調査を終了と、町民の皆さんには、収納確認調査の内容や結果、一連の横領事案の被害額や経費などを町広報誌、また、ホームページで御説明、御報告をさせていただくことと考えております。

今回の一連の横領事案による税被害の合計は14件、496万9,900円に及んでおり、最高責任者としては、その責任の重さについて痛感をしているところでありまして、今後とも再発防止に取り組み、日々の業務を通じて、役場に対する信頼回復に努めることが私どもの使命であるというふう感じておりますし、その職責を果たすため、職員とともにまちづくりにこれからも全力で取り組んでまいり所存であります。

以上申し上げて、答弁とさせていただきます。

○議長（高橋利勝） 暫時休憩をいたします。

午前10時56分 休憩

午前 11 時 10 分 再開

○議長（高橋利勝） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、大住議員の質問からとします。

大住議員。

○6番（大住啓一） 細かく答弁をいただきまして、再質問として何点か質問させていただきますが、まず1点目でございますが、昨年、709件もの調査を、ほぼ1年もかかってやっていただいたということ、これについては担当職員の方、本当に頭が下がる思いでございます。町民の皆さんの大事な血税をそのような形で、きちっとした形で出していただいたことに心から敬意を表させていただきますが、今回、先ほど町長の御答弁にもありましたが、民事でということでございます。これ、私、再三言っておりますけれども、なぜ刑事に持っていけないのか、刑事告発をしないのか。税金がなくなるということは大変なことでございますから、調べた結果が新たに出てきたということでございますので、総トータルで犯罪に使われた二百数十万円を引いても280万円、合わせて500万円弱でございますから、その部分の税金が未収ということになれば、当然、刑事告発するべきというのが一般論だと思います。その辺をどのように考えているのか、まず1点でございます。

それから、町民の皆さんに広報ということでのお話がございました。これはおおむね大体出ていることでございますから、一番直近で言えば7月1日号になろうかと思っておりますが、その辺、次の質問にも関連いたしますけれども、議員協議会でお話のある民事訴訟をするとすれば、刑事をしないで民事をするということになれば、その裁判費用がかかるということでございます。弁護士さんに払うお金ということになろうかと思っておりますが、それが先般の議員協議会で25万7,000円ということ、26万円弱ぐらいですか、そのぐらいかかるということでございますから、その辺も含めて町民の皆さんに細かく周知するべきかと思っておりますが、この何点かについて答弁を求めるものでございます。

○議長（高橋利勝） 久司住民課長。

○住民課長（久司広志） それでは、大住議員の質問に対しまして答弁をさせていただきます。

まず、1点目の関係でございます。刑事告発の部分だったのですが、今回、昨年、調査を行って、被害が出た段階で、一度弁護士さんとも御相談をしまして、その際に、警察のほうとも御相談をということで助言をいただいたところでございます。その内容だったのですが、刑事事件としては全てもう完了しているということで話を伺ってございますので、民事というようなことで考えてございます。

2点目の関係での広報等の関係でございますけれども、一応広報につきましては、8月1日号でちょっと今予定をしているのですが、それに向けまして、大住議員からお話があったとおり、一連の係る経費部分含めて、さらに調査を行った内容ですとか概要を

含めて、広報またはホームページのほうで周知を図りたいというふうに考えてございます。

以上であります。

○議長（高橋利勝） 大住議員。

○6番（大住啓一） 今、担当課長から細かくいただきました。8月1日を出すということでございますから、当然、弁護士費用等々も、その前に補正予算を組んで、我々のほうで審議させていただいて、広報にかかった額、これからかかるであろう額を広報のほうに記載して、町民の皆さんに知らしめるという解釈でよろしいかということの確認と、刑事事件として警察捜査当局と打ち合わせをしたということでございますが、それはあくまでも警察の話であって、町がお世話になっている弁護士の方の見解といいますか、法律的に、刑法といいますか、刑事訴訟法といいますか、そちらのほうでどうしてもできないのだという根拠がないとなかなかお話できないと思うのですね、町民の皆さんに。その辺、行政のやることですから、理詰めですべきでないと思いますが、その2点について、額と、8月1日は分かりましたけれど、訴訟にかかわる額と、刑事事件に持っていけなかった明解なストーリーといいますか、その辺どのようにお考えになっているか、再度お伺いします。

○議長（高橋利勝） 久司住民課長。

○住民課長（久司広志） 私のほうから答弁をさせていただきます。

まず1点目の、額の関係でございますけれども、今ちょっと予定していますのが、8月臨時議会での補正予算を考えてございまして、その段階で御承認いただいた段階で額のほうは明示したいなと考えてございます。

2点目の、刑事事件の部分の関係だったのですけれども、相談の中身としましては、既に刑事事件は終わっているということで、新たな事件というふうに考えた場合に、まず1点目には、他の職員であることですか、また、手口が異なる場合、3点目には、刑事事件と比べて横領期間が大幅にずれている場合などについては刑事事件ということに持っていけるというようなお話を伺ってございますけれども、今回、監査のほうに、証拠書類をつくった段階で、同じ職員であるという部分、手口も同様であるという部分、それと、刑事事件と時期もほぼ一緒ということで、元職員ということで判断をしてございます。

○議長（高橋利勝） 大住議員。

○6番（大住啓一） 行政のほうでそういう判断をしたということですが、そういう判断がよろしいのかよろしくないのかというのは、これは公正の人間が判断することになります。税金を未収にしておいて、きちっとしたその都度、その都度、最適な方法をとらないで先送りしているというようなあらぬ誤解を招くような行政の執行ではいかがなものかというふうに思っておりますのと、先ほど来、町長も職務に専念してということの御答弁をいただきました。今回、4年もたちますので、昨年、700件、

800件近くの調査をしてのこの額でございます。再度、その辺、その辺というのは、御自身の進退、処分等々含めて、8月1日にいろいろなことを広報に出すということでございますから、その辺どのようにお考えになっているのか、再度お伺いたします。

○議長（高橋利勝） 高橋町長。

○町長（高橋正夫） まず、刑事、民事の話でありますけれども、刑事でということありますけれども、一連の事件という判断で、警察のほうもこれは先ほど課長から答弁しましたように、新しく、言ってみれば新しい人物だとか新しい手口というのであれば、刑事ということもまた再度できますけれども、一連という流れの中の判断でいくと、これは刑事というのではなくて民事ということと、そういう判断を弁護士もそして警察のほうの判断もそういう判断になって、それで行政側、私どもの職員含めて、そのことに従って民事訴訟として損害賠償請求するということでもありますので、この辺は御理解いただきたいと思えます。

今までも何回もこれに関して、それぞれ責任や、また、それぞれの進退含めて質問いただきました。あくまでも私どもは、このようなことが起きたことは大変な、あつてはならない事件でありますからということで何度も答弁させていただきましたし、含めてこれは責任の重大さを感じながら、今後とも職員と一緒に、これはこのような事態が二度と起きないように、しっかりと職員のコンプライアンスを含めて、しっかりと研修しながら、町民の皆さんと行政との信頼回復に向けても全力で取り組んでいくという、こういうことで一貫して私ども取り組んできておりますので、それら含めて、この4年に及ぶ大変な御苦勞をかけて、また、町民の皆さんにも御心配かけたことについては、改めて深くおわび申し上げながら、しっかりと全容、ここで調査ができましたので、改めてその意を表明しながら、今後のまちづくりにしっかりと取り組んで信頼回復に努めていきたい、このように考えておりますので、よろしく申し上げます。

以上であります。

○議長（高橋利勝） 大住議員。

○6番（大住啓一） 堂々巡りですから、警察もそうやって言った、弁護士もそうやって言ったというなら仕方ないことですが、これから新たな人間がどうのこうのということのないことをお祈りしてございます。

先ほどちょっと私も質問させていただいているのですが、次の臨時会等々で弁護士の民事訴訟に係る費用、この間の議員協議会で私の聞き間違い、勘違いであれば訂正いただきたいのですが、25万何がしという数字が出ていると思うのですが、これは、この間の議員協議会だと思いののですが、今、これから変わっても構わないのですけれども、おおむね何千万円もかからない、20万円か30万円くらいのお話を次の臨時会で出させていただいて、町広報にお知らせしたいのだという流れになると思うのですが、課長の答弁ですね。その25万何がしという議員協議会で出ている数字が、それが1円たりとも変わったらだめだという言い方ではないですよ。これから弁護士との協議もあ

りますし、時期的なこともあろうと思うのですが、その辺、おおむねで結構ですけども、どのぐらいになるのだというのを先ほども聞いたつもりでございますけれども、その辺、漏れておったので、再度求めるものでございます。

○議長（高橋利勝） 久司住民課長。

○住民課長（久司広志） 私のほうから答弁をさせていただきます。

弁護士費用の関係でございますけれども、刑事事件の関係で回収された分に係る、成功報酬ということで、金額なのですが、25万7,992円と、さらに今回3月に確定をしました民事訴訟に係る諸経費の部分だったのですが、1万6,520円というような内容になってございます。

○議長（高橋利勝） 大住議員。

○6番（大住啓一） 2問目に移ります。

町道に係る車両物損事故に関して弁護士が対応している、この件についてお伺いいたします。

本年3月、町内南3丁目において、町内在住の自営業の方が運転する車体が損傷した事故が発生し、過失割合などを決める段階になりまして、示談を進めると、この段階になっての話でございますが、町民の方に対する対応を弁護士に依頼しております。経緯と依頼することに至った考え方をお伺いいたします。

1点目といたしまして、過去において、町道にかかわる物損事故が数件報告されておりますが、弁護士に依頼した案件はないものと私は認識してございますけれども、過去5年間の物損事故の実態と内容についてお伺いいたします。

2点目でございますが、町道にかかわる物損事故の場合、行政の瑕疵が問われることもあろうと思いますが、法律議論を進める前に、職員の方が町民の方々に説明をし、解決することが、町民の皆さんに対する町長がいつもお話ししている町民目線ではないのでしょうか。なぜ拙速に依頼したのか、お伺いいたします。

3点目でございますが、弁護士に依頼することは、弁護士に支払う料金が生じてくると思います。予算措置はどのようになっているか。また今後、コロナの関係で相当経済が疲弊してございますので、使用料や税金を滞納する方が出てくるというふうに考えられます。これらの対応についても、弁護士に依頼することが懸念されますが、考え方をお伺いいたします。

○議長（高橋利勝） 高橋町長。

○町長（高橋正夫） 大住議員の2問目、町道にかかわる車両物損事故に関して、弁護士が対応の考え方はの御質問に答弁させていただきます。

まず1点目の、過去5年間の物損事故の実態と内容についてでありますけれども、平成30年度に2件、今年の3月に1件の合計3件となります。

平成30年度の2件につきましては、町道のアスファルトがはがれたくぼみによりタイヤやホイールに損傷を与えた件が1件、また、町道の側溝のグレーチングの跳ね上

がりによりまして車両に損傷を与えたものが1件、ことし3月の1件につきましては、町が管理する歩道の縁石と車両との接触事故となっております。御質問の2点目についてであります。議員御指摘のとおり、町が所有また管理する町道などの施設の瑕疵が問われることもありますし、その際には、まず職員がしっかりと説明をして解決を図っていくものと考えております。また、町が法律上の損害賠償責任を負う、その損害を填補する総合賠償補償保険に加入をして対応しておりますが、今回の場合は、保険会社より、修繕箇所の精査は一般職員では難しく、事故査定の専門家がない以上、しっかりとした精査を行うのであれば、保険会社が契約しております弁護士に依頼することを進められ、対応を委任することとした次第であります。本件につきましては、弁護士を立てて争うものではなくて、あくまでも専門的な判断の分析、法的な解釈に向けて支援をいただくものであります。

3点目の御質問であります。弁護士費用に関しましては、着手金を含め、実費費用の全額が直接保険会社より弁護士事務所に支払われることになっております。

また、議員が懸念されております町税等を滞納している方への対応でございますが、これまでどおり職員による訪問、また、面談等によりまして、納税相談を実施しながら、丁寧に対応してまいりたいと考えております。滞納整理のための財産調査や差し押さえなどは、地方自治法、国税徴収法に基づき行われますので、弁護士に依頼することはないと考えております。

以上申し上げて、答弁いたします。

○議長（高橋利勝） 大住議員。

○6番（大住啓一） この件については、町道、今450キロぐらい管理しているかと思うのですが、なかなか100%の維持、修繕、管理は難しい、これは理解いたします。また、自治会においても、そういうところがあればというようなネットワーク的なこともあっての行政の推進をしていると思うのですが、いかんせん、起きたときに、どうしても公のお金で払うとなれば、担当者の裁量だけではいけない部分があります。いかないということは、極力役場のお金、要するに税金を使いたくない云々という気持ちもわからなくはない。ですから、それらの進める示談というのは変な意味の示談でなくて、そういう事故割合、過失割合というのですか、その辺を決める段階になっての弁護士、法律的に詳しい方に御相談するというのは、今の町長の御答弁で、私ももったいなことだと思いますし、それは理解いたします。

ただ、事故が起きてから2か月ぐらい過ぎてから、ある日突然、お手紙で、弁護士事務所からこういうことを、本別町、以下、依頼町というふうに、私もコピーを持っていますけれども、依頼されたので、これからは私ども、要するに弁護士事務所が対応するのですというやり方は、これはちょっといかななものかなと思います。職員の人たちも、今、それこそコロナの最中、いろいろ年度のかわりで大変な時期、これは私どもも日夜汗をかきかき、それは理解いたします。ただ、好きで事故を起こしたわけでない。

その運転されていた方も、本別町の約7,000人弱の中のお一人でございます。その方に不快な思いというのですか、そういうことでなくて、弁護士に依頼するなら依頼する、そういうことで専門的な見知が必要なので依頼しましたということで、そのお手紙を持参して、職員が行って、こういう対応をするというような話の持っていき方が私は理想とするところでないかと思うのです。先ほど通告の中でもお話しさせていただきましたが、町長がふだんから協働でまちづくりをするだとか、町民の目線でどうのこうのというのは、その1回の行為で崩れ落ちていくと私は思うのです。専門的なことがわからないのであれば、役場の職員の方々だって100%でないですから、それがわからないのであれば、専門的な能力を持った方にお聞きする、これは当たり前のことです。当たり前の予算の執行をしていく、税金の使い方をしていくということから考えれば、当たり前のこと。それらをしない中でそういうふうに行ったということについて、どのようにお考えになっているのか。税金のことについては、国の地方税法上での差し押さえ等々ありますから、弁護士は関係ないのだというお話を今されておりましたが、確かにそうかもしれません。でも、こういうことが起きてくるということになれば、今回は特異な例だとおっしゃりながら、そういうことがこれから出てくれば、私どもも町民の皆さんと接する機会が多いものですから、そういう話を聞くに、聞けない立場になってくる部分もあります。それらを考えたときに、なぜそういう考え方をしてしまったのか、これからどのような持っていき方をするのか。これからも限りなく弁護士の事務所から文書を出してもらってこういうふうに行っていくという考え方なのか、どこかで担当なり執行者なりが出向いて行って、こうこうこういうことだから、専門的な見知の部分についてはこういうことで進めたいのだということに持っていくのか、その辺の考え方を再度お伺いします。

○議長（高橋利勝） 高橋町長。

○町長（高橋正夫） 事故が起きるといのは、もちろん事故を起こしたくて起こす人はいませんから、不幸にして事故に遭った場合については、それぞれしっかり面談をして、私どもの例えば町の施設が、これが不備であれば、そのこともしっかりそれぞれ事故の相手方と話をしながら、その後の補償、修理に向けてどうするかというのは、これは当たり前としてやらなければならないことですから、それは私は3月30日に本人と面談して以来、数度にわたって、そのようなやりとり、また、直接や電話も含めてやりとりをしてきたことは間違いのないと思います。ただその中で、個人のことですから、余り申し上げることはできませんが、その中でいろいろやりとりがあって、どうしてもそのことの処理の判断について難しいということが出てくる場面があって、これは先ほど答弁をしましたように、専門家の査定がない場合であれば、専門的にきちっと判断できるところにお願いをして、それぞれお互いの事故に対する後処理について協議することが一番いいのではないかと、こういうことでありますので、保険会社も含めて、そのことの推奨をいただきましたので、職員担当としては、そのことに従いながら、

弁護士事務所をお願いをして、本人にも通知をさせていただきながら、このような経過になったところでありまして、決して何の連絡もなしに拙速にこのような行為に及んだということではなくて、やはりこうしなければこの問題がしっかりと解決できる方向に向かない、こういう判断でありますので、このことは、争うとか何とかという、ただそういうことではなくて、正しく判断をして、理解をしていただける、そういう結果をつくるためにこういうお願いをせざるを得なかったということでもありますので、その辺については十分に、決して怠慢で自分が判断できないから、それこそ専門家に任せて、あとは知らんぷりするののかということでは決してありませんので、あくまでもそのことについてはこれからもしっかりと、お互いにというか、両方で弁護士を立てるということでもありますから、そういう中では、弁護士さん同士で、現場の周りも含めてきちっと精査、協議をしていただきながら結果を出していただけるものと、そのように私どもは判断をさせていただきました。

以上であります。

○議長（高橋利勝） 大住議員。

○6番（大住啓一） 私も通告の中でお話しさせていただいて、御返答が、平成30年に2件、本年1件ですか、合わせて3件。その中ではこういう状況にはなっていないという報告かと思うのですが、この部分だけになったというのは、個々の話ですから、私も余りするつもりはございませんけれども、町民の皆さんの中に、この事故以外にも、元気のいい方がいたら、すぐ専門家に話をすることにとられかねない、短絡的に話をしますと。ですから、職員の方も言っている、町長も今、何月何日まで話をしたという詰めでこういうふうに行ったと思うのですが、できることなら、専門的な方に、料金は保険会社から出ているようでございますから、その弁護士、法律家の方もお仕事でございまして、それはそれでいいのしょうけれども、そういう専門的に依頼したときに、なぜ、言っているかもしれませんが、明解に御答弁がないのでお尋ねしますけれども、なぜ職員の方々がついていってお話をしなかったのか。電話でお話をしているという話は聞いてございますけれども、やはり人と人との話ですから、やはり出向いていって、いろいろ仕事をやっている方は、その時間帯はどうしても忙しいとか、農家の方であれば、農業の時期が、この時期はこうだとか、サラリーマンの方であれば、この時間ならいるかなとか、そういうことを考えた中で進めていくべきでないかと思うのですが、その辺、非常に難しい話ですから、オブラートに包んだような言い方になりますけれども、要はこういうことが1回あると、町民の人たちが、これもあれも全て、そんな方ばかりではないと思いますが、なってしまうことを我々は懸念するものですから、その辺、どのような考え方だったのか。先ほどの御答弁の中で、30年に2件、本年1件、これについては全て問題なくいっていると。問題ないということは、弁護士云々ということではなくて進めているという解釈なのと、それと、先ほどの通告後の答弁の中で、弁護士の我々でいう費用については保険会社から云々ということでございます。それで、

一般的な考えでございますが、物損事故の報告のとき、私も質問したことがあると思うのですが、こういう部分に保険料を使うということになれば、次の掛金はどのようになるのか。一般的に考えれば、保険を使うということは、掛金が高くなるということなのですが、その辺の解釈はどのようになっているか。2点ほどになります。お知らせいただきたい。

○議長（高橋利勝） 高橋町長。

○町長（高橋正夫） 事故が賠償できるように保険に加入することありますから、何度か今までも行政絡みの事故のときに保険を使うときに、保険料が高くなるのでないかという御質問いただいていますから、また改めて担当のほうからそのものについて答弁させていただきますけれども、今、大住議員の御質問のとおり、私どももちろん、担当している職員も、そのことは十分に考えながら対応してきたということをぜひ御理解いただきたいと思うのです。ただ、人と人ですから、例えば過失割合、話できるかできないかはありますけれども、それがいろいろ協議をやる、また、例えばそれぞれ仕事が忙しくて、いついつと自由に会えないとか、そういういろいろなことがあって、電話でのやりとりも含めて、最大限、お互いに努力しながら、そういう事故の処理についてのお話をさせていただいたという経過があります。

でも、その中でも、どうしても私どもの職員の中の対応だけでは、これはとても整理ができない、処理ができる状況でないということで、保険会社も含めて、これはやっぱり専門的な人にしっかりと判断をいただいたほうがいいのではないですかと、こういうアドバイスをいただいた中で、そしてそのことはしっかりと相手方に伝えながら、こういう対応をせざるを得なかったということでもありますので、その辺はぜひ御理解をいただいて、先ほど言いましたけれども、決して訴訟をして争うとかどうにかするという意味ではなくて、きちっとした判断をさせていただく、そういうことを含めて、念を入れながらしっかり対応していくということにさせていただきますので、御理解いただきたいと思います。決してこのことがあったら、今後、こういうようなことがあったら何でもすぐ弁護士か専門家ということになるのかということではありますが、決してそんなことを考えているわけありません。本当に最大限努力した中で、どうしてもということでもありますので、今回はそれを超えただけの状況になっているということも含めて、御理解いただければと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（高橋利勝） 村本総務課長。

○総務課長（村本信幸） 大住議員から御質問のありました保険料の関係でございます。今回の全国町村会総合賠償補償保険でございますけれども、保険掛金というのは4月1日時点の人口で算定をされているものでございますので、今回の弁護士費用等が保険の掛金に影響することはございませんので、掛金自体は上がることはございません。

以上です。

○議長（高橋利勝） 坪建設水道課長。

○建設水道課長（坪忠男） 御本人とのやりとりの経過でございますけれども、弁護士事務所に依頼することを検討しております段階で、4月28日に御本人様に、電話ですけれども、御連絡申し上げ、内容をお話ししたところ、忙しいのか、今、そのような話は聞きたくないという御返答をいただいております。その後、内部で協議いたしまして、依頼することを決定した後、5月18日にもお電話して説明しておりますけれども、概略、了解いただいたということで、それは日中なのですけれども、その日の夜にまた再度連絡いたしまして、直接お会いして、その説明を申し上げたいと申し出たところ、忙しいこともありますし時間がとれないので、文書をもってその説明をしていただきたいということがございましたので、私どもとしては文書で説明させていただきました。

以上でございます。

○議長（高橋利勝） 大住議員。

○6番（大住啓一） 個人の案件で余り細かくは聞きたくないのですが、こういうことを議会でお話しするということは、これからの行政の執行の体制を問うものでもございますし、今後、町民の皆さんの中には、町長も先ほどおっしゃったように、訴訟するとかでなくて、弁護士事務所からお手紙が来るということは、私ども平穩に暮らしている人間からすれば、これは大変なことなのです。それを私は申し上げている。だから、今回は特異な例だということで町長も再三答弁されておりますけれども、そのとおりでと思います。特異な部分でなかったら困るのです。ばんきりこんなことばかりやられたのでは、信頼の失墜だとか、そのレベルでは済まなくなるということなのです。今、担当のほうからお話ありましたように、時系列でいついつにお話をしたら、業務が忙しいとか何とかというお話になったのだらうと思いますが、こういうことが二度と起きてこないように、やはり私ども政策提言する立場でございますから、二度と起きてこないような中で、何も短絡的に弁護士に相談したとは申し上げておりませんけれども、7,000人弱の人口の中で、行政が折に触れてそんなことばかりやっているとは言いませんけれども、そんなことばかりやっていたら大変なことになりますよということでございますので、今後はどんなことがあってもきちっとした対応をしていくのだというこの意思表示といいますか、相手がそれをもって訴訟を起こすというのは、これは話は別ですよ。そういうこと考え方を再度お伺いいたします。

○議長（高橋利勝） 高橋町長。

○町長（高橋正夫） 事故処理含めて、今回の事案もそうですけれども、こういうもので弁護士事務所とか弁護士に相談する、弁護士に判断を任すということは、これは全く私どもとしては想定もしませんし考えてもいないことですけれども、ただ、こういうことも、今まで初めてのことでですから、本来はとてそこまでやらなければならないのというようなことというのは、たくさんそういう疑問がわくと思うのです。でも、その

中も含めて、これも何回も繰り返しになりますけれども、そういうことのないように、いろいろ意見の食い違いとか何とかは当然あると思いますけれども、それをいろいろ直接面談だとか電話だとか含めて相談をさせていただいて、最終的にこれだったらこれ以上の対応ということになると、やっぱり専門家ということになって、それは相手方の方にもその旨をきちっと報告しながら、今後はこのようにということになって、それは先ほど課長の答弁において一定の理解をいただいたと。そういうことでありますから、当然、弁護士事務所からお手紙がいつて、本当に震撼させるとか、そのようなことでは決してありませんので、これからもそういうことはあってはならないことですから、そういうことのないように、きちっとやっぱり当事者間同士、本当はこういうことはあってはいいことはないのですけれども、また類似のようなことがたまたま起きてくるがあれば、こんなことにならないように、しっかりと職員と、また町民の皆さん、当事者含めて、しっかりと理解のできる対応をさせていただくように今後とも努めていくということにさせていただきたいと思います。

以上であります。

○議長（高橋利勝） 大住議員。

○6番（大住啓一） 非常に今後についての前向きなお話をいただきました。

月例の幹部会議の課長等会議も、当然、毎月のようにあると思いますが、こういうことは町長が今お話のとおり、あってはならない、これからきちっとしていくのだということがあっても、なかなか職員の皆様でいくということになれば、やはり人間ですから、やはりそういうふうな形でもっていく場合も出てくると思います。町民の皆様は、日々、このまちのために汗をかき、このまちのために税を納めていただいているということを考えたときに、やはりどこかの課長等会議、全体会議でもよろしいのですけれども、こういうことで、綱紀の粛正も含めて、町長のほうから訓示を出すべきだと思いますが、その辺のお考えはどのようになっているか。

○議長（高橋利勝） 高橋町長。

○町長（高橋正夫） このことについては、今御質問のとおり、特異な事象にもなりかねませんので、こういうことは本来あってはいけないことを含めて、先ほどの不祥事なども含めてですけれども、課長等会議のあるごとに、特に最近はコロナの本部会議もたくさんありますので、その中で必ずこのことも含めてきちっと話をさせていただいて、特に町民の皆さんが不安に思ったり、不信に思うようなことにつながることはないように、しっかりとした、質問いただいたように、常に町民目線で仕事ができるように、そういうことを遂行していくようにということでお話させていただいておりますので、このことについては、まさにレアなケースだと。今までの初めてのケースですから、非常にそういう意味では私どももちょっと難しい事案かなと思いつつも、余りこれ以上言いませんけれども、そのようなことに対処しているという判断をさせていただいているところですので、御理解いただきたい。

○6番（大住啓一） 2問目終わります。

○議長（高橋利勝） 大住議員。

○6番（大住啓一） それでは、最後、3問目に移ります。

スーパーシティ構想に対する考えについてお伺いいたします。

今、地方は、急激な人口減少、超高齢化社会への対応の中にあり、町民の皆さんの生活を守るため、様々な施策が必要と思っております。医療、介護支援や、防災拠点の整備を想定したスーパーシティ構想を利用、活用する考えをお伺いいたします。

1点目といたしまして、スーパーシティ構想の実現に向けた改正国家戦略特区法が、先月、5月27日に成立しております。今年夏にも自治体の公募が始まると各マスコミ報道等にありましたが、本町として情報の収集、職員の皆さんや町民の方々からの意見聴取をする考えはございますか、お伺いいたします。

2点目でございますけれども、本町においては、高齢化に伴う介護施設の問題、医療の見直しや、バイオを主とした自立エネルギーの確保など、様々な問題が山積しております。スーパーシティ構想を利用した施策の展開も視野に入れた行政運営を行う考えはあるのか、お伺いいたします。

3点目でございますけれども、スーパーシティ構想を進めるに当たっては、ノウハウを持っている企業の方々との提携が必要と思いますが、考え方をお伺いいたします。

○議長（高橋利勝） 高橋町長。

○町長（高橋正夫） 大住議員の3問目の、スーパーシティ構想に対する考え方の質問の答弁をさせていただきます。

まず1問目ではありますが、本町といたしまして、情報の収集、また、職員や町民の方々からの意見聴取する考えの質問ではありますが、これにつきましては、スーパーシティ構想はあくまでも丸ごと未来都市をつくるということを目指しているところでありまして、そのことから申し上げますと、一つには、御質問にもありますように、エネルギーや交通など、個別分野にとどまらず、生活全般にまたがり対応すること。また、二つとしては、実証事業を一時的に行うのではなくて、未来社会での生活を先行して現実にする。三つとしては、その際、何よりも重要なことは、住民目線で理想の未来社会を追求することとされています。

これらを実現する上で必要な規制特例要件を備えたものがスーパーシティということで、御質問のとおり、5月27日にそれぞれ国から示されたところでもあります。

まず1問目の、本町としての部分ですが、今まで申し上げましたが、現状において、それぞれ職員や町民の皆さんと意見聴取するとのことではありますが、現状において、情報収集を行う中で、この構想が目指す国家戦略特区の特例を受けまして、本町区域全体にわたる先端の技術を活用して、町民の皆様が抱える社会的課題を解決しなければならないケースということですが、まだまだこのことについては、私どもも含めて認識不足な面がありまして、これは第4次の産業革命とされるそれぞれの項目の普及状況か

らも、導入に際しては、本町のまず人口規模、社会資本の整備状況に鑑みながら、まずは職員の皆さん方と未来像の構成要素、構成要素の領域がそれぞれ1から10までありまして、まず移動から物流、さらにまた教育、エネルギー、防災から防犯ということで、10項目の領域がありまして、最低限この中の五つ以上を実現しなければならないという、そういう要綱がありまして、そのためにも、先ほど申し上げましたけれども、まだまだ情動的にも学習不足でありまして、不十分でありますので、まず職員のほうからこの議論、また協議をした中で、もっともっと未来像の国が目指す構成要素をしっかりとクリアできるものから協議しながらスタートしなければならないかなというふうに思っています。

2問目であります。スーパーシティ構想を利用した施策の展開も視野に入れた行政運営の考え方についてであります。携帯電話やタブレットなどのネットワークを活用した健康状態の可視化やオンライン医療などが現実化し始めている状況もありますから、今後、住民ニーズの実態や環境整備の状況などを踏まえて、本町が一部の領域において導入を進めることも想定されることでありまして、先ほど御質問ありました介護だとか医療とかの現場を含めても、そういうことに該当する部分もあるのかなというふうに、今、私どもも考えているところであります。

御質問にありますスーパーシティ構想に基づきます導入の場合には、一部の最先端の導入のみならず、少なくとも先ほど申し上げました五つの領域以上の分野を広く網羅をして、生活全般にまたがるのが条件となりますので、一定の時間を要するものと考えておりますが、これらについてもしっかりと協議、学習を進めながら、この対応に当たっていければなというふうに思っています。

次に、3問目の、ノウハウを持っている企業との提携も必要との御質問ですが、本構想を運用するに当たっては、幅広で様々な最先端技術を複合的に結びつけた運用がされることから、先進自治体の成功事例から見た導入技術や高度な電算システムを参考にさせていただくこととなると想定されます。

したがいまして、御質問にありますように、必然的にノウハウを持つ企業との連携が重要となってくると考えておりますので、住民ニーズの高まりなど、必要な時期を迎えた際には、この積極的な企業との連携も含めて対応させていただきたいなというふうに思っています。

本町のまちづくりにおいて、住民生活の利便性が向上することが見込まれますとともに、有利な条件によって活用できる場面があれば、積極的な導入検討を図ってまいりたいと考えておりますので、御理解いただいて、よろしくまた御指導もいただきたいと思っております。

以上申し上げて、答弁とさせていただきます。

○議長（高橋利勝） 暫時休憩をいたします。

午前11時54分 休憩

午後 1時30分 再開

○議長（高橋利勝） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

大住議員の質問からいたします。

大住議員。

○6番（大住啓一） 休憩前に町長のほうから細かく御答弁をいただきました。

スーパーシティ、なかなか私も耳なれない言葉でありまして、若干勉強したこともございますが、我がまちに合っているかどうかということは、まだ、表現を悪く言えば、雲をつかむような状況だと思います。

ただ、アイデア公募ということで昨年来からやっているようでございます。本町としても、どのような形で進めていくべきかということもあろうと思っておりますし、やはり国からの交付税、また、いろいろな意味でのコロナの国難とも言える国の財政等々も鑑みたときに、やはりこういう中身が余り整っていない部分もあるかもしれません。法律ですから、あるかもしれませんが、それは自分たちの条例だとか規則だとか、そういうもので補って余りあるものがあるのかなというふうに感じているところでございます。

何点かお聞きしたいのでございますけれども、アイデア公募ということで、先般から出ている中で、55団体が今出ているようでございます。私も余り得意な分野でございませぬけれども、ホームページ等々調べてみますと、そういうような形で載っております。

この中で、ことしの6月部分で、5月、6月とホームページを調べておりますと、スーパーシティ構想について、これは内閣府の地方創生推進事務局ということでございます。町長のお手元にもあるようでございますけれども、この中で、54の地区が出ておりまして、今55になりましたかね。この中で、全国津々浦々から出ております。北海道では十勝管内更別村と、もう一つが民間会社のJSDハイセルというところでございます。ここの部分について、ちょっと私なりにいろいろ調べさせていただいたのですが、このJSDハイセルというところが公募のほうで出している括弧くくりになっているところでございますけれども、十勝本別町役場推薦ということになっています。この地図といいますか、日本全国から48と七つですから55ありまして、民間で上がっているのが、和歌山県の南紀白浜エアポートということでございまして、あそこは観光風光明媚なエアポートでございまして、私も何回か行ったことがありますけれども、そこがアンケートの主体となっております、和歌山県が推薦しているということでございます。

何をこの回りくどいことを聞いているのだということになりますけれども、これだけの国の特区として進めようとしているときに、ホームページの中で、民間企業に本別町役場が推薦しているということはどういうことなのか。当然、議会にも報告もなければ、報告がないということは、当然、相談もないということでございますけれども、職員の方々も知っているのか知らないのか。先ほど通告させていただいた内容でのやり

とりでいきますと、いろいろな部分でのメリットがあると思いますけれども、この部分、明解に御答弁をいただきたい。

○議長（高橋利勝） 高橋町長。

○町長（高橋正夫） 自治体のアイデア募集の、今、関係の質問だということでありましてけれども、実はこのJSDハイセルという団体が、二十数年にわたって、十勝の農地の長い歴史の中で、化学肥料だとか農薬、いろいろな面で土地が劣化していると。それを何とか自然の農地をよみがえらせたいと、そういう構想を持って二十数年間、研究をしてきた機関でありまして、それが農協組合長会だとか、また、経済界だとか、町村会だとか、支庁だとか、オール十勝で農業振興に貢献をしたいということで、実はそれぞれ研究成果を、環境省含めてずっと提案をさせていただいたというのが会社の経過でありまして、本別町もそうですけれども、北海道の十勝町村会でも、5年前から、循環型共生圏の農工業研究ということで、実はそれぞれ研究発表したり、連携の話がちょっとありました。昨年に、これに環境省がしっかり反応していただいて、環境省を上げて、東工大、工業大学ですかね、ここで実は実践発表ということで、ここではそれぞれ環境問題含めて、それを実証実験するところを決めようということで、東京工業大学と帯広畜産大学と、それぞれ協働しながら、でき得れば食料の宝庫の十勝から、その土壤改良をして、優秀な農産物といえ、略して言えば土と草と牛ということで、それぞれデントコーンを利用した土地の改良と、そして家畜の改良を含めて、一番は反芻動物でありますけれども、四つの胃袋のある牛から、ゲップが一番炭酸ガスが出ると。これらのことも含めて、環境問題を少しでもそれを押さえて、いい農産物をつくるという、そういう地域循環の共生圏ということで研究発表がありました。それを、実は特区で、農水省、それから、今回のスーパーシティということでありましたけれども、これに手を挙げて研究発表するというのは、スーパーシティということはそれほど重視をしていなかったのですが、ただここに特区を含めて、十勝に有利な活用の仕方、また、それに伴う財源も含めて、それを特区という形の中で実現できないかというのが、一般公募に応募に当たった考え方でありました。

それについては、この条件の中に、自治体が推薦という一つが入っています。自治体が推薦になっていなければ応募できないというあれもあるものですから、十勝町村会でもだめですし、また、それぞれ複数でもだめなものですから、それで私どものところの立場も含めて、連絡窓口を本別町にして、本別町が十勝の中の代表としてというか、言ってみれば町村会長ですから、そこのところ推薦という形で、スーパーシティの構想の自治体のアイデア公募に応募するというものでありまして、ちなみに更別はドローンの特区で、ここで公募をするということで、これは別に公募したからといって特別内閣府で事業の選定ということではしませんということでありまして、応募の有無については、今後予定されるエリアの設定のプロセスに一切影響ありませんと。ただ、どういような構想を持って、これからのそれぞれの立場での自治体のITだとか、それか

ら、農業というのは一つしかないようでありませけれども、そういう中で農業、そして特に、これからのそれぞれ食の安全、安心、環境問題含めて、このような土壌の改良含めて取り組んでいくと、こういうことで実は応募をさせていただくということで、そこに私どもが、推薦という形になりますけれども、その中には、応募の条件が満たされないということで、私どもの連絡先に本別町が推薦という形の中にさせていただいたところでありまして、御質問のとおり、まだ職員にも十分に説明に至るような状況でもありませんし、また、もちろん町民にもそうであります。

そういう関係でこれから具体的に本申請ということになっていくとなれば、それぞれ十勝管内で協議会をつくらなければならないということになっておりますので、その協議会については、でき得れば6月、7月を目途に協議会を設置をして、その中で本申請に、スーパーシティにそれぞれ応募できるかできないか決めていく、そういうことになって、その前段の自治体のアイデアの公募に参加をさせていただいたと、そういう結果でありますので、私もこれも含めて、それぞれスーパーシティというのは改めてどういうものかというものを今勉強させていただいている最中ですが、かなりハードルも高いですし、将来構想を見込めるというのは非常に厳しい状況でありますけれども、ただ、このハイセルさんの長年の研究というのは、これからの十勝農業には欠くことのできない、やっぱり画期的な手段も含めて、これは十勝上げて何とか実現をするようにということを含めて、前段の一般公募というふうになったところであります。

以上であります。

○議長（高橋利勝） 大住議員。

○6番（大住啓一） 町長のおっしゃることは、まあまあ理想、素晴らしいことだと思いますが、町長、いつもながら決まったことを、こうだったのだという報告では駄目なのです。十勝町村会でそれだけのことを考えてやるのであれば、十勝には、農業の関係であれば、24のJAもあれば、帯広市も入れれば19の市と町と村がある。十勝町村会長をやっているからといって、単独で出して、こういうどなた様もインターネットを開いたらできる、ここに推薦しているのは本別町役場推薦なのです。ちょっと気のきいたものであれば、本別町役場とは使わない。本別町が推薦なのです。その辺もちょっといかななものかと思っておりますけれども、私が聞いているのは、事業の中身としては非常に素晴らしい中身で進んでいるものと思っております、スーパーシティ構想については。

ただ、一部懸念される分が、個人情報だとか、事業を採択していったときに、特区を組んだときに問題になるのではないかと。それはどういうことかということ、民間の方々と協働してやるとなったときに、そこがネックになるのではないかと。これは大きな問題点として今提起されております。それで、先に自治体のアイデア公募でこういうふうに出してしまうということになれば、全国共通の話題になるということと、これ、私が勉強させていただいて、調べさせていただきますと、本社は、この方は札幌ですね。町

長、どういうことかお聞きしようと思っておりますが、会長さんが松村さんで、社長さんが佐藤さんという方でございます。いろいろな会社をやっているようでございまして、株式会社JSDハイセル、株式会社北海道ハイセル、この辺がどういうことになっているか分かりませんが、住所のところへ行きますと、これらの看板が乗っている。それと、特定非営利活動法人北海道人々福祉事業団だとか、環境資源再生事業協同組合だとか、北日本電子工学株式会社だとか、株式会社北海道土地管理事務所、株式会社センリヤというのですかね、それなりのことをやっている会社のようにございます。町長が十勝町村会長の重責を担っているというのは私ども承知しておりますが、それらのことを持っていくときに、なぜ町民の人たちとか私ども議会にそういうお話がないのか、いつもながらにして、それはどうして後手に回ってしまうのか。これは町民の人たちが、事業採択まで持っていったときに、当然、個人情報だとかいろいろな部分が入ってきます。農業となれば、当然、地元には立派なJAがありますし、十勝農協連だとか、そちらのほうの話も町村会としてすべきだと思いますが、町長が勝手に決めていったというなら話は別ですけれども、町村会長というお話が出ていましたので、その辺、どのような考え方で進めてきて、これから7月以降に、これはマスコミ報道ですけれども、新たに公募していくとなったときに、この辺の関係はどうするのか。この会社から見れば、アイデアを出したときだけ俺らに寄ってきて、あとは関係ないのかということにもなるかもしれませんし、その辺、明解にお知らせいただきたい。

○議長（高橋利勝） 高橋町長。

○町長（高橋正夫） 先ほど申し上げましたけれども、まだスーパーシティにどうこうするというだけの段階までいっていませんし、今、大住議員の御質問の御懸念にありますように、スーパーシティとなると、それぞれ部門によっては、10の部門がありますけれども、やっぱり個人情報の保護だとか、難しいことがたくさんありますので、そこにかかわるようなことについては、私は懸念しておりますので、そこについては今回の私どもが推薦という形をとらせていただいているハイセルのそれぞれ構想には、それは含まれないということも含めてありましたし、ただ、先ほども言いましたけれども、スーパーシティという構想そのものよりも、農業特区で農業の畑を自然環境に十分対応できるような、そういう本来の役割を持った、微生物がしっかりと成長して、土壌をよみがえらせると、そういう構想の中で実はこれを進めてきました。

私が単独ということではありませんが、ここまで研究した成果を発表するのは、当然、農協の組合長会だとか、それからJAもそうですし、また、商工会議所もそうですし、帯広市役所もそうですし、十勝町村会、あらゆるそういう団体をきちっとやっぱり説明させていただいて、十勝でこういうような事業を進めていきたいということでありまして、一番最初は国の機関、要するに種畜牧場だとか、そういう民間でなく国の機関の農地を、まずモデル地区で、モデルとしてよみがえらせ、その実証実験をやって、それから十勝全体にということの広がり研究をしてきたということであり

まして、そういう意味で、私が単独でそれを受けたということでは決してございませんが、ただ、このスーパーシティの自治体のアイデア公募というものについては、私もそこまで内閣府が積極的に取り上げるということの中では、やっぱりこれから国の国家戦略特区の中で、やっぱりスーパーシティというものは国の大きな大改革の事業でありますから、そういう面では、部門を問わず宣伝を受けつけたということをしっ
かり聞かせていただきましたので、懸念されているような、私もいろいろ切り抜きなど含めて研究をさせていただいていますけれども、あくまでも個人情報の扱い、一番心配されているようなものについては、町ぐるみで全部情報がこの事業に提供されるのではないとか、個人情報保護できないのではないかなというように、そんなことがあって流出されるのではというようなことは十分に考慮しながら、それに一切かわりがない、こういう純粹にというか、農業関係のことだけで推進してきたものですから、それにこの自治体の推薦枠がなければ、ここに応募して審議をいただけないということを含めて、そういう面では、本町の役場を窓口という形にさせていただいたという経過がありまして、拙速だと言われれば確かにそうだというふうに私も認めざるを得ませんけれども、ただ、私どもが本別町だとか十勝町村会だから個人的にやっているということではありません。改めて十勝全体でそういう協議をさせていただいて、将来、このことを進めようということで、環境省が、前環境大臣ですけれども、東京工業大学でセミナーをやって、そしてこれを日本中に広めていこうと、そういうことで帯広の畜産大学の教授方も参加していただきながら、やっぱり農業の中心とする十勝を、しっかりとそこからこの事業を進めていこうと、そういう構想の中で、今回の言ってみれば特区からスーパーシティという関係になりましたけれども、応募させていただいて、そこで一定の評価をいただくと、こういうことになりました。

だから、これからまだ本申請するかどうかというのは全く未知な話でありますけれども、ただ、そのためには、やっぱり一定の協議会なり準備会、きちっと組織を立ち上げなければ、これは今後のスーパーシティに応募するということになりますので、そのことについては、これからそれぞれ企業を含めて、それぞれの関係団体含めて、しっかりとそれぞれ人も出しながら、役員も出して、そういう体制をしっかりとつくっていかなければ、スーパーシティに手を挙げて、今度は本申請ですから、そういう体制にはなっていないということでもありますので、そのことを含めて、私どもももっとも中身については今後とも研究し、勉強をしながら、本当に十勝として、本別として必要なスーパーシティ構想の中で何ができるのか、何をすればこのまちの未来のために、住民のためになるのかということを含めて、やっぱり立ち上げに向かっては十分に検討させていただきたいと思えます。

以上であります。

○議長（高橋利勝） 大住議員。

○6番（大住啓一） まず町長に申し上げますけれども、私ども、この質問は時間をか

けてやっているのです。答弁ももっと簡潔にということをお願いしているのに、同じことを3回も5回も言わないでいただきたいというのがまず1点。

それと、この関係ですが、町長が町村会長をやっているので、端的に言いますと、名前を貸したのだというようなお話しぶりです。そういうふうなお話しぶりです。そうすることで、本別町が十勝の全体の矢面に立つことにならないのですよ、町長。本別町長と十勝町村会長というのは全く別の人格なのです。そして、これだけのものを内閣府のホームページに載せるということは、町長が知らなかったとか、本別町長がどうのこうのというレベルの話ではない、これは。これを出したときに、これから本番が始まるから、個人情報があるからきちっと報告するのだ、そういうレベルの話でなくて、これを出すときに、我々議会にも町民の人たちにも、まして幹部職員の方、一般職員の方に出して、話をしていくのが本当であって、十勝町村会長高橋正夫というのと本別町長高橋正夫というのは全く別のものなのですよ。町村会長をやっているから本別町の名前をばんばん使っているのだなどということにはどんなことがあってもならないと思うのです。

それと、冒頭の答弁の長さは当たり前のことですけれども、先ほど申しました、松村会長さん、ハイセルですね。それと社長さん、この関係で、町長とどういう関係の方なのですか。十勝町村会長でもありますし、この間まで道の副会長までやっておられた方ですから、いろいろな人脈があると思いますけれども、このお二人、会長さん、松村さんと、佐藤さんですか社長の。どういう関係なのか。

この3点。答弁は短めに。

○議長（高橋利勝） 高橋町長。

○町長（高橋正夫） 約5年前にさかのぼるのですが、それぞれ研究してきた構想を、十勝の農地をよみがえらせる、そういうことで私どものところへ来られて、そしてその次に、本別のJAにも行って、それぞれ組合長さんや三役の方含めて相談させていただいて、将来、こういうことで取り組んでいきたいと。それについて、本別町もそうですけれども、農業団体の皆さんもということで、各地を歩いていくという、そこからの私どもの知り合いとか、そういうことで、大事なことをやってくれるところですから、本当に二十数年も一筋に研究してきたという、そういう佐藤社長の御苦労話を聞かせていただいて、そのときに初めて、これからやっていくものについては、やっぱり私どももということの中で、あとは定期的にとりか、年に数度、本町に訪れていただいたり、また、それぞれ十勝の関係機関に歩いたり、その研究成果をそれぞれ説明して取り組んでいると、こういう中での私どものつながりであります。

○議長（高橋利勝） 大住議員。

○6番（大住啓一） 5年前からのおつき合いということでございますから、こういう会社の方々とおつき合いするのは、町のこれからのことも考えた中で、それも必要なことかと思っておりますし、これから特区に乗っかっていこうとすれば、極めて、私ども、概要

を見ますと、医療のほうまでいけると。我々も病院の特別委員会も立ち上げていますし、介護の施設もこれからままいかないということもあります。農業だけでなく、ほかのことも到底あると思いますが、これから町長が考えている、これはアイデア募集だからいいのだと、これから本番を出すか出さないかわからないなどということをおっしゃっていましたが、出すのであれば、きちっとした手順を踏んでいかないとだめだということと、これらのことについても、我々議会のほうだとか町民の人たちにも細かく丁寧な説明があつてしかるべきだと思うのですが、5年前から知り合っていて、ぼんとこれだけのことが出てきて、議会の一般質問でこういうことが出てくること自体が、私に言わせたらいかがなものかなと。これからどのように町民の人たち、我々議会も含めて、説明の責任といたしますか、どういう形で果たしていこうとしているのか。それから、7月末、ちょっと伸びるかもしれませんが、本格的な公募を始めるといったときに、どういうふうな形で持っていこうとしているのか。幹部職員の方々ともこういう詰めをしていくつもりがあるのか。議員協議会等々開いて、議会にもお話があるのかなのか、当然、先ほど来から言っているような関係団体、農協だとか商工会だとか、いろいろな部分があると思います。十勝の全体の話は、町村会長の立場としては、それは大事かもしれませんが、ここは本別町ですから、その辺、どのようにお考えになっているのか、再度お聞きします。

○議長（高橋利勝） 高橋町長。

○町長（高橋正夫） 私どもが初めて説明を受けて、これからは本別町にも、十勝もそうですけれども、とにかく農業にはこの構想というのが非常に有効な手段であろうと、こういうことで、研究成果を私どもも一緒になって説明を受けながら、あるべき姿を想定しながら、それぞれ対応してきました。農林課中心に、わずかな職員ですけれども、そういうことの説明をしましたけれども、実際、なかなか説明を受ければ受けるほど難しくなっていて、なかなかずっと理解するとはいかないということで、やっぱり理解するのに相当時間がかかったのですけれども、その中で、本町はJAも含めて、これはなかなかいい研究成果ですねということでありました。

そんなことですから、私どもは、御質問にありますように、本当にスーパーシティにつなげていくのか、推進していくのかということは、私どもはまだまだこの部分については残念ながら私どもがイニシアティブをとっているわけでありませぬので、会社の方針ですから分かりませぬけれども、でもその中で、本当に言い方はあれですけれども、活用できる、利用できる、特区としてこの事業がしっかりと国に認められながら、進行的にということであれば、それは正式にきつと手を上げ申請していこうと思います。そのときには、先ほど申しましたけれども、十勝でやる、十勝のそれぞれの協議会を立ち上げていかなければなりませんし、そのためには、議員の質問のように、該当する団体はもちろんですけれども、本別町にすれば本別町の職員も町民の皆さんにも、関係する人たちにも、そういう構想を含めて、説明をして、理解をいただければ推進

にならないということで、私どももそれは十分心得ておりますので、そういう場面が来たら、しっかりと学習も含めて、将来構想ですから、大事な説明をして、御理解をいただいて、これを進めていくと、そういうことは全力で取り組んでいかなければならないことだなというふうに思っています。

以上であります。

○議長（高橋利勝） 大住議員。

○6番（大住啓一） この特区を進めるということは、今の段階では、町長のお話では、十勝全体で云々というお考えのようでございます。ただ、このまちの基幹産業に携わっている人たちがどういうふうに思うのか。特区と言って、十勝全体で24のJAもまとめて、十勝19市町村でまとめて持つていくのか、帯広市だけ別なのか、その辺だけは別としまして、いずにしても、今回の件も含めて、我々議会のほうにも、そういうことがあれば、町民の方々の個人情報等々のちょっとした懸念されるところもございしますので、当然、私どもにも相談をしていただけるものと思っておりますが、その辺はどのようにお考えになっているのかということと、先ほど5年前からの、会長さん、松村さんと佐藤社長さんのおつきあいだということでございます。これは下世話な言い方をしますと、こういうことで特区のアイデアを出したいのだということで、この会社からあって、町長、頼むわということでのお話になったのか、その辺、なかなかそうだとは言いつらいかもしれませんが、十勝町村会の何かのときにそういう話になったという話であれば、それは町村会長として受けた、受けないという話になりますので、その辺、今の2点、明解にお答えをいただきたい。

○議長（高橋利勝） 高橋町長。

○町長（高橋正夫） これは本当にこの事業を推進するとか、こういうような組織を立ち上げるとか、そのときにはもちろん議会にきちっと報告をして、より理解も含めて協力体制をいただかなければならないことですから、これは御質問のとおり、しっかりとそれは説明させていただきます。

ただ、今回のことについては、5年前からということできましたけれども、農業の基盤ということで、このスーパーシティでITだとかいろいろ含めて、個人情報とか何とかというのは全然及ばないだろうという私のその中の判断の中で一つありました。その中でも、国に、やっぱり特区として有利に事業を進める方法ということも含めて、その会社も含めて考えていることもありましたので、そういう意味では、十勝の農業王国ですからということで、農協の組合長さん方の会も、これはやっぱり十勝として応援させていただきながら、将来の自分たちの農業のためにということも含めてありますので、そのことについては、私どももこれからはしっかりと、個人のことでなくて、それぞれまちとして、また、それぞれの関係団体も含めて、しっかりとした協議会も立ち上げながらしっかりと進めていくということでもありますので、間違っても住民の皆さんに個人情報だとかいろいろな面で制約があったり、情報が漏れるようなことの、そういうと

ころの政策絡みにならないように、しっかり対応していくように進めていきたいと思っています。あくまでも十勝の農業の発展のためにしっかりとその研究成果を共有させていただきながら、これから発展をさせていくと、そういう立場に立って、それぞれ今後のこれからの行き先を見きわめていきたいなと思っています。

以上であります。

○議長（高橋利勝） 大住議員。

○6番（大住啓一） 余り時間もないので、大体の話は分かりましたけれども、今まではそういうことで十勝の農業なりでよかれと思って出したのだと。私が今日、こういう一般質問をしたということまでわからなかった部分があるのですが、これからこういうふうな形で相談をしていかなければいけないというようなお話を聞きました。今日の今までこういうことがわからなかったということに対して、一言で、町長、どう思っているのですか。当たり前だと思っているならそのようにお答えいただきたいですし、ちょっといかなものかだったと、こういうことではちょっとまずかったのだということであれば、それなりのお言葉で、手短にお答えをいただきたい。

○議長（高橋利勝） 高橋町長。

○町長（高橋正夫） 正直、ずっと正直ですけれども、こういう内閣府の報告書に載ってくるような内容ではないよなと思っていました。でも、結果として、自治体のアイデアと言いながらも、アイデアができたところがこれだけありますよと、北海道で2か所、更別村とハイセルカッコ、本別町が推薦というのがありましたから、これはやっぱり国としても、アイデアと言いながらも、それだけ多く見ていただいて、そして、この後の可否には影響しないと言いながらも、大変なことだなという認識を持っていますから、そういう意味では、本当に今、御質問のように、これは私どもの一人単独で物事を判断するようなことでないかと、改めてそのことは肝に銘じて、こういう重要なことを含めて、つぶさに情報はしっかり開示をさせていただきながら、ともに相談をさせていただいた中で今後のことを進めていくということを改めて肝に銘じて取り組んでいきたいなと。

以上であります。

○議長（高橋利勝） 大住議員。

○6番（大住啓一） 町長も、笑いを浮かべながら、正直な方ですから、そういうことでいいのかなと思いますけれども、本来はあってはならないことなのです。国が、どんな内容であれ、出してくださいと出して出たものについては、企業というのは、行政のお墨つきをもらったらこういう形になる。それを軽率だったとかわからなかったで済ませていけば、最高責任者として、このまちのことをどう思っているのかということになると思うのです。これからのことは当たり前のことでよろしいと思うのですよ。こういう話が出てくる前に、どんなことでも冗談で言ったことでも出てくるのだということ、極端に言えば、それを肝に銘じてこれからやるというのは分かりましたけれど

も、この点については、町長も笑いながらおっしゃっているということですから、どこか気持ちがあるのかもしれませんが、何ほ親しい方でも、そういうことは、やはり町の考え方を左右することを、幾ら最高トップであっても、町民の皆さんに相談なくやるということにはならないと思いますので、その辺、再度確認いたします。

○議長（高橋利勝） 高橋町長。

○町長（高橋正夫） まさにおっしゃるとおりでありまして、私もそのことを改めてしっかりと身に受けて取り組んでいきたいと思っています。

以上です。

○議長（高橋利勝） 大住議員。

○6番（大住啓一） 終わります。

○議長（高橋利勝） 次に、10番阿保静夫議員。

○10番（阿保静夫） 議長にお許しをいただいた2問について、一般質問を行いたいと思います。

まず1問目ですが、新生児にも定額給付金の給付をということで伺ってまいります。

国が定めた基準日、4月27日以降に生まれた新生児にもコロナ対策の特別定額給付金の10万円を町として独自に給付する考えはないかについて伺います。

本町としてのコロナ感染症対策は、全体として機敏に対応しているというふうに見ております。現在、コロナ感染症対策の一つとして国が実施している特別定額給付金、1人当たり10万円は、4月27日の基準日以降に生まれた赤ちゃん、新生児は給付の対象外というふうになっております。どうしてこういうことになっているのか、私はちょっとわからないのですけれども、しかしながら、全国では、同じ学年になる子どもたちに格差はつけられないというような観点、いろいろな考え方がありますが、そういう中で、自治体独自に給付を広げている例が増加しています。札幌市、厚木市、富士見市、大阪市、五戸町は青森ですね。開成町は神奈川。その他もろもろ。私の調べた時点では30ほどあるというふうにありましたけれども、きのうですか、十勝で芽室町が、今、議会が始まっているので、今議会に芽室町として提案をするということが、昨日、私はネットのNHKニュースですが、それで見ました。それから6月11日付の全国紙のデジタル版では、全国で30以上の自治体が独自策ということで、先ほど言ったような名前を上げて、取り組みの事例を公表しております。それぞれの自治体によって施策の方法は違っております。同じ学年なのに差はつけられないという考え方、あるいは年内、12月いっぱいという考え方、それから、国のコロナ対策との関係だと思うのですが、7月いっぱいというような、そういう考え方。それぞれのまちで、それぞれの考え方で取り組んでいる事例が報告されております。いずれにしても、独自予算を投入して、基準日以降に生まれた新生児に給付する市町村が現時点でも広がっているということです。

本別町の年間の出生数は30人弱だというふうに思います。平成30年度の記録で

は32人というふうになっていますけれども、そのあたりかなというふうに思いますけれども、町のさらなる独自対策の一つとして、基準日以降の新生児に対しても、この定額給付金を給付する考えはないかということで伺いたいと思います。

つけ加えますけれども、私も議員も、それから町の特別職の皆さんも、来年の3月31日まで給与の一定、5%削減ということで、コロナ対策の一環として取り組むということ为先般決めたところですが、もし本町でやるとしたら、そのあたりの記述というのが一つのヒントかなというふうに私自身は思っております。

いずれにしても、十勝管内で芽室町がスタートするというような方向のようなので、本町でもぜひこのことを取り組んで、基準日以降に生まれた赤ちゃん方、来年度の以前まで取り組むということが必要ではないかというふうに思っております。見解を伺いたいと思います。

○議長（高橋利勝） 高橋町長。

○町長（高橋正夫）〔登壇〕 阿保議員の、新生児にも定額給付金の給付をという御質問の答弁をさせていただきます。

御承知のとおり、特別定額の給付金につきましては、国の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策、これの趣旨を踏まえて、感染拡大防止に留意しつつ、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行うものでありまして、国の実施要綱に基づき、本町が給付事業の実施主体として取り組みを進めているものであります。

本町における、ちなみに給付対象の受給者ですが、3,611世帯、対象者は6,798人となっております。既に約97%近くを超える対象世帯に給付を行っているところでもあります。

国の実施要綱において、給付対象者は、令和2年4月27日において住民基本台帳に記載されている者となっておりますが、御質問にもありましたように、本制度を活用して自治体が給付対象者を拡大するなどの独自の支援を行なっている事例もあることも承知しております。

御質問にもありましたように、なぜ4月27日なのかという率直な疑問も私も持っています。それは、新年度であればということが脳裏にあれば3月31日になったかもしれないし、新年度であればもっともっと過ぎたのかもしれないと思いますが、ただ、国が定めた以上は、その4月27日を住民基本台帳で、それで住居を持っている方についてということの給付でありますから、その辺は、これは国の独自の政策ということで、しっかりどこかでの線引きも含めて、これはなされなければならないことなのかなと思って理解するというところであります。

本町といたしましては、現制度を拡大することなく、給付対象者に対して適切かつ着実に給付を行い、特別定額給付金事業を進めていくことが重要と認識しております。

また、現時点においては、出産育児応援金などといった新生児も対象とした新たな給付事業ということは、私のほうはまだまだ想定をしておりません。この出産育児応援

金、それぞれ町村も、十勝も北海道も含めて応援する自治体がありましたけれども、本町はその一時金ではなくて、子育て全般にわたって、それぞれ生まれたときから、それこそ高校を卒業するまで、全体に子育て支援という形の中でそれぞれ政策をつくらせていただいておりますので、今回のこの部分については、私どもの考えの中では、これを上乘せして町の同級生といわれる部分だとか、いろいろありましたけれども、それらに対する定額給付をするという考え方にはまだ至っておりませんので、そのことも報告して、答弁とさせていただきます。

○議長（高橋利勝） 阿保議員。

○10番（阿保静夫） やる考えはないということで答弁いただいているので、これ以上言うのもいかなものかとは思いつつも、管内の芽室町の考えとしては、子育て支援の一環という考え方を色濃く出して、そういうことで進めるということで、今、町長がおっしゃっているように、本町がいろいろ子育て支援に取り組んでいるというのはもちろん承知しているところですが、これを機会に、やはり同学年という考え方もありますし、先ほど申し上げたように、我々と特別職の皆さんが、来年3月31日までのコロナ対策としての5%給与削減ということもあわせて考えたときに、時期的にもそういうことが当てはまるのではないかなということが一つあります。

それから、やっぱり冒頭申し上げたとおり、何で基準日が4月27日なのというところですが、私、それなりに調べたら、国のほうの事務推進の中で、4月27日ぐらいの事務の準備の期間が必要で、そういうことでしたというような、インターネットの記事ですけれども、そういうことが出ておりました。平たく言えば、国の事務の都合上、4月27日にしただけだということだと思います。

それで、先ほど申し上げたように、正確な数字は担当のほうから伺いたいところですが、これから仮に来年の3月31日までに生まれるお子さんは20名から30名の間ぐらいかなというふうに思っておりますし、岩手の宮古市では来年の4月1日までとなっているのです。どうしてかなと考えたら、4月1日までが同学年になるそうなのです。そこはちょっと私もわからなかったのですけれども、それぞれのまちのそれぞれの特徴だから、ここのまちでやっているのだから本町でもやれという話をするつもりはありません。ただ、そういういろいろな努力をしている、本町も努力をしている、そして、決して大きなまちでないから、これから対象となる赤ちゃんの数もそれなりの数だなと。仮に後で担当の方が何人ともすれば伺いたいところですが、200万円から300万円の間で何とか対応できる金額なのだろうなと思ったときに、例えば財源のこともここで言うのは何ですけれども、ふるさと納税でいえば、町長の事業にお任せという部分がありますよね。そういうところは、町長の考えでコロナ一辺に使ってもいいなと私は思っているのですけれども、いずれにしても財源のことは理事者の考えることなので、私が述べることはありませんが、いずれにしても、対応できないような中身でないなというのが私にはあるものですから、取り組む考えはないという答

弁をいただいて、長々と言ってしまうかもしれませんが、研究しているうちに期間が終わるかもしれませんが、現時点で、国のほうでは緊急事態宣言を解除していますけれども、数字的には何も変わっていないような状況の中で、対策は今後も続いていくし、少なくともワクチンができるまでは安穩とはしていただけないというのも現状ですから、一定の対策としての余地はあるというふうに思うのですけれども、同じ答弁かもしれませんが、再度そのことを伺いたいと思います

○議長（高橋利勝） 高橋町長。

○町長（高橋正夫） 質問をいただく意味はよくわかっているつもりですけれども、子育て全体については、この出生児給付金、いろいろまちで取り組んでいる、先ほど言いましたけれども、ありますけれども、あえて本別町はそこには言及しないで、子育て全般に支援をさせていただくということにしています。

今回も、こういう意味では、なぜ4月なの、なぜなのと、なぜ、なぜがいつぱいつくかもしれませんが、ただ、私どもも職員も考えて、打ち合わせも含めて協議していることは、中にはもちろん、今、議員のおっしゃるような、同級生が不公平になるとか、いろいろなことを含めて、そういう御意見もあります。その中でも、最終的に、やはり私どもは、子どもたちの支援というのは一時的な、申しわけないけれども、人数が多いからだめとか少ないからいいとかでなくて、お金のということじゃなくて、本来の子育ての本町の政策をしっかりと踏襲していこうと。できるのだったら、いろいろな子育て支援全体の中でまたそれを使わせていただくことがあればいいのかなと。

ただ、御質問にありますように、今回、議員の皆さんも、議会として、また、5%の削減含めてありました。これは議長からもお話をいただきました。ぜひ見えるような形で、ぜひ有効に活用していただきたいということでもありますので、それらも含めていくと、ただここで議員の質問に、そうですね、私がやりますからということなかなか言い切れない部分もありますけれども、ただ、大事なこともありますし、こういう本当に貴重な皆さん方の提案もありますので、このコロナに限って対応するとするならば、ここでぜひ会期内、明日までしかないかもしれませんが、ぜひ議会か議員会か私もよく分かりませんが、全体の中で協議をさせていただいて、必ずしも5%をいただいたから、それを使うという意味ではなくして、そのことも含めて、有効にコロナ対策としてそういうことが議会全体の中で御理解をいただけたということであれば私どもも十分にそこは斟酌する、また、参考にしながら対応していくということも、今、個人的にですけれども、ちょっと考えているところでもありますので、もし許せるならば、そのような協議もぜひしていただければ幸いかなというふうに思います。

基本的には、もう一度言いますが、このコロナの活用対策に必要なものについては、目に見えるような、そしてまた、子どもたちの出生に関しては、それだけの一過性のものでなくて、子ども子育て全般にわたるものについて活用させていただくことでもあります。ただ、こういう事態でもありますので、今言われる現状も含めて、人数だ

けの問題でなくて、予算が間に合うとか間に合わないでなくて、その思いをしっかりと届けるためには、ぜひ全体の御意見としてもまた統一をいただければ非常にありがたいかなというふうに、何か他力本願で申しわけありませんが、そんなことも思っておりますので、もしでき得れば、許すことができれば、そんなこともひとつ御検討いただければと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（高橋利勝） 阿保議員。

○10番（阿保静夫） 次にいきます。

それでは、2問目に移らせていただきます。

2問目ですが、傷病手当金を個人事業者にも拡大をとということで伺ってまいりたいと思ひます。

国のコロナ感染症対策で、国民健康保険及び後期高齢者医療保険加入者の給与受給者への傷病手当金が支給される制度を、町独自で個人事業者、農業者にも対象を拡大する制度を創設する考えはないかについて伺いたいと思ひます。

本町の臨時会の第3回、5月15日で、国民健康保険及び後期高齢者医療保険加入者の給与受給者、被用者というふうに言われていますね。被用者への傷病手当金の支給については、国の制度改正に伴い、本町でも条例の一部改正が行われ、これが実現しております。

この制度では、個人事業者、事業主や農業者については対象外とされています。これはこのときの条例改正のときの質疑の中で、そういう質疑をして、そういう答弁をいただいているところなのですが、しかし、個人事業者に対して、自治体として独自支援策を創設したところもあります。私の調べでは、岐阜県の飛騨市、それから鳥取県の岩美町の2自治体で、前年度の事業所得の1日分の3分の2を支給するというような中身です。支給要件は、被用者の制度と同じ、独自制度創設の理由は、個人事業者と被用者との平等を図るということであります。

つけ加えて言いますと、例えば国民健康保険制度の中で、被用者と事業者の制度上の区別というのは特にされていないというふうに理解をしています。被用者だからこれこれこういう手当があるし、事業者だからそれはないというような、そういうような中身はないというふうに理解をしているところなのですが、そういうことですから本町においても、個人事業者や農業者に対するコロナ感染症療養のための傷病手当金のような支援策の創設を図るべきだというふうに考えますが、見解を伺います。

繰り返しになりますけれども、国民健康保険法の定めでは、先ほど言ったように、事業者と被用者の医療保険を給付されるに当たっての区別はないというふうに思ひますけれども、なぜ傷病手当金が給付を区別するのか、理解に苦しむところです。本来は国の制度として定められ、都道府県の国民健康保険団体連合会で取り組むべきものだという筋だというふうに思ひますけれども、国において、あるいは制度上、この取り組みが事業主にされないということであれば、これは町村の裁量に任せられるものだ

というふうに思います。このことについては、参議院の労働委員会でも質問がありまして、町村の裁量、判断で可能だというような厚生労働省の答弁もあるという中身です。傷病手当のような支援策の創設を図るべきだと繰り返し思いますけれども、見解を伺いたいと思います。

○議長（高橋利勝） 高橋町長。

○町長（高橋正夫） 阿保議員の傷病手当金を個人事業者にも拡大をの質問の答弁をさせていただきます。

まず、国民健康保険及び後期高齢者医療加入者に対して支給されます傷病手当は、国による新型コロナウイルス感染症の影響により、被用者の収入減少に対する緊急経済対策の一環として盛り込まれ、発熱などの症状がある場合に、会社を休んで外出を控えることができる環境を地域でも整えて、感染拡大の抑制に資することを目的とされております。

傷病手当の支給対象者には、農業者等の専従者給与を含む給与収入のある方で、個人事業主による事業収入、農業収入などの方につきましては対象外となっております。

厚生労働省からは、自営業などは資金繰りなどで傷病手当金とは別の支援策がありますこと、また、時期などによって収入が大きく異なる職種もあり、仮に傷病手当の支給を検討した場合、大きく増えた時期の収入に応じて傷病手当の算定をされる可能性があるために、逆に不公平感が生じるとの見解が示されているところであります。

阿保議員からの御質問であります、個人事業者や農業者に対する傷病手当金のような支援策の創設についてですが、さきの5月の臨時会で議決をいただきました傷病手当の支給につきましては、今後とも傷病手当制度のあり方に沿って、国の方針どおり進めていくことで考えております。

現在、個人事業者に対する支援につきましては、令和2年3月から4月の合計事業売上高が前年の同じ月の2か月間と比較して20%以上減少した場合に、また、最大100万円の補助を行うなどの、本別町内の中小企業支援、事業運営または事業経営改善を図るための資金を借り入れた際に生じます利子などの補給を行う本別町中小企業事業資金利子等補給事業などの支援を行っているところでありまして、農業者に対する支援につきましては、今後の状況を見ながら、また判断をさせていただくことを考えておりますので、以上申し上げて、答弁とさせていただきます。

○議長（高橋利勝） 阿保議員。

○10番（阿保静夫） 手元に飛騨市の施策の内容があるのですがけれども、この制度では対象にならない個人事業者には、市独自の支援制度を新たに創設しますと、極めて単純明解に書いております。この中では、やはり傷病手当ですから、病気に対する療養のための一定の資金、お金だということで、今、町長説明いただいたのは、確かに営業や何かでは、営業をしているということに対して、国も、それから町独自もやっているというのは十分承知の上で言っていることなのではございますけれども、先ほど申し上げたように、

国保制度の中で、事業主と被用者というような分け方はないわけですよ。ないということは、国保税を払っているという意味では、同じ扱いにしても、何ら遜色がないというふうに、これは私の考えです。そういうふうに思うわけですよ。ですから、国がそれとは違う考え方で、事業主は、家庭でいえば社長や農業者の親方だからいいのだというような、そういう安易な考え方ではないというふうに思うのですけれども、いずれにしても、まだ私が知る限りでは二つのまちの例しかありませんが、このことはいずれまた全国的に広がっていくのではないかなというふうにも思っております。国保制度の中で事業主と被用者を区別するということの基本的な根拠というか考え方、町村としてはどのように考えているか、伺いたいと思います。

○議長（高橋利勝） 久司住民課長。

○住民課長（久司広志） 私のほうから答弁をさせていただきます。

阿保議員が申し上げますとおり、国保制度の中で、医療給付については、被用者と区分けというのはございません。皆さん病院にかかりましたら同一に給付を受けられるというような形なのですが、ただ、傷病手当の関係等々につきましては、ちょっと自分の中での調べではあったのですけれども、何点か課題もあるということで調べた結果があるのですが、例えば、仮に国保の方につきましては、いろいろな形態の方が加入をされてございます。当然、農家の方ですとか、お店をやっている方、また、年金を受給されてる方、無職の方等々、様々な職種があるということで、例えば仮に傷病手当につきましては、何か病気、けがが起きたときに、所得支援的な部分がございますので、例えば仮に無職の方がけが、病気をされた場合ですとか、年金の支給の方が支給費に変動がない場合についてのもろもろの関係もあり、なかなか傷病手当の支給に至ってはいないのかなというふうには考えてございます。そういった部分で、区別をしているというわけではなくて、様々な職種形態によってこういうような状況になっているというふうに押さえてございます。

○議長（高橋利勝） 阿保議員。

○10番（阿保静夫） 一つは、国保制度上、そういう区別はないというのは明確になったというふうに思いますし、2例ですけれども、それぞれの自治体で取り組んだのは、やはり同じ国保の被保険者なのだから、それは職業のいかんに関わらず、国保制度の中での救済措置を考えたのだというふうに思うわけですよ。今おっしゃったことは、所得のこととか、営業のこととかもおっしゃったようすけれども、いずれにしても国保の被保険者だという原点に立ったときに、それは例えば大きく設けていらっしゃる方もいらっしゃると思うし、農家などは、少なくとも本町において、農業者として一定の営業を続けるということになれば、一定のやっぱり収入、国保でいえば最高税額に近い額を納めるような農業者でないと、営業そのものが多分成り立たないのではないかなと私は思っています。ですから、そこで比較するのではなくて、やはり被用者も事業者も同じというような考え方に立ったのが多分さっきの2例だと思います。本町におい

ては、今、答弁もいただいていますし、これ以上やりとりしてもなかなか難しいことだと思いますけれども、そこの医療保険としての考え方と、営業や何かも含めた考え方というのはちょっと違うというふうに思うのですけれども、その点について再度伺いたいと思います。

○議長（高橋利勝） 暫時休憩いたします。

午後 2時31分 休憩

午後 2時45分 再開

○議長（高橋利勝） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、久司住民課長の答弁からとします。

久司住民課長。

○住民課長（久司広志） それでは、再度御説明を申し上げたいと思います。

この制度の関係でございますけれども、あえて給与と営業を分けているという解釈ではなくて、前段、町長の答弁でもありましたが、例えば営業の方等につきましては、他の支援策があるという部分、給与のほうにつきましては、他に救済措置がないということで、国の方針に沿って本別町もこのような形で進めるというふうに考えてございます。

○10番（阿保静夫） 終わります。

○議長（高橋利勝） 次に、1番水谷令子議員。

○1番（水谷令子） 議長の許可をいただきましたので、通告いたしました1問を質問いたします。一問一答細目方式で行います。

学童保育のあり方。

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、小学校の休校が続く中、共働きやひとり親家庭の児童を預かる学童保育所は子どもたちの受け入れが行われ、学童保育が社会の重要なセーフティネットになっていることの理解が広がりました。貴重な学童という場所を守り、どう維持していくか、これまでの対応と今後の見解について、以下、4点を伺います。

1点目は、現在の本別学童保育所は施設が狭く、3密状態回避のためには、文科省から、学童保育のための学校施設活用の通知があるように、中央小学校の空き教室への移設が必要だと考えます。

2点目は、3月より全日の開室が2か月近く続き、4月からは1年生を受け入れて、学童の先生の負担は大変だったのではないのでしょうか。新しい生活様式への対応を考えたとき、学童保育そのものの体制や予算の拡充、そして、何より学校や地域との協働体制の拡充を整えるべきと考えます。

3点目は、学童は学校や家庭では学べないことを学べる、人を育てる場所だと思えます。保育の質を守るためには、指導員同士の打ち合わせは欠かせません。保育の質を上げるためには、3か所の学童保育指導員が交流をし、研修や勉強会などへの参加が必要

だと考えます。

4点目は、学童保育は子どもたちが安全に過ごせる居場所であり、未来を担う子どもたちの教育を考えたとき、子ども未来課と教育委員会の協働体制の強化が必要ではないかと思えます。

以上、4点を伺います。

○議長（高橋利勝） 高橋町長。

○町長（高橋正夫）〔登壇〕 水谷議員の学童保育所のあり方についての質問の答弁をさせていただきます。

本町の学童保育所、放課後児童クラブにつきましては、町内3か所の小学校区にそれぞれ設置をし、町が事業主体として運営をしているところであります。

御質問のとおり、新型コロナウイルス感染拡大防止のために、小学校が臨時休校する中においても、保護者が労働などにより、昼間、家庭にいない子どもについて、小学校低学年の子どもたちについては留守番が困難な場合や、保護者が休暇を取得することが困難な場合も想定されますことから、感染の予防に十分配慮した上で、学童保育所を開所してきたところであります。

まず1点目の、現在の本別学童保育所は、施設が狭く、3密状態回避のためには、文科省から学童保育のための学校施設の活用のお知らせがありますように、中央小学校の空き教室への移設が必要との御質問ですが、御質問のとおり、以前より文科省から学童保育のための学校施設活用の通知は承知しておりまして、この間、教育委員会、中央小学校と協議を行いながら、総合計画の実施計画にも計上して準備を進めてきたところであります。

現在、新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金を活用して、現状の施設から中央小学校の東側の1階の教室、プレイルームを改修して移設するよう、準備を進めているところであります。

なお、計画では、現在の学童保育所の保育室が196平米に対して、移設後は1.5倍になります300平米を予定しているところであります。

2点目であります。3月より全日の開室が2か月近く続きまして、4月からは1年生を受け入れ、学童の先生の負担、さらに、新しい生活様式への対応を考えたとき、学童保育所そのものの体制や、予算の拡充、そして何よりも学校や地域の協働体制の拡充を整えるべきとの御質問でありますけれども、長い間一日保育を行いましたので、勤務する職員につきましては、長時間の勤務となりますことから、本別学童保育所へは児童館を閉鎖して、児童厚生員を配置、長期にわたる一日保育に対応してまいりました。

また、入学して間もない1年生も多く入所したことから、中央小とも連携し、校長先生と1年生の担任にも学童保育所に訪問いただくなど、対応してきたところであります。

学童保育所の運営につきましては、係る経費は国の補助事業対象で出ることから充

足しており、3学童において常勤が9名、代替職員が6名で、この体制で対応していますし、コロナウイルス感染拡大対策の手指の消毒液、また、手洗いの石けん、紙タオル、非接触型の体温計についても、子どもたちの安全を第一として、必要数を確保しているところであります。

また、3点目の学童は学校や家庭では学べないことを学べる、人を育てる場所、保育の質を上げるためには指導員同士の打ち合わせ、3か所の学童保育所指導員が交流、研修や勉強などへの参加の御質問であります。

学童保育所に勤務する職員につきましては、制度改正前において、保育士などの資格を有する者とされておりましたが、制度改正によりまして、北海道等が主催する放課後児童支援員の研修を受講していただくことにより、学童保育所に勤務いただくための基本的な研修は受講しているところであります。

子育てを取り巻く社会環境の変化や、子育て家庭の多様なニーズに対応するためには、児童支援員の責任は大きいことから、関係団体が主催します研修会の参加や自己研鑽も含めて、保育の質の向上についても、今後も努めてまいりたいと思います。

また、3か所の児童支援員の交流については、担当であります子ども未来課が拠点となり調整を進めてまいります。

4点目の、子ども未来課と教育委員会の協働体制の強化の質問であります。学童保育所に限らず、子ども未来課と教育委員会、さらには保健福祉部局との連携は、子どもの育ちにとって重要と位置づけております。それぞれの課、部局で所管しております様々な協働の場において、子ども未来課、教育委員会、保健福祉課が互いにメンバーに加わり、情報共有や専門的な観点から話し合いを進めております。

さらに、各小学校との連携や就学前教育、保育施設との三者による情報共有を初めとした協力関係によりまして、子どもたちの育ちを支援をしております。

子どもに係る施策につきましては、子ども未来課、教育委員会に限らず、横断的な観点で今後とも進めさせていただきます。

以上申し上げて、答弁とさせていただきます。

○議長（高橋利勝） 水谷議員。

○1番（水谷令子） これまでなかなか実現しなかった学校施設が実現したことは非常によかったと思います。また、小学1年生の東側1階のプレイルームなどを改修し、広さも196平米から1.5倍の300平米になったことは、非常に子どもたちの環境も整ったのかなとも思います。

この改築内容などは、関係機関で話し合いながら十分に検討されたのかという点と、それから、この改築に当たる特徴というのか、工夫された点はあるのか、また、学校内を使うに当たって、ほかの施設の使用、体育館や図書館などは使えるようになるのか、また、エアコン設置やオンラインの環境整備などを整えるべきだと思いますが、その点をお聞きいたします。

○議長（高橋利勝） 大橋子ども未来課長。

○子ども未来課長（大橋堅次） 私のほうから、1番目の、学校へ移る関係の質問だと思います。話し合いなのですけれども、まだ予算もできておりません。現場に校長先生、教育委員会、子ども未来課で行きまして、一番適した場所が、先ほど町長の答弁のほうからありました1階の東側、教室とプレイルーム、あそこの場所を利用したいということで、技術方のほうに図面を引いていただいて、粗々できましたら、当然、学童の先生、学童の保護者会の皆さんと現場に行つて、ああしよう、こうしようということを詰めてまいりたいと考えております。

2点目、特徴なのですけれども、学校は耐震化がされております。教室が、1組、2組、3組、ここは抜けません。隣の教室と隣の教室は抜けません。廊下側は木ですので、抜けますので、そこを抜いて、見通しのいい、死角がないような形で、プレイルームの側から、廊下側の壁を抜いて見通しのいいようにしたらいいかと考えています。それが特徴であります。

三つ目、他の施設の利用で、体育館とか図書館の利用なのですけれども、基本、学校の玄関から出て、1回帰宅することが学童に行くことです。家に帰ったことになる子どもが、その後、学校の図書館ですとか、今のところ体育館に行く予定はしておりません。玄関から出て1回帰る。学校から学童に行った場合には帰宅になります。帰宅した子がまた図書館に行ったり、体育館に行ったり、現在もしておりませんので、その辺は御理解をいただきたいと思つます。

三つ目、エアコンの関係なのですけれども、コロナの関係で、エアコンがいい、悪いというものもあるのですけれども、設計段階ではエアコンも積算はしております。

四つ目、ICTなのですけれども、教育委員会のほうで、今、GIGA構想で進めております。同じく、例えばコロナで第二波、第三波が来たときに、自宅学習になって、学童に来る子は1日そこにいますので、もしそこでリモート教育ができるのであれば、それもできるような形で、ICTもそこには整備するような形で考えております。

以上です。

○議長（高橋利勝） 水谷議員。

○1番（水谷令子） 2点ほどお伺いします。

先ほど体育館、図書館は使わないようにするというお話でしたけれども、この先、長期的な休みに入ります。その場合、学校側と話し合いの場が持てるのか。子どもたちにはやはり体力をつくる場が必要だと思いますけれども、また、学びの場も必要だと思います。

もう1点は、学童保育が社会の機能や経済活動を支えるために必要な制度であり、小学校の子どもを持つ共働きやひとり親家庭が増えている中、放課後に子どもを預かってくれる学童保育はなくてはならない存在です。学童を充実させることは、女性が安心して社会に出て活躍する支援につながり、地方創生につながると考えますが、見解を伺

います。

○議長（高橋利勝） 大橋子ども未来課長。

○子ども未来課長（大橋堅次） 2点質問いただきました。

1点目の体育館、図書館の利用につきましては、協議する場はございます。ただ、ルールとか決めないといけませんので、これは勝手に子ども未来課だけで決められることではございませんので、協議はしていきたいと考えております。ただ、先ほど言いましたように、1回帰宅した子が学童にいますので、その辺を御理解いただきたいと思えます。

2点目、学童を充実させるということは子ども未来課の使命でありますし、今後も安心して働ける、女性も今、働く時代でございます。安心して働ける場を就学前教育保育施設でつくって、学校へ行っても学童があるということを、子ども未来課が中心となり、教育委員会、学校と協議をしながら詰めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（高橋利勝） 暫時休憩します。

午後 3時01分 休憩

午後 3時02分 再開

○議長（高橋利勝） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

水谷議員。

○1番（水谷令子） 2問目に移ります。

これからの新しい生活様式の対応の考え方をお伺いいたします。

また、先ほど必要なものを買う予算などを上げていらっしゃいましたが、この中に衛生用品、それから本や学習教科なども入っているのでしょうか。学校と施設を共有するということで、厚生省と文科省は、休校した学校の教員が運営に携わることも可能だという通知を出していますが、ただ、学校側も環境整備、今、オンラインの授業等など、急がされる中ですので、すぐに対応するのは大変だと思いますが、施設を共有することで情報共有もできると思いますし、先生がときどき学童をのぞくことは、学校の協力に大きな意味があると思います。子どもも今回、先生が来てくれたことで大変喜んでいるというお話も聞きましたし、児童の士気が上がるという思いもありますし、子どもの成長にとって一番よい支援になり、学校にもよい刺激になるとは思いますが、見解を伺います。

○議長（高橋利勝） 大橋子ども未来課長。

○子ども未来課長（大橋堅次） お答えいたします。三つと考えております。

生活様式ということで、引き続き現在もいろいろなものを用意しながら、子どもの安心安全を守っているつもりであります。

二つ目の、本ですとか備品なのですけれども、当然、現在まだ、町長の答弁の中にありましたとおり、新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金、改築の工事のだ

けをまだ手を挙げている段階でありまして、当然、補正予算もまだ提案をさせていただいていませんし、今後必要なもの、今足りないもので必要なものがあれば、予算要求をして、議決いただければ幸いです。

三つ目、先生なのですけれども、今も同じような敷地、小学校から200メートルぐらいのところにあります。校長先生に電話しやすい関係であります。連携をとっていますので、すぐ1年生の担任の先生と行ってもらいました。今度、同じ屋根の下になりますので、先生が学校から、そこは子どもたちの家になるのですけれども、行くのは問題ないと僕は思いますので、先生が行ける時間に行っていただければ幸いですと子ども未来課としては考えております。

以上です。

○議長（高橋利勝） 水谷議員。

○1番（水谷令子） 地域とのかかわりということで、学童保育側も、環境をなるべく閉じないで、いろいろな人やものの支援を受けやすいように日頃からしていくことは大切だと感じますけれども、子育て支援の一つとして、高齢者の社会参加を促す絶好の機会ではないかと思いますが、経験豊かな高齢者の活力をまちづくりに生かす、住民との絆を深め、地域づくりにつなげる意味で、高齢者の参加を促してみる考えはあるでしょうか。

○議長（高橋利勝） 大橋子ども未来課長。

○子ども未来課長（大橋堅次） お答えいたします。地域との協働、私は好きな言葉であります。勇足学童保育所なのですけれども、ゆうゆうサークルという地域の子育てサークルがございます。地域によって地域差があるのは議員承知だと思います。勇足は素晴らしい地域の中で、地域こぞって学童のほうの支援をいただいていますので、お互いにそういう環境になっています。仙美里、勇足につきましては、現在はそういう関係はございませんけれども、水谷議員から、高齢者をうまく一緒にどうだという御質問でありますので、素晴らしいことだと思いますので、そういう思いのある高齢者の方と一緒に子どもを育てていきたいと考えております。

以上です。

○議長（高橋利勝） 水谷議員。

○1番（水谷令子） 3点目です。先ほど三つの学童保育所の常勤が9名、それから代替が6名というお話がありました。このスタッフの人数は十分なのでしょうか。厚労省などでは、40人の子どもに対して2人以上の放課後支援員を配置することを義務づけていますが、人員が足りないまま保育が行われれば、子ども一人一人と向き合う時間も少なくなりますし、指導員が時間にも心にも余裕がなく、大人の都合で解決してしまうということにもならないかなというふうにも考えています。考えを伺います。

○議長（高橋利勝） 大橋子ども未来課長。

○子ども未来課長（大橋堅次） お答えいたします。

常勤9名、代替職員6名がおります。今回のコロナの関係で、多くの長い期間、1日保育がございましたので、その間につきましては、確かに議員おっしゃるとおり、大変でした。児童館の先生、児童厚生員に来ていただきながら、本別学童については回してきたところです。十分かといいますと、もっともっと専門的知識を持った指導員がいればいいと思っていますけれども、先日も広報で公募いたしましたけれども、先生の応募はございませんでした。これからも、子どもたちにとってやっぱり必要な先生は充足させていきたいと考えています。

以上です。

○議長（高橋利勝） 水谷議員。

○1番（水谷令子） 学童保育指導員同士の交流や関係団体への参加、研修、勉強会はどのくらい行われているのか、お聞きいたします。

○議長（高橋利勝） 大橋子ども未来課長。

○子ども未来課長（大橋堅次） お答えいたします。

この間、3館、三つの学童の先生方が一堂に会しての学習はございません。今後はそれは子ども未来課が拠点となって、例えば勇足であった出来事、当然、本別につないでいく、仙美里につないでいく、本別であった出来事を勇足、仙美里につないでいく。どうしても先生方が一堂に会して必要な協議、学習をしないといけないときには、そういう場も持ちたいと思います。

この間の研修なのですけれども、昨年度ですけれども、児童発達支援センターで、支援の必要なお子さんを対象とした先生に来ていただいて学習会がございました。そのときには、当然、児童館の先生、学童の先生、うちの保育士等が集まって学習の機会です。

以上です。

○議長（高橋利勝） 水谷議員。

○1番（水谷令子） ぜひ指導員同士の交流、三つの学童の指導員さんの勉強会を開いていただきたいと思っています。そのことは保育の質にばらつきができると考えますし、長く働くうちに、知らず知らずのうちに尊大になり、自分の意のままに子どもたちを管理していることがあるかもしれません。本別ではないと願っています。貴重な学童の場を指導員によって保育の質に差が出ないことを願いますが、考えを伺います。

○議長（高橋利勝） 大橋子ども未来課長。

○子ども未来課長（大橋堅次） 僕も長く子ども未来課にいます。長くなると、確かに議員の言うような御意見もあるかもしれませんが、本別の学童保育所につきましては、放課後児童クラブの運営指針、基本的な指針に基づいて、基本的なことをやるようお願いしているところですので、議員の言ったようなことにならないよう、ちゃんと見守っていききたいと考えています。

以上です。

○議長（高橋利勝） 水谷議員。

○1番（水谷令子） 4点目を伺います。

学童保育は子どもの放課後活動の一つの居場所であり、異年齢で過ごす時間が楽しければ、いろいろな力がつくと考えます。指導員の努力に敬意を表すとともに、指導員の力を見直し、教育の同じ方向を目指す指導員の方にエールを送りたいと思います。また、学校や地域の人がかかわることで、保育における学び体験が充実し、生きる力をつけることができると考えます。

ただ、未来を担う本別町の子どもの教育を考えたとき、学童に参加していない子もいます。両親が共稼ぎでない子どもの放課後の過ごし方は、現行の制度では学童保育の恩恵を受けることができない子どもたちがいます。教育に格差が生じることは避けなければなりません。子ども未来課と教育委員会が本別町の子どもたちの環境づくりに保育と教育の融合、充実を目指し、組織の垣根を越えた取り組みが必要であり、議論が必要だと考えますが、御意見を伺います。

○議長（高橋利勝） 大橋子ども未来課長。

○子ども未来課長（大橋堅次） 子ども未来課、教育委員会、連携させていただいています。子ども未来課、教育委員会に限らず、保健福祉部門につきましても、子どもの育ちに重要なポジションにごさいます。役場、縦割りではなく、横断的な仕事をしておりまして、今後ともそのような考え方で子どもを育て、子ども育ちを応援していきたいと考えています。

以上です。

○議長（高橋利勝） 水谷議員。

○1番（水谷令子） 保育と教育の融合、この充実をさせるという点で、今回、子ども未来課ではミッチェルから英語指導員を置いていると思いますが、この方を学校のほうへ派遣するという点で協働作業はできないでしょうか。

○議長（高橋利勝） 大橋子ども未来課長。

○子ども未来課長（大橋堅次） 議員おっしゃるとおり、4月から姉妹都市のミッチェルからサマラが本別町に来ております。コロナの関係で、2か月、子ども未来課の中で一緒に仕事をしてきました。非常に頭のいい子で、日本語もできますし、私たちとすごくコミュニケーションがとれます。当然、教育委員会と事前にお話をした中で、やれることがあったら一緒にやりましょうということもお話をしていますし、中央小の校長先生ともサマラのことを情報収集しまして、今ちょっとコロナで忙しいのですけれども、時間があつたときにサマラをぜひ活用したいというお話もいただいていますので、当然、教育委員会と相談をしながら、今後とも進めていきたいと考えています。

以上です。

○議長（高橋利勝） 水谷議員。

○1番（水谷令子） 終わります。

○議長（高橋利勝） 次に、4番石山憲司議員。

○4番（石山憲司） それでは、議長の許可を得ましたので、通告いたしました1点、自治会との連携についてを質問いたします。

自治会は町民と行政を結ぶ組織として重要な役割を担っており、町にとって重要なパートナーであります。

近年、特に自主防災組織、地域が主体となって医療、介護を支える地域ケアシステム、さらに、子育て、教育への住民がかかわるコミュニティスクール等、地域力を生かしたまちづくりが求められております。

また、昨年、本別町自治会連合会が創立40周年を迎え、50周年に向けて新たな一歩を踏み出しています。

そこで、以下4点について質問いたします。

まず1点目、自治会を一つの基本単位としている自主防災組織についてであります。

本町の地域防災計画では、町民の責務として、自主防災組織の結成と、その活動がうたわれております。現状の組織数と今後の整備、育成の具体的な方針をお伺いいたします。

2点目、個人情報保護に関する協定書についてであります。

平成25年の災害対策基本法の改正により、地域防災計画に避難行動要支援者名簿の作成が義務づけられました。本町においても、第3期地域福祉計画及び第7期銀河福祉タウン計画で規定されております。

名簿作成に当たって、個人情報を取り扱う上、個人情報保護に関する協定書を町と自治会の間で締結しなければなりません。そのためには、各自治会が個人情報取り扱い方法、規約を定めなければならないとされております。この規約を定めた自治会はまだまだ少ないと聞いております。さらに進めるべきだと思いますが、今後の対応についてお伺いいたします。

3点目、地域担当職員制についてでございます。

既に十勝管内でも導入しているまちがあります。私は、1点目、2点目で申しましたことも含めまして、行政情報の提供、また、地域からの要望や課題の把握、職員のスキルアップ、また、何よりも町民と役場の信頼関係の醸成に役立つものと考えております。

行政と町民との協働体制構築のため、地域担当職員制の導入を検討する考えがあるかないか、お伺いいたします。

最後に4点目でございますが、町と自治会組織のあり方について、町長としてどのように考えておられるか、基本的見解をお伺いいたします。

以上、4点についてお伺いいたします。

○議長（高橋利勝） 高橋町長。

○町長（高橋正夫）〔登壇〕 石山議員の自治会との連携についての質問の答弁をさせ

ていただきます。

まず1点目の自主防災組織についての御質問ですが、御質問のとおり、本町における自主防災組織は、本別町防災計画に基づき取り進めておりますが、自主防災組織の重要性については、これまで本別町自治会連合会、また役員会、研修会及び在宅福祉ネットワーク連絡協議会の総会において説明をさせていただいてきているところであります。

また、各自治会の組織化に向けても個別に説明をさせていただいている経過もございますが、自治会の戸数の減少、また、地域の実情などにより、組織化が難しいと判断している自治会もありまして、現在20の自治会が設立をさせていただいています。

防災減災を図るためには、地域住民によります組織で自主的な防災活動が極めて重要でありますので、その役割を果たすのが自主防災の組織であります。

今後におきましては、本別町自治会連合会役員会、研修会などで意見を伺いながら、例えば環境等が整えば隣接する自治会同士での組織化、これもそれぞれの自治会の戸数の関係など含めて、設置されていってもいいのではないかというふうに思っていますし、また、自治会に向けて組織化を推進させていただくように働きかけていきたいと思っております。

また、日ごろから自発的に防災意識を高めて、災害に対して備えを図ることは大変重要なことでもありますので、本別町防災総合訓練の継続、そして、自治会や関係機関及び関係団体を対象といたしました防災研修会なども開催をして、各自治会の自主防災組織の取り組み状況、課題、ニーズなどの把握や意見交換を行いまして、自治会における自主防災組織の育成強化に努めてまいりたいと思っております。

2点目、個人情報保護に関する協定についてですが、本町におけます避難行動要支援者名簿の作成につきましては、平成25年の災害対策基本法改正がされる以前の平成21年から作成をしております。以来、3年に1回、避難行動要配慮者、いわゆる高齢者や障がい者を対象といたしました悉皆調査を実施をして、名簿の更新を図っております。

令和2年3月末現在の時点での避難行動要配慮者は2,771人で、そのうち、個人情報の提供に同意をいただき、避難行動の要支援者名簿に登録されている方が2,595人、93.7%となっております。この名簿情報を避難支援関係者であります自治会に提供をさせていただき、各自治会における自主防災組織の結成や個人情報の取り扱いの規定の制定のほかに、個人情報保護に関する協定書の締結について、平成23年から本別町自治会連合会の研修会や在宅福祉ネットワーク連絡協議会において説明をさせていただいているところであります。

現在、個人情報保護に関する協定書を締結した自治会の数は15自治会にとどまっております。議員の御指摘のとおり、まだまだ少ない状況でもあります。

平成25年の災害対策基本法の改正及び内閣府の避難行動支援者の避難行動支援に関する取り扱い指針におきましても、名簿情報の適正管理のために必要な措置を講ず

ることが改めて示されておりまして、本町といたしましては、引き続き各自治会と個人情報保護に関する協定書を締結することで、プライバシー保護を担保していきたいと考えているところであります。

現在、3年に1回の悉皆調査を行っているところでありまして、この調査がまとまりましたら、協定の締結に至っていない自治会に対して改めて働きかけを行ってまいりたいと考えておりますので、より一層のまた御支援も御理解もいただきたいと思います。

続きまして、3点目の御質問ですが、地域担当職員制度であります。協働のまちづくりを推進するために、職員を地域担当職員として各自治会に配置をして、地域と行政のパイプ役となり、地域の課題解決や活性化を目指すものであります。

全国的には約3割の市町村が制度を導入しているということではありますが、本町における地域の自治会との連携に関する取り組みに対しましては、各自治会の課題や、また、要望などを聞く場として毎年開催されております自治会長等研修会において、また、私を初め各課長が出席させていただいて、自治会会長からの御意見や御質問などをいただき、意見交換をさせていただいているところであります。

また、各地区ごとに連合会がありまして、中央地区、勇足地区、仙美里地区、美里別地区の4地区に自治会の連合会が組織されております。そちらからの地域の要望などをいただくこともありまして、また、御案内をいただいたときには、各自治会の地域集会施設の総会だとか、それぞれ多く出かけ、1年に定期的に出かけていくこともたくさんありますので、御案内をいただいた際には、地区連合会の総会、また、その中で御意見もいただくということもただいま実施をさせていただいているところであります。

地域の課題や行政への要望などを聞く機会が設けられているということは、情報の共有が図られているものと認識しておりますし、現在のところ、各自治会に担当職員を配置するまではいきませんが、それぞれ特に市街地区には各自治会には担当職員がいて、役員を担っていただきながら、可能な限り自治会の行事にも参加させていただきながら、常に自治会の皆さんとの融和を大切にしながら、それぞれ日々のコミュニケーションをとれる体制をとっているということも含めて御理解いただきたいと思います。

続きまして、4点目の町と自治会組織のあり方についてですが、これは本当に何度もお話をさせていただきながら、また、質問もいただいています。何と云っても、町行政と自治会とはまさに両輪でありまして、自治会の皆さん方の協力がなければまちづくりは進むということはなかなか至難のことでもあります。そういう意味では、協働のまちづくり、まさに自治会の皆さん方、特に会長さん方含めて、大変な御協力、御支援のもとに、本別町のまちづくりを進めさせていただいているということにつきましては、まさに重要なパートナーとして考えております。

地域に最も身近な組織が自治会でありまして、町としても、安心安全なまちづくりを進める上で、自主防災組織はもとより、高齢者の見守り活動、また、町内の美化運動、

多岐にわたり大変御尽力いただいているところでもありますので、自治会は自主的に組織された自治組織でありますけれども、自治会だけで解決の難しい、行政の力が必要となる場面では、自治会と連携をとりながら、課題の解決に向け、互いに情報を共有しながら、よりよいまちづくりにともに進めていく関係であり続けたいというふうに考えております。

以上申し上げて、答弁とさせていただきます。

○議長（高橋利勝） 石山議員。

○4番（石山憲司） 細目方式をとらせていただいていますので、1点ずつお伺いしていきたいと思います。

最初の防災関係ですね。20自治会という数字だったと思います。そして、町長答弁の中にありました、単自治会ではなくて、隣接といいますか、連自治体等で進めていきたいというお話もございました。現在、20自治会というのは、中央自治連でいうと三十七つか八つ、中央自治連がございすね。その中で、全町で20ということですので、中央自治連でいうと10何ぼぐらいしか組織化されていないということなので、中央自治連でいうと10何ぼぐらいしか組織化されていないということなので、確認させていただきたいと思います。

それから、もう1点、確かに総合訓練や防災訓練等、総合訓練はしばらくやっていませんでしたけれども、これにつきましても、それぞれの自治会の協力がなくてはやれないと思うのです。ですから、その辺につきまして、そういうものを通じて、防災訓練とかを通じて、自治会と、それから行政のほうの接触といいますかコミュニケーションを図っていく、そういうことをさらに進めていただきたいということで、最初の数の件と、お伺いしたいと思います。

○議長（高橋利勝） 高橋町長。

○町長（高橋正夫） 自治会、組織化されているのは20と言いましたけれども、自治会名は担当のほうから話しますけれども、いつも話に出るのは、自治会の数は70以上もありますから、本当に皆さん、組織で頑張っていますが、人口密度の多いところということと、さらにまた人口がそれほど多くないところ、言ってみれば二つ一緒になってもいいよねというようなところというのはわりとあるのですね、まちの中でも。そういうことになったら、例えば今は観光が余りないですけども、葬祭のほうでは協力してやるとか、そういう自治会もありますから、そういうところも含めて、単独で全部やるということは難しいと思いますので、それで近隣と協調して力を合わせて組織化すること、これもこれから推進していかなければならないかなと、まずこう思っていますし、また、個数や自治会数についてですけども、人口のパーセントからいうとかなり多くなっていることもありますけれども、どちらにしても大事なことです。御質問のように、5年に1回の大型訓練もありますけれども、たまたま台風で訓練が本番になってしまいましたからできませんでしたが、それは本当に十勝管内でも、最近では二、三か所やっていますけれども、もともと本別町だけがやっているというような、

本当に特異な、防災意識を高めるのに大変なことでありますので、それは引き続きそれもしっかり実施した中で、御質問にありますように、それをやりながら、またそういう防災意識を高めて、それぞれ自治会の自主防災組織をまたつくっていただけるような方向に持っていければなと思いますので、各自治会については担当のほうから。

○議長（高橋利勝） 小坂住民課主幹。

○住民課主幹（小坂祐司） 私のほうでは数のほうですけれども、現在、20自治会が設立をされている状況で、中央自治連、私の手元に今資料がございませんが、19は中央自治連の中に入っているものと思います。勇足を一つ除いて19ということで手元の資料ではなっています。

以上です。

○議長（高橋利勝） 石山議員。

○4番（石山憲司） それでは、先ほど私、三十云々と言いましたけれども、記念誌によると38中央自治連があるそうです。今、19という数字が出ましたので、中央自治連では勇足を除くのですね。そうすると18。半分以上ということになりますので、これにつきましては、さらにまち場でございますので、数をふやすといいますか、御協力をいただけるように進めていただきたいということで、一応もう一度確認させていただきたいと思います。どのような具体的な方法でふやそうとされますか。

○議長（高橋利勝） 小坂住民課主幹。

○住民課主幹（小坂祐司） 石山議員の質問にお答えをしたいと思います。

議員御承知のとおり、少ない数となっておりますが、担当といたしましては、自主防災組織、決まった形というのは、こうだというのはありませんので、まず一つ目に、自治会内の連絡体制ができている、二つ目に、自治会員の安否体制ができている、それから、先ほど来言っております要支援者、高齢者ですとか障がい者の方ですとかの避難体制ができている、この三つの体制をとっていただければ、自主防災組織というふうに私どもとらえてございますので、その基本となる三つの体制をとっていただけるように、今後も訴えかけていきたいなというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（高橋利勝） 石山議員。

○4番（石山憲司） それでは、2番目のほうの、個人情報保護に関する協定のほうに移させていただきたいと思います。

確かに人数的には登録人数は2,595人で、93.7%、中央部分を含んで非常に多くの方が今回登録させていただいていると理解するところでございます。

ただ、私、先ほど最初に聞いた数字というのは、自治会の中における規約、それをつくっている自治会は、たしか昨年、今年も自治連の総会がなかったものですから、昨年の数字でいくと、8自治会、個人情報取扱規定策定済み自治会というのは8自治会ということになっておりました。それで、一昨年のお話でございますので、増えているか否か、

もう一度確認させていただきたいと思います。まずその点をお聞きしたいと思います。

○議長（高橋利勝） 暫時休憩します。

午後 3時35分 休憩

午後 3時36分 再開

○議長（高橋利勝） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

飯山保健福祉課長

○保健福祉課長（飯山明美） 御質問にお答えいたします。

個人情報保護の規定を作成済みの自治会の数ということですが、こちらは市街地区を中心に9自治体が規約をつくっている。一つは、市街地区ではない地区で、市街地区8地区、全部で9地区が規約をつくっております。

以上です。

○議長（高橋利勝） 暫時休憩します。

午後 3時36分 休憩

午後 3時37分 再開

○議長（高橋利勝） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

飯山保健福祉課長

○保健福祉課長（飯山明美） 補足をさせていただきます。

自治会の中で、個人情報に関する協定を町と結んでいる自治会は15自治会で、その中でというか、個人情報取扱の規定を自治会内で行っているというのが9自治会ということです。

以上です。

○議長（高橋利勝） 石山議員。

○4番（石山憲司） 済みません、最初に私の聞き方が悪かったのかどうかなのですが、つくるためには町と協定を結びましょうというのがまず1点、これは15自治会、分かります。ただ、結ぶ相手方の各自治会は、それぞれ自分たちの自治会の中で規約をつくらなければならないです。では規約をつくっている自治会は何ぼですかと聞いたら、ただいまの答えでは9自治会ということで理解させていただきます。よろしいと思いますが、それで、ここで逆に協定を結んでいない自治会、または自らの自治会で、今言いました内規といいますか、方針を決めていない自治会に対する要支援者名簿というのはどのようになるのか、それについてお伺いしたいと思います。

○議長（高橋利勝） 飯山保健福祉課長。

○保健福祉課長（飯山明美） 御質問にお答えいたします。

災害時の要配慮者名簿、支援者名簿につきましては、協定を結んでいる、いない、かわらず、全町調査をしまして、行政のほうでは作成をしております。それをお渡ししているのが、町と協定を結んでいる自治会ということになります。今、15自治会のほ

うにお渡しをしておりますけれども、それ以外の地区につきまは、その地区も含めてですけれども、町内全地区を網羅しております民生委員、児童委員さんがおりますので、そちらのほうには情報提供はさせていただいております。ただ、町と協定を結んでいない自治会に対してということですが、先ほどの自主防災組織の中の答弁にもございましたように、災害時要援護者の名簿の提供に伴う締結については、自治会連合会の総会ですとか在宅福祉ネットワークの総会等におきまして、こういうものがありますのでぜひお願いいたしますということは毎年お願いをしてきているところです。ただ、災害時要援護者の名簿をつくり始めて、平成23年、24年くらいというのはかなりばっと幾つかできたのですけれども、その後がなかなか増えが鈍いというような状況にあります。今年度、今3年に1回の全数調査をしているところですので、それができた段階で、住民課のほうとも協力しながら、また新たに呼びかけを行っていきたいというふうに考えています。

以上です。

○議長（高橋利勝） 石山議員。

○4番（石山憲司） 今まさに私のところにも、先週ですか、早々に送ってまいりました。この数が先ほど言いました93.7%ですか、同意ですね。この同意を得ないところ、いろいろ理由はあると思います。これの回収等につきましては、多分、民生委員さんと自治会のほうに依頼されているのではないかと思います。回収した結果、拒否されている理由、この辺の確認というのをやられたらどうかと思うのです。例えば自治会は信用できないから私は登録しませんとか、いろいろあると思うのです、理由は。その辺の、実際に災害が起こったときに、現場において安否確認等する場合、基本はやはりここに上げられる名簿だと思うのです。そうすると、1人も見逃さない、災害弱者を救うために、町として、これを拒否されているのは、当然、理由があつてされていると思いますので、その辺の説得というのは今までされてきたことがあるのか。それから、説得、今後試みる、確認する、その意思を確認するという作業をする意思があるのかどうか、お伺いします。

○議長（高橋利勝） 暫時休憩をいたします。

午後 3時43分 休憩

午後 3時43分 再開

○議長（高橋利勝） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

飯山保健福祉課長

○保健福祉課長（飯山明美） お答えをいたします。

不同意の方が、最新の情報の中では128名ということで、調査の中で、不同意ということについての理由についても一応お知らせをいただいております。本当に、別に支援をしてもらわなくても大丈夫というような状況の方もおりますし、やはり自治会との関係の中で、やっぱり情報を出したくないのですというようなお答えの方もいらっ

しゃいます。ただ、町といたしましては、そういう方も把握をしております、その方にもし災害があったときにお手伝いが必要ということであれば、個別に対応もできるようなことを考えておりますので、その方たちを放っておくとか、そういうことではございません。

以上です。

○議長（高橋利勝） 石山議員。

○4番（石山憲司） 今、放っておくということはないということで、3番目の点につきましては理解させていただきました。失礼、2番目の点ですね。

それでは、3番目のほうでございます。これは地域担当制。確かに現在、役場の職員の方々は、非常に多くの役場の職員の方が既に各自治会の要職について御活躍いただいていることは私も承知いたしております。

ただ、私が先ほど申し上げましたとおり、地域担当制についてのメリット、いろいろな情報というのが発信されています。町長は先ほど、自治会長研修会のときに言っていると申しますが、自治会研修会というのは膨大な、各課全部ですから、三、四センチの資料をいただくぐらいの膨大な資料をいただいてやるので、はっきり言いまして、自治会の会長さん方にとっては決して喜ばしいものではなく、もっと個別に当たっていただきたいという声も数々聞いております。

そこで、自治会というのは任意団体でございますので、役場の職員といえども強制的に云々ということは、自治会に対してはございません。強制することはできないと理解しています。

そこで、担当制というのは、先ほど申しましたとおり、役場職員として、地域の人方、それとの接触、それによってスキルをアップさせて、また自らのスキルをアップさせて、町民と役場職員の信頼関係を構築していくことは、例えば災害時において、多分、役職についている方々は、対策本部または実際に地域に戻れない方々が主でございますので、地域に戻れる方々がそれぞれの地域で顔の見える形で接触を持ってもらって、あの人、役場の人だと分かる関係を築くためには、私は何らかの形で、担当制とまで言わなくても、そういう関係を構築していくことは非常に大事でないかと考えておりますので、その点につきましてお伺いしたいと思います。

○議長（高橋利勝） 村本総務課長。

○総務課長（村本信幸） それでは、私のほうから答弁をさせていただきます。

今、議員のほうからもございましたけれども、うちの職員、それぞれ自治会の中で役員を担っております。5年ほど前の調査では、大体4割の職員が、今、役員としてそれぞれ自治会のほうで役員を担っているという調査ですが、今お話があったとおり、地域担当制をとることによって、職員としてのスキルアップというのは確かにメリットとしてはあるのかなというふうには考えておりますけれども、ただ、今言ったように、既に役員をやっている職員もおりますし、通常の業務、そういったものをちょっと考えた

ときに、業務としてかなり負担が大きくなるのかなというふうなこともちょっと考えております。ですから、なかなかそういったことを考えていくときには、ちょっと現状、難しいのかなというふうには思います。

あと、災害の関係がございました。今、災害の体制を考えていったときに、職員として、例えば幹部職員とは、当然、本部体制の中に組み込まれて災害対応していきますけれども、ほかの職員も、避難所の開設ですとか、災害現場への派遣、そして住民の方たちへの支援、そういったものの業務につきますので、まず職員として自宅に戻れるというのはなかなかないのかなというふうには、今、私は考えておりますので、先ほど質問にありました、地域に戻る職員というところでは難しいのかなというのはいちちょっと考えております。

以上です。

○議長（高橋利勝） 石山議員。

○4番（石山憲司） 私もその辺は理解しておりますけれども、例えば役場職員の中で、地域性を持っている職種もあろうかと思えます。保健師さんとか、地域性を持っている、担当地域といいますか、持っている方々もおられます。その方々は、当然と言ったら何ですけれども、災害のとき、避難所ができた場合、私は当然、それぞれの避難所の担当になるのではないかと考えております。そういう方もおられるのではないかと思いますので、その辺も考慮して検討していただきたい。私は今回、この質問はあくまでも検討するか否かを聞いております。この3項目については、するかしないかで町長においては答弁をお願いいたします。

○議長（高橋利勝） 高橋町長。

○町長（高橋正夫） 検討するかしないか決めてくれということですがけれども、検討するのにも、条件というのはやっぱりあるのですよね。先ほど午前中ですか、質問にも答えましたけれども、避難所が密にならないように、それぞれの複数の避難所を設置するという質問がありました。保健師が9名の中で例えば対応するとなったら、小学校の中の教室、1組、2組、3組だったところにいけば1人で済むかもしれませんが、それがふれあい交流館になったり、公民館になったりすると、それぞれ1人、2人といったら、すぐその配置する保健師さんも対応できないというようなことになるわけですから、そういうときに、やっぱり柔軟にというか、緊急を含めて、漏れなく対応するというのは、その状況の中で判断するしかないのですよね、残念ながら。言っていることはよく分かるのですよ、私も。それだけの人数も含めてあれば、こことここと、北地区のどこどこかとある程度決められるのでしょうかけれども、今、答弁ありましたように、大きくなれば幹部職員は当然災害対策本部と。それで消防などを含めては現場を含めて行くと、それぞれの役割がありますから、福祉関係も教育関係もありますから、やるかやらないか検討するかというのは、検討は常にしたいと思えます。でも、実現するにはしばらくまだいい返事はできませんが、検討はしてまいりたいなというふう

と思いますが、この辺でよろしいでしょうか。

○議長（高橋利勝） 石山議員。

○4番（石山憲司） それでは、3点目につきましては、町長が検討するというところでございますので、それで質問を終わらせていただきたいと思います。

4番目でございます。町長の基本的見解をお伺いするということでございます。既に第7次総合計画につきましては、現在進行中であり、既に第6次の総合計画については総括もそろそろ終わる時期でないかなと推察しております。

そこで、これは第6次の総合計画でございます。6次の総合計画では、地域活動の推進のところで、分析といたしましては、生活様式の多様化とか、個人意識の多様化によって、コミュニティの参加意識が変化していると。それによって地域の、ここの言葉で言いますと、地域の回復力ですか、地域機能の低下を来しているという言葉でなっております。これは第6次のときの分析だと思います。そして、その指針といたしましては、自治会連合会とも協議をしながら、自治機能回復のため、今後のあり方について検討するという方針ですね。これは10年前の方針でございますけれども、今まさに第7期を目指している今におきまして、第6次の総合計画におけるこの部分の総括と、いわゆるあり方について検討する、その検討についてお伺いしたいと思います。

○議長（高橋利勝） 高橋町長。

○町長（高橋正夫） まちに、村に人が集まり、自治ができて、戸長役場ができて、120年の歴史、125年ですかね、歴史がある本別町で、やっぱり一番原点は住民ですから、町民の皆さん、その前は村民もありましたけれども、住民の皆さんがやっぱり主役ですから、その住民の皆さんに一番近いのは、やっぱりそこを込みで構成する自治会ですね。ここがやっぱり中心主役であって、始めて行政も成り立つということだというふうに私も思っていますし、歴史上そうだと思っています。ですから今、そういう面では、営々としてそういう環境を築いてきたこのまち、本別町だけでないかもしれませんが、やっぱり新しい世代の方とかいろいろな方が交流するようになって、例えば自治会に加入しませんよとかという人が出てきたり、非常にそれぞれの自治会では対応に苦慮する。例えばごみの収集一つにしても、広報の配布一つにしても大変だと。今までは何のそういう気配り、問題もなくやれていることが、何か一つ一ついろいろな場面でエネルギーを集中しなければならぬようなことができてくるということでは、スムーズな、まさに地域コミュニティの原点である自治会というのが、今、そういう面では少しずつ、全体ではないけれども、一部にはそういうところを見られているところを含めると、大変な御苦勞をいただいているなというふうに思っています。

でも、人それぞれの考え方はあるかもしれませんが、最終的にはこの自治会、コミュニティなしには、やっぱり人は生きていけないのですから、みんなで助け合って、みんな支え合って生きていくのが人ですから、そういう意味では、自治会の機能というのは、私も特に地元で生まれて地元で育って、その地域の人に育てられてという思いがあ

りますから、まさにまちの原点が一番大事だなと思っていますし、そこで、やはり自分たちのまちは自分たちでつくる、そういう協働の意識をしっかりと持つというのが我々本別町民の本当に一番大事な心の支えだなというふうに思っていますから、それは6次の経験も含めて、7次にはそのこともさらに、そういう自治会が本当にいつも明るく元気に笑顔で皆さんとコミュニケーションがとれるように、そういうまちになるように、これは計画の中でもそうですけれども、現実の対応も、一人一人の町民の皆さんの知恵も力もかりながらまちづくりを進めていきたいというふうに思っていますから、そういう面では、この自治会というのは、まさに何度も言いますが、まちづくりのなくてはならない最大のパートナーでありますから、そこを大事にして、しっかりお互いに叱咤激励をいただきながら、我々もしっかり努めていきたいなというふうに思っておりますので、御理解をいただければと思います。よろしくお祈りします。

○議長（高橋利勝） 石山議員。

○4番（石山憲司） 最初に私、言いましたとおり、自治会は町行政にとって重要なパートナーであると、大変私も同様に思っています。その自治会が、実は10年前から非常に多くの悩みを抱えております。昨年40周年を迎えましたが、30周年の記念誌のときに、会長アンケートというのをとっております。その中で、各自治会の課題、悩みについて、これは各自治会長さんに聞いていることですが、複数回答でございますけれども、1番が、役員のなり手が無い。2番が、役員の高齢化。残念ながら私も自治会でやらせていただいておりますけれども、現在もこの悩みは全く同じでございます。ですから、自治会がそれぞれ抱えているこのような悩みと、先ほど町長が、最良のパートナーであると。どのように協力していかなければならないのか、もう一度確認のため、お伺いいたします。

○議長（高橋利勝） 高橋町長。

○町長（高橋正夫） 私も自治会で、小さい自治会だったけれども、役員をやらせていただいたころは、20代後半でした。周りの人もみんな若かったですね。でも今、私もこの年になりました。本当に高齢化というのは、まちづくりの言葉だけでなく、本当に世の中の言葉だけでなく、本当にまさに身近なところにも高齢化というものが本当に大きな課題としてやっぴりのしかかってきていることも事実であります。でも、その中でも、やっぱり元気な高齢者でみんな頑張ってくれる、そういうまちづくりもできているということについては非常にありがたく思っています。それは、もちろんそういう姿を見たときに、やはり少しでもそういう先輩たちが築いてきたこの本別に、少しでも若い世代がまた帰ってきて、また新しく来ていただいて、そこで先輩の姿を見て、しっかりと本別町を支えていただいている人材をつくる、そういう役割も含めて、また今、非常に悩みというところが、逆にそれをばねにして、元気まさにアクティブシニアではないですけれども、元気にしていただきながら、そういう自治会組織も頑張っていたいただければと思っています。

私も常に、最近こそコロナで葬儀などが少なくなっていますからあれですけども、常に何か行事があったら、やっぱり年齢構成からしても、動ける人が少なくなった、若い人が少なくなったと、本当にみんな共通の悩みです。でも、その中でも、やっぱり役割分担しながら、また、役員や自治会の会員としての自分の役割も含めて、本当に言ってみれば自分を奮い立たせて頑張っていたらというということもよく私も理解させていただいています。少しでもそういう面の苦労もなくなるような、そういうことも含めて対応していかなければなりませんし、先ほど災害のところで少しお話しさせていただいたのは、そういうことも含めると、やっぱり一つの自治会だけで完結することはできませんので、そこを近隣複数でまた力を合わせながら、そういうコミュニティをつくっていくということも大事なことだなというふうに思っています。特に農村部についてはそういうところがもう常に出てきています。そういうことを含めて、やっぱり適切な判断ができるような、また、それぞれのエネルギーがきちっとまたそこで十分に活躍できるような、自治会組織も含めてつくっていかなければならないと思っておりますので、何と云っても、石山議員の御質問のように、パートナーどころか、本当になくてはならない大事な大事な仲間ですから、しっかり対応させていただくように全力を尽くしていきたいなと思っております。よろしく申し上げます。

○4番（石山憲司） 終わります。

◎散会宣告

○議長（高橋利勝） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

御苦勞さまでした。

散会宣告（午後 4時02分）

令和2年本別町議会第2回定例会会議録（第3号）

令和2年6月17日（水曜日） 午前10時00分開会

○議事日程

- | | | |
|--------|-----------|--|
| 日程第 1 | | 一般質問 |
| 日程第 2 | 議案第 5 2 号 | 本別町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について |
| 日程第 3 | 議案第 5 3 号 | 本別町介護保険条例の一部改正について |
| 日程第 4 | 議案第 5 4 号 | 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険税の減免に関する条例の制定について |
| 日程第 5 | 議案第 5 5 号 | 辺地総合整備計画について |
| 日程第 6 | 同意第 2 号 | 固定資産評価審査委員会委員選任について同意を求める件 |
| 日程第 7 | 同意第 3 号 | 農業委員会委員任命について同意を求める件 |
| 日程第 8 | 同意第 4 号 | 農業委員会委員任命について同意を求める件 |
| 日程第 9 | 同意第 5 号 | 農業委員会委員任命について同意を求める件 |
| 日程第 10 | 同意第 6 号 | 農業委員会委員任命について同意を求める件 |
| 日程第 11 | 同意第 7 号 | 農業委員会委員任命について同意を求める件 |
| 日程第 12 | 同意第 8 号 | 農業委員会委員任命について同意を求める件 |
| 日程第 13 | 同意第 9 号 | 農業委員会委員任命について同意を求める件 |
| 日程第 14 | 同意第 10 号 | 農業委員会委員任命について同意を求める件 |
| 日程第 15 | 同意第 11 号 | 農業委員会委員任命について同意を求める件 |
| 日程第 16 | 同意第 12 号 | 農業委員会委員任命について同意を求める件 |
| 日程第 17 | 同意第 13 号 | 農業委員会委員任命について同意を求める件 |
| 日程第 18 | 同意第 14 号 | 農業委員会委員任命について同意を求める件 |
| 日程第 19 | 同意第 15 号 | 農業委員会委員任命について同意を求める件 |
| 日程第 20 | 同意第 16 号 | 農業委員会委員任命について同意を求める件 |
| 日程第 21 | 同意第 17 号 | 農業委員会委員任命について同意を求める件 |
| 日程第 22 | 発議第 5 号 | 議員報酬の減額支給に関する条例の一部改正について |

○会議に付した事件

- | | | |
|-------|-----------|-----------------------------|
| 日程第 1 | | 一般質問 |
| 日程第 2 | 議案第 5 2 号 | 本別町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について |
| 日程第 3 | 議案第 5 3 号 | 本別町介護保険条例の一部改正について |

日程第 4	議案第 5 4 号	新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険税の減免に関する条例の制定について
日程第 5	議案第 5 5 号	辺地総合整備計画について
日程第 6	同意第 2 号	固定資産評価審査委員会委員選任について同意を求める件
日程第 7	同意第 3 号	農業委員会委員任命について同意を求める件
日程第 8	同意第 4 号	農業委員会委員任命について同意を求める件
日程第 9	同意第 5 号	農業委員会委員任命について同意を求める件
日程第 10	同意第 6 号	農業委員会委員任命について同意を求める件
日程第 11	同意第 7 号	農業委員会委員任命について同意を求める件
日程第 12	同意第 8 号	農業委員会委員任命について同意を求める件
日程第 13	同意第 9 号	農業委員会委員任命について同意を求める件
日程第 14	同意第 10 号	農業委員会委員任命について同意を求める件
日程第 15	同意第 11 号	農業委員会委員任命について同意を求める件
日程第 16	同意第 12 号	農業委員会委員任命について同意を求める件
日程第 17	同意第 13 号	農業委員会委員任命について同意を求める件
日程第 18	同意第 14 号	農業委員会委員任命について同意を求める件
日程第 19	同意第 15 号	農業委員会委員任命について同意を求める件
日程第 20	同意第 16 号	農業委員会委員任命について同意を求める件
日程第 21	同意第 17 号	農業委員会委員任命について同意を求める件
日程第 22	発議第 5 号	議員報酬の減額支給に関する条例の一部改正について

○出席議員（11名）

議 長	1 2 番	高 橋 利 勝	副議長	1 1 番	藤 田 直 美
	1 番	水 谷 令 子		2 番	柏 崎 秀 行
	3 番	梅 村 智 秀		4 番	石 山 憲 司
	5 番	篠 原 義 彦		6 番	大 住 啓 一
	7 番	山 西 二三夫		9 番	方 川 一 郎
	1 0 番	阿 保 静 夫			

○欠席議員（1名）

8 番 黒 山 久 男

○説明のため出席した者の職氏名

町 長 高 橋 正 夫 副 町 長 大和田 収

会計管理者 花房 永実
農林課長 篠原 順彦
住民課長 久司 広志
建設水道課長 坪 忠男
老人ホーム所長 前佛 清治
総務課主幹 上原 章司
建設水道課主幹 宮崎 恒一
総務課主査 石川 雅康
教育次長 阿部 秀幸
農委事務局長 倉崎 景一
選管事務局長 村本 信幸

総務課長 村本 信幸
保健福祉課長 飯山 明美
子ども未来課長 大橋 堅次
企画振興課長 高橋 哲也
国保病院事務長 藤野 和幸
住民課主幹 小坂 祐司
建設水道課長補佐 小出 勝栄
教 育 長 佐々木 基裕
社会教育課長 高橋 優
代表監査委員 畑山 一洋

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局 長 三品 正哉

総務担当主査 越後 忠

◎開議宣告

○議長（高橋利勝） これから、本日の会議を開きます。

◎日程第1 一般質問

○議長（高橋利勝） 日程第1 一般質問を行いません。

順次発言を許します。

3番、梅村智秀議員。

○3番（梅村智秀） それでは、質問に先立ちまして、新型コロナウイルス感染症にてお亡くなりになられた方々、今なお御苦勞をなされている方々にお悔やみとお見舞いを申し上げます。

また、去る6月5日、北朝鮮による拉致被害者である横田めぐみさんとの再開がかなわず、御逝去なされた横田滋さんに心よりの御冥福をお祈りし、日本人の一人として自分に何ができるのか、無関心、不勉強こそ最大の罪であると心に刻み、もって町政に望む自身の責務について、改めて自らを律したところであります。

そして、傍聴へお越しくくださった皆様に厚く厚く御礼を申し上げます。

それでは、通告済みの3本について、全問一問一答細目方式を採用し、一般質問を執り行います。

それでは、1問目。町長らの給料を見直ししませんか、報酬等審議会開催をについて、通告文の読み上げを行いません。

本別町の財政が厳しいことは、繰り返し公式に言及されており、町民の不安要素でもある。直近の報酬等審議会開催は、平成17年2月であり、既に15年以上経過しているが、現在までの対応と今後の方針について、次の3点、事実と所信をたずぬ。

1、厳しい町財政の状況下、追い打ちをかけるように新型コロナウイルスの感染拡大により、地方財政、地域経済へのさらなる影響が懸念され、先行きは見通せない。こうした社会情勢下、改めて特別職等の給料月額改定の可否及び改定額の適否について審議を行なう必要があるが、本町の見解はいかなるものであるのか。

2、町長給料月額74万7,000円。期末手当4.2月で313万7,400円。退職手当20.504月で1,531万6,488円。その他寒冷地手当が支給され、また、昨年度までは私的に利用される携帯電話通信料が公費で支出されていた。現在の町財政を鑑み、これらの額の適否について見解はいかなるものであるのか。

3、本町における議会議員の報酬額について、その額の適否についての見解はいかなるものであるのか。

以上、お伺いをいたします。

○議長（高橋利勝） 高橋町長。

○町長（高橋正夫） 梅村議員の町長等の給料見直ししませんか、議員報酬審議会の開催をの質問の答弁をさせていただきます。

まず、1点目でありますけれども、社会情勢と特別職等の給与月額の関係でありますけれども、常勤特別職につきましては、この給与は職員と同様、地方自治法の第204条を根拠として支給されておまして、その考え方は勤務に対する反対給付、要するに対価でありますので、と同時に生計費として考慮すべきものとの見解が示されているところであります。

その一方、町財政が厳しい状況にあることは、三位一体改革が行なわれた頃、また申し上げますと、私も町長に就任させていただいて、平成9年からはこの財政が厳しいのは、さらにまた大変な状況の中からのスタートでありました。

したがって、平成15年から17年にかけて、段階を踏みつつ、給与月額を15%から18%、当時の助役で、職名は助役でありましたけれども、これは同じく12%から15%ぐらいのそれぞれ削減しておりますが、その平成14年から3回にわたり、その給与月額の削減をしてきたところでもあります。その後、回復することなく、現在に至っているところでもあります。

今、申し上げたとおり、給与支給の根拠を職員と同じく、勤務に対する反対給付、生計費として考慮されることを鑑みながら、町の財政状況と給与の額を直接に結びつけることは慎重に検討すべきとの考え方に立っているところでもありますし、したがって、今般のコロナ禍においては、期限を設けて給与月額の削減の議決を頂いたことも、これらも含めて御理解をいただければと思います。

2点目であります。

給与月額、各種手当額の適否についてですが、参考までに申し上げますと、本町の特別職の給与月額については、道内における同程度の人口規模の他町村と比較しまして、平均よりやや低い位置にあります。比べることがいいかどうかということがありますけれども、その額が適正かどうかは私から申し上げるべきものではないというふうに思います。特別職の給与を安易に削減することは、支給の根拠を同じくする一般職の給与にも影響、そしてまた波及させる可能性もありますので、先ほど申し上げましたとおり、町の財政状況と給与額の関係については、直接結びつけるものではないとの見解は維持すべきものと考えております。今までも、先ほど申し上げましたように三度にわたって、それぞれ大変な財政的な危機状況の中で、三位一体の改革を含めて、財政が硬直が続くことで、それぞれ職員にも協力いただきながら、特別職自ら報酬等審議会に適切な判断をお諮りしてきたところでもありますので、このことも、今後このようなことが起きるとすれば、またその都度判断をしてみたいというふうに思っております。

3点目であります。

議会議員の報酬額についてであります。その在り方は、執行機関において御検討いただく事項でありますので、私から見解を申し上げるべきものではないと思いますので、この辺も申し上げて答弁とさせていただきます。

以上であります。

○議長（高橋利勝） 梅村議員。

○3番（梅村智秀） 平成17年2月に町長以下10%から6%程度に引き下げを審議

会に諮問し、当時、法改正前ですから助役、収入役と呼ばれていた時代であります。地方交付税の減、各種団体の補助金の削減や廃止などが諮問案を提示した理由ということでございますが、現況、コロナウイルスの感染拡大のため、見通せぬ社会経済情勢、引き続き厳しい地方交付税の額、止まらぬ高齢化と人口減、本年度の予算案でも補助金の削減や廃止が多くなされたところでございます。

また、町国保病院の運営の不安、当時、この直近と言いましても平成17年2月、15年以上前です、当時といわゆる経済的不安等については、何ら変わりがないというふうに認識をするところでございますし、それどころか、現況先行きが見通せないというところでございますので、そういった観点から申しますと、さらに状況は悪化しているのではないかとこのところも言えるところでございます。

当然、15年以上経過しているし、今や十年一昔どころか、3年、5年で世の中目まぐるしく変わっていくというところと、これからいわゆる町財政というものが好転していく具体的な材料というものが何ら示されていないというところから、改めて今がまさにそうした諮問をするときだというふうに考えますが、改めまして町長の御見解をお伺いするものでございます。

当然、特別職のいわゆる役務に対する対価であるとか、生計費であるというところでございますので、考え方といたしましては、かつ、これが法によって支給されているものであるところですから、その支給の根拠というものについては理解してございますので、今の経済情勢下というものを改めて鑑みて、今がまさにそうした見解を仰ぐ、意見を頂く、諮問すべきときではないかとこのところでございますが、改めてこの1番項についてお伺いをいたします。

○議長（高橋利勝） 高橋町長。

○町長（高橋正夫） 歴史も振り返っていただきながら、私も長い間この職に就かせていただいておりますが、私も就任させていただいたときには、財政調整基金は6億円以上積みないというそういう状況でありました。ですから、私は議員もやらせていただきましたけれども、そこまで細かくチェックはできていませんでしたので、4億数千万円の基金だったと思うのです。基金も全体では10億円あるかないかでした。

どうしてこれほど少ないのですかという話を職員の皆様としたときに、当時は財政調整基金が6億円以上積み上げると、財政が豊かだということで、ほかの予算の執行について国からペナルティがかかるという話を聞かせていただいて、それにしても財政調整基金だけではなく、いろいろなまちづくりに必要なこの財源があるのに、どうしてなのかなと思いつつも、それぞれ工夫しながら、少しずつほかの名目を作りながら、例えば公共施設等の整備基金だとか、それも作りながら基金を上積みしてきたという経過があります。

残念ながら平成12年をピークにして、その後、三位一体改革で国が30兆円の赤字国債はそれ以上は出さないということで、財政引き締めになりました。私どもも、国もその方向で最大限の努力をするので、地方もそれに合わせて本当に身を削りながら頑張ろうということにしたのですが、残念ながら職員の給料は絶対本給には手をつけずに、

手当は少し協力してもらうことがあるかもしれないけれどもという話をしながら、職員一同努力してきたのですが、残念ながらそれをこれだけの財政状況になったということも含めて、基金もこのままいくと底をついてしまうようなというようにも想定される中で、私どももちろんですが、平成14年から削減をさせていただきながら、14年ですね、それと15年、17年ですかね、最終的には3%、5%、10%ということで削減させていただいて、職員の方も5%、4%、3%、2%と連続協力していただいたのですが、職員の方はもう本当に大変な暮らしの中で、協力させていただいて、まちづくりに貢献ということでもありますので、少しでも回復しようということで、回復させていただきました。

残念ながら私どもは、回復はしないということで、そのまま特別職は減額のままということになっておりますので、そういうことも含めてトータルとしては、何とかその厳しい状況乗り越えてきた、そういう経験もしているところであります。その中で、基金も本当に、議会の皆様方にも町民の皆様方にも、それぞれ今まで施設の使用も無料だったものも実費負担、いろいろ含めて協力させていただきながら、財政を健全にということで、基金も相当程度積み上げてきたのも事実であります。

ただ、ここ一、二年、病院の改革などを含めて大きな財政支出がありましたけれども、そういう中では、本当に頑張ってきた成果が今、少ないといいながらも27億円強の基金を積み上げることができました。ピークはそれよりもまだ、36億円ぐらいまでありましたから、かなり少なくなったということでもありますけれども、でも、このような状況の中で、厳しいときにしっかり財政出動ができると、そういうことも含めて基金を積み上げてきたということでもありますから、そういう中でコロナのこういうときですから、この先どうなるかというのはまだまだ見通しは御質問のとおりつきませんけれども、ただ、そういう状況になったときには、やはりその今までの経験も含めながら、将来見通し、なかなか見通せない状況かもしれないけれども、逆にこういうときだからこそ国にもしっかりとその対策をしていただける、まさにピンチをチャンスにこのまちづくりに生かせる最大限の努力をしながら、その財政基盤を確立するために全力を尽くすということでもありますので、現時点で、今求められているまたこの報酬等審議会を開催して見直すという段階には、まだ来ていないと、こういう判断をさせていただいているところであります。

以上であります。

○議長（高橋利勝） 梅村議員。

○3番（梅村智秀） 1番項については、そういうお考えがないという御答弁をいただきましたので、それでは2番項に移らせていただきます。

こちら通告文にもございますように、まず、町長の給料といたしまして、月額74万7,000円。こちら12か月分で896万4,000円。あとは、寒冷地手当でございますけれども、2万6,380円掛ける5か月分の13万1,900円。こちらを加算いたしまして909万5,900円。それに期末手当、いわゆるボーナスでございますが4.2月分で年間313万7,400円。これ合計いたしまして年間で1,223万3,300

円となってございます。そして、4年間任期満了後に退職金20.504月分で1,531万6,488円。任期4年で給料、手当4,893万3,200円と退職金合わせまして6,424万9,688円、約6,430万円ということになってございます。これ当然税金を原資としているわけですが、これだけの額を受け取っていらっしゃるということで、まず、こちらについて私の認識違いというものはないのかどうか、まずお伺いをいたします。

○議長（高橋利勝） 高橋町長。

○町長（高橋正夫） この給与については、広報等でも適宜、公表していますので、まず間違いがないというふうに思いますし、私も細かく計算していませんから分かりませんが、ただ、これが適切かどうかという問いには、私としては先ほど申し上げましたように、これが適切だとかということをコメントする立場ではないのかなと思っています。

ですから、そういう意味では、私が就任させていただいたときは、給与は89万9,000円ということでありましたので、手当も4.65か月分くらいあったのですかね、そういうことありますから、総支給額にすると年間で確かに300万円から400万円は減額をしてきているなということに計算をしていました。

ただ、それはその時代の修正ですから、そのときそのときの判断で、それぞれ適切に判断していただいた結果だというふうに思っています。

ただ、総支給額はもちろん今、言われたとおりかもしれませんが、そこから公的な負担や、またそれぞれ納めるものもたくさんありますから、それが手取りとかということがということになると、細かいことを言う必要がないかもしれませんが、このものが全部懐にという言い方は悪いかもしれませんが、全部収入として入っているということではありませんので、その辺も十分考えていただきながら、御質問いただければと思います。私もこれだけ全部いただけるのであれば、それは相当また判断も変わってくるかなと思いますけれども、決してそういうことではありません。

一つだけ例を申し上げますと、給与は、所得は1,200万円強あります。でも、手取額は、総支給額というのは九百七、八十万円ということで下がります。そのほかから、冠婚葬祭を含めて年間に100万円、200万円、これはもう給与に関わらず、さらにそのほか含めて交際費もかかる、などなどということで、本当にここで言うことではありません。これ以上言いませんけれども、そういうことを含めて、本当に私として十二分に頂いているということであれば、それで考えますし。ただ、少ないとか多いとか、不足ということもありませんし、今、与えられたこの業務の配分だけでしっかりと私なりの暮らしを立てていく、そして、それも私どもと副町長そして教育長含めて、私の立場からすると、非常に申し訳ないなど。例えば、教育長、副町長、これだけの仕事をしていただいて、言うなればベテランの職員と何ら変わらないような収入ということもあります。そのような中で、大変な、交際費もいろいろ含めて苦勞しながら頑張っている現状でありますから、先ほど言いましたようにこの現状をしっかりと認識しながら、今まで頑張ってきておりますので、いま一度、これがまた急激な情勢の変化な

どありましたら、そのときには、改めてお願いをしながらそれをまた見直していくということも考えていかなければいけないのかなと思いますので、そのようなことで、1項目と関連しますけれども、このようなことで答弁とさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（高橋利勝） 梅村議員。

○3番（梅村智秀） ただいまの御答弁の中で、御自身に支給されている金員について、いわゆるコメントする立場にないというような御答弁をいただいたところですが、いわゆるその自己評価というものをされるのは、一般論としても適当かなというふうに考えるところですが、それがコメントする立場にないという御答弁であれば、では、誰がやはりこの辺を評価する立場にあるというふうにお考えかお伺いをいたします。

○議長（高橋利勝） 高橋町長。

○町長（高橋正夫） 誰が評価するというよりも、例えば私、町長職にしますと、4年に一度選挙というものがきちんとありますから、そこで、その今までの構図いろいろあるかもしれませんが、俗に言う功績だとか、そういうものを含めて有権者の皆さんが判断していただくというのがありますから。特にこの給料に限定してどうこうということは、私はやはりそれは難しいであろうと思いますし。

先ほど申し上げたように私どもが、議員がおっしゃろうとしているような方向なのかどうか分かりませんが、ちょっと言い方が分かりませんが、十二分に優雅な生活が享受できるような額であるとするなら、それなら少し考えなければならぬということも湧いてくると思います。でも、そうでなくて、私も就任させていただいてから、その財政危機ごとに何回も言いますが、89万9,000円から順次減額させていただいて、今の現状があって、さらにそのほかにまた人事院勧告で手当の増額なんかあっても、一切それに応えない。役職加算も全部廃止しました。そういう中で、与えられた部分だけで私どもの果たす役割というものをしてきたつもりでありますから、それは、今になって誰が判断するかということについては、私は、まだまだこれは町民の皆さんが判断していただくということが、最終判断なのかもしれませんが、それは、私が判断するとか、誰が判断するとかというような領域に達しているようなコメントはできないというのが、私どもの先ほど申し上げた率直な御意見であります。

以上であります。

○議長（高橋利勝） 梅村議員。

○3番（梅村智秀） 町長から御答弁頂いたいわゆる任期4年間で約6,430万円と申し述べたところで、当然これが満額手元に残るお金ではないよというのは、当然頂いている額は別といたしましても、私自身も税金から支出された報酬を受け取っている身ですし、議員としての責務、職務を果たすに当たって、やはり相当相応の支出というものが出るというのは、当然私自身も理解をするところでございます。

ただ、この額を受け取っていて、町長の今の御答弁からすると、やはり大きく町民の感覚とはかけ離れているのではないかというふうに考えるところでございます。当然、町内においても、慎ましい生活を余儀なくされている方々というのは相当数いらっしゃる

るわけで、この額を聞いて手元に残るお金がない、これは満額ではないよということを聞いて、そうだね、その通りだねと思う町民がどの程度いらっしゃるかというところなのです。

また、2番項でも述べております、やはりこの根拠がある、根拠法令に基づいて支出されるもののほかに、いわゆる携帯電話の通信料、私的に使う分もいわゆる公金で支出をしていたとか、あと、過去私自身も質問させていただきましたけれども、職員には禁止をしているけれども、出張時に伴う航空マイル、これを不当に私的に貯めていたとか。やはりどうしても、このお金に対する感覚というものが、少し麻痺されているのか、または何かの既得権か何かというふうに変えられているのではないのかなというふうを感じる節もあるところでございます。

また、私自身申し上げたいのは、ここで考えるべきというところでございますが、この財政難、社会情勢下でございますけれども、自ら率先して身を切る覚悟がおりますかというところでございます。

町政執行方針では、聖域なき改革を進めるというふうに述べられたところでございます。これ、御自身で考えれば済むことで、御自身のことでございますから、一番やりやすい、手のつけやすいところでございますが、この辺について私自身申し上げたいのは、こうしたお金に対する感覚、または今申し述べたマイルの部分、航空機の利用に伴うマイルを私的に不当に貯めるですとか、私的に使用した携帯電話料金を公金で支払いをさせるだとか、そういった倫理観を改めることと、男気と申しますか、町のトップとして身を切る覚悟というものをお持ちかどうかというところを問いただしているところでございます。

一例でございますけれども、例えば、同じく病院の運営というものに課題を抱えている江別市であります。市立病院の債権に充当するために市長が30%の削減をされるというところがあり、本町においてもこういうような姿勢というものが町民から望まれているというふうに、私自身認識するところでございますが、改めて御認識、御見解をお伺いするものでございます。

○議長（高橋利勝） 高橋町長。

○町長（高橋正夫） 今、質問いただいたことについては、以前も何度もそれぞれやりとりしながら答弁をさせていただきましたけれども、あくまでも私は、それぞれの時代にしっかりとこの基金も含めて、町財政が本当に窮屈なときから含めて経験もしていますから、それを町民の皆さんにこの負担をかけるとか、また迷惑をかけるようなことのないような、そういう町財政の運営というものには十分に、議会も皆様もそうですし、職員の皆様もそうですが、一体となってこれは本当に努力させていただいた結果であります。

ただ、これ申し上げますけれども、私の例えば報酬を下げたからといって、税金が町財政がどうこうということの問題はないということも今までずっと議論してきました。なおかつ、それであってもやはり姿勢として、こういう厳しい時代を、それこそ基金が10億円ちょっとしかないようなときも、それも積み上げてきて三十数億円までともっ

てきたのは、それは将来に備えて、そのときは身を削りながら、何回も言いますが、89万9,000円を74万7,000円まで3度も下げながら、そして、手当も下げながら、そして役職加算も全部廃止しながら、こういうことに努めてきているということでもありますから、今のこの現状だけ見て、これが適切かどうかというだけの議論というのは、もう既に終わった議論だと私は思っておりますので、これからの前を向いて、そういうことのないように職員にも議員の皆さんにもそういう迷惑をかけることのないような財政運営をするというのは、私の務めだというふうに思っておりますので、それを含めてこのコロナが厳しい状況になるのではないかとすることは、それは当然想像できますけれども、ただ、そのときにも逆にこのピンチな状況をチャンスに生かしながら、しっかりと国にも北海道にもそれぞれの大事な基本的な支援を頂きながら、全力を尽くして町民の暮らしを守ると、こういう立場でいかなければならないと思っております。本当に携帯電話がどうだと言いますが、確かに使用料は与えられた携帯でありますけれども、携帯電話そのものは、私個人で買いながら、いろいろありますけれども、そこまで今まで議論したことですから、これ以上は言いませんけれども、とにかく町財政が厳しくなっているというのは、今までもずっと同じことです。このことについては、しっかりとその中でも本別町が合併もしないで、そして財政をきちんと立て直しながら、ここまでやってきたということも含めて、それは町民の皆さん、そして議会の皆さん方の本当にたゆまぬ協力、そして御支援のおかげで本別町がここまでやってきたことがありますから、このことは今後もしっかりと誰が首長になるということですね、そのことをしっかりと町民のこの意志として意識として、そして思いとして本別町をさらに元気よくしていくという思いを引き継ぎながら、頑張っていければなというふうに思っています。

以上であります。

○議長（高橋利勝） 梅村議員。

○3番（梅村智秀） それでは、3番項につきましては、冒頭頂きました御答弁で結構でございますので、1問目を終わらせていただき、2問目に移らせていただきます。

それでは、2問目でございます。ほんべつの未来を担う児童・生徒の学びの環境整備を。

緊急事態宣言が解かれ、学校再開がなされたが、新型コロナウイルス感染拡大防止対策とともに、児童・生徒の学びの環境について十分に配慮し、整備をする必要がある。現在までの対応と、今後の方針について、次の2点、事実と所信をたず。

1、マスクの着用や手洗い等が、基本的な感染拡大防止対策で効果的との認識が一般的である。一方、登下校時、体育などはもとより、座学においても気温や湿度によっては熱中症対策が必要となるが、マスクの着脱を含め、現在の熱中症対策の内容、児童・生徒の状況、保護者等への周知と共通認識の醸成はどのようになっているのか。

2、先行きの見通しができない状況下であるため、オンライン授業等の環境整備が急がれるべきで、迅速かつ積極的な検討が必要である。本別町として、特色のあるICT情報通信技術、教育構想を打ち出す必要があるが、見解と現状はどのようになっている

のか。

以上、お伺いするものでございます。

○議長（高橋利勝） 佐々木教育長。

○教育長（佐々木基裕） 梅村議員のほんべつの未来を担う児童・生徒の学びの環境への御質問に対し、御答弁させていただきます。

初めに、学校におけます新型コロナウイルス感染拡大防止対策の現在までの状況、対応であります。基本的な感染防止対策として毎日、朝晩の子どもの体温測定と健康観察、観察シートへの記録、発熱や風邪症状の場合は登校させないなどの対応や、マスクの着用、手洗い・うがい、咳エチケットの徹底を行なってきたところであり、

また、学校内への出入りにつきましては、児童・生徒の安全確保の面から、不特定多数の人が校内に入ることが好ましくないとの判断から、一般来校者の出入りを控えさせていただいており、保護者の来校におきましても、なるべく学校管理者による玄関での対応としてきております。

休業中におけます登校につきましては、5月18日から分散登校を開始し、6月1日より通常登校を再開しております。

1点目の現在の熱中症対策の内容、児童・生徒の状況、保護者への周知、共通認識の醸成はどのようになっているのかとの御質問であります。学校におきましては、これまで基本的な感染対策であります手洗いや咳エチケット、換気の徹底、三つの密を回避するための身体的距離の確保など、感染拡大防止の措置を十分に取った上で、安全に学校教育活動ができるよう対応してきているところであります。

熱中症対策につきましては、先月の環境省及び厚生労働省が示した令和2年度の熱中症予防行動を参照に、窓の開放と扇風機による風通し、屋外においては、人との十分な距離を確保した上でのマスク外し、水筒持参によるこまめな水分補給、日頃からの健康管理の徹底、授業時間割の工夫などによる対策など徹底してまいりたいと考えております。

児童・生徒の状況につきましては、学校再開後、全ての児童・生徒が元気に登校してございます。

保護者への周知と共通認識の醸成につきましては、これまでも保護者向けの通知文を適宜発出してきており、また学校からもお知らせや保健だよりなどを通じて、様々な取り組みを詳しく周知してきておりますが、今後もきめ細やかな情報発信に努めてまいりたいと考えております。

2点目の先行きの見通しができない状況下におけますオンライン授業等の環境整備につきましては、3月議会及び本6月議会におきまして、GIGAスクール構想を推進するために必要な予算を計上してきたところでありまして、環境整備と機器導入に向けての準備を進めているところであります。

特色あるICT教育構想につきましては、環境整備とそれからICTを活用した学習活動の充実の二通りがあると思っておりますが、環境整備は整いつつあることから、現在は、ICTを活用した学習活動の充実に向け、各学校において校務用パソコンを活用しなが

ら研修会を実施しているところであります。

いずれにいたしましても、新型コロナウイルス感染につきましては、終息までに一定の期間を要することが見込まれますことから、その時々状況に応じた効果的な対応に努めてまいりたいと考えておりますので、今後とも御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

○議長（高橋利勝） 梅村議員。

○3番（梅村智秀） それでは、1番項について再質問を行ないます。

今、御答弁頂きました中で、熱中症の対策の部分でございますが、こちら室内でも多く発生するといいますか、室内のほうが発生するというような事例もあるようでございまして、対策としては大きく2点。まずは、室温の管理と体温・体調の管理というところに分類されるかなという認識でございますが、室温管理について一番効果的なものについてはエアコン、こちらの導入というものが最も効果的であるというふうに認識するところでございます。

当然ながら、多額の費用を要するというような懸念材料といいますか、課題もございまして、市内の公立学校の設置率、こちらについて一桁台というところでございます。ただ、報道によれば、陸別町では補正予算が組まれ、エアコンの設置15台で3,440万円程度というような報道がございましたが、これが進められているよというところもございまして、あと、扇風機の設置について先ほど御答弁を頂いたところでございますが、私、現在の状況といたしまして、この扇風機がどのような形で設置、配備されて活用されているのかという点について承知してございませんので、こちらについてお伺いをいたしたいというところでございます。

今朝の朝刊にもございましたけれども、扇風機を使用する際に、やはり使い方というものがございます、閉め切った状態で使うといわゆるウイルスを拡散というか、してしまうというようなことにつながると、当然、窓を開放していわゆる換気を促進するというような使い方であれば、当然この扇風機であるとかサーキュレーター、こういったものが効果的だよという知見も示されているところでございます。

昨今、室温の管理という部分でございますけれども、5月の末についても、いわゆる全国の最高気温というものがリストアップされたときに、この十勝管内が上位を占めてくるという事例も、もう珍しくもないというか、当然のようになってきているような部分もございまして。

そうした状況下から鑑みるに、このエアコンの設置とか、いわゆる室温の管理というもの、今、具体的に挙げたところでエアコン、扇風機、サーキュレーター等の導入というところでございますが、これは喫緊の課題であるというふうに考えるところでございますが、先ほどお伺いした扇風機の利用実態、配置状況等とともに、これらについての見解をまずお伺いをいたします。

続きまして、体調の管理の部分でございますが、当然、気温が高くなっていくに伴って、適宜マスクの着脱、取り外しというものが必要であるというところと、そうした励行がなされているような御答弁もございましたが、当然、外すということは当然感染拡

大防止についての不安というものも伴って生じるわけでございまして、自己の訴えというものが、なかなかおぼつかない困難である低学年の児童の方々などが現在の状況において、適切にできているのかどうかというような疑問もございます。

といたしますのも、実際に保護者からそういった声が上がっているというところでございます。さらに、このマスクを着用しているということで、顔色とかそういったところの判断が、なかなかし難いというところで、教職員の方々の負担というところもつながっているのかなというところでございます。

そこで、効果的と思われるものの中に、いわゆる冷感グッズといたしますか、例えば首にまいたりとか、そうしたいわゆる体感温度が低くなるような商品等もございますし、水冷式等のものが主なのかなと思うところでございます。また、夏用のマスク、これ生地なんかスポーツウェアであったり、夏用肌着のものを採用されたマスク等も、現在どんどん出てきているというところでございます。

これら現況、保護者や児童・生徒が自主的に率先して使われているような環境にあるのかどうかという点、または、これを教育委員会として導入をして配付をしようとか、そうした補助的な考え方というものをお持ちなのかどうかという点をお伺いいたします。そうした予算要求をしていこうという考えがあるのかどうかという点でございます。

また、熱中症の対策として効果的な部分、体調管理の部分でございますが、これは当然、水分や塩分の補給でございます。御答弁の中で水筒の持参をさせているというようなどころでございますが、こちら中身については現況、水、お茶に限定されているのかなというところでございますが、昨今、やはり科学的エビデンスがあるいわゆるスポーツ飲料等も種々販売されており、当然これは熱中症対策等も考えられて飲用されているところでございます。

やはり、その低学年の学校にまだ慣れていない児童というところが、特に懸念されるところでございますが、自身で体調管理ができないとか、学校にまだまだ不慣れでかつ余り会話ができないような環境でございますから、自身のその訴えというものがなかなかできないような中、そうした水分だけではなくて必要な塩分等、そういったものも一緒に接種していく必要があるというふうに考えるところでございますし、当然、水、お茶以外のものを学校で飲用するというところについての考え方については、様々あるのかも分かりませんが、現在やはりこうした状況下でございますので、そういったところは保護者、児童・生徒の判断によって柔軟に認められるべきではないかというふうに考えるところでございますが、御見解をお伺いいたすところでございます。

また、保護者等への周知と共通認識の醸成という部分でございますが、こちら学校の再開に際しまして、保護者へアンケートが行なわれたと承知してございますが、当然、中身についてどういったものかまでは把握してございませませんが、察するに学習の遅れへの懸念とか感染拡大防止対策への懸念等が上げられているのではないかなというふうに考えるところでございますが、それは教育委員会として把握をなされていらっしゃるのか。また、これらの集計を行なって、保護者間への周知とか学校間で共有されて共通理解、共通認識を持って納得解を得ていくようなことは重要であるというふうに考えると

ころでございます。

これらについての御見解と、あと合わせて学校の対策とか方針について、情報開示についてやや遅いと、もう少し的確に早くというようなお声も私の耳に届いているところでございますが、これらの実態また見解についてお伺いをいたすものでございます。

○議長（高橋利勝） 佐々木教育長。

○教育長（佐々木基裕） 梅村議員の再質問についてお答えをさせていただきたいと思えます。数がかなりありますので、ちょっと漏れていましたら、また再々質問でよろしくお願いをしたいなと思えます。

まず1点目の室内の管理、学校の教室内における温度、それから湿度ということだと思えますが北海道特有の気候にもよりますし、熱中症の部分につきましては、気温のみならず湿度も関係してくると。気温が30度以下であっても湿度が高い場合には、熱中症も起きますよということもありますので、一概に気温がどうのこうのと言いませんけれども、ただ、子どもは窓を開けることによって、そして扇風機を併用しながら風通しのいい教室の環境を作っていきたいということでございます。

エアコンのお話も出ました。議員も御承知のことと思えますけれども、今、専門家の分野におきまして、密室・密閉によるエアコンの使用については、特に配慮が必要だということがございます。

事例といたしまして、エアコンによって感染拡大が大きくなったという事例も、これは日本問わず外国でも出ておりますので、また、さらに費用面なこともありまして、本町におきましては、本年度においてエアコンを学校に設備をするということは、今の時点で考えてございません。

ただ、マスク等につきましては、やはり室外のみならず室内においても、一定程度熱中症が懸念される場合につきましては、それは外していただく。ただ、マスクを外すだけでは、やはり感染の懸念もありますので、リスクはありますけれども、ただいまフェイスシールドの購入を検討してございます。このフェイスシールドにつきましては、熱中症対策もありますけれども、子どもの表情を見ながら、例えば英語の教科ですと、先生の表情を見ながら授業を展開する必要があるという場合もありますので、このフェイスシールドの購入につきましては、今、業者ともいろいろなお話をしながら、購入を検討しているところでございます。ここの部分につきましては、また後で国の第2次対策補正もありますので、そういうところで予算計上してまいりたいと考えてございますが、ここの部分につきましては、先行して導入、購入を図っていききたいなと考えてございます。

あと、夏用のマスクの部分でございますけれども、現在、各御家庭で手作りによるマスクを着用してもらっていると同時に、各地域の方々からの寄付によって、寄贈によって一人一枚のマスク、それから、町教育委員会でも各学校に数百枚単位でマスクを配布してございます。この部分につきましては、体育の授業をやったら汗をかくとか、もしくは暑い室内の状況では、マスクがやはり何回か取り替える必要があるだろうという想定をしてございまして、その部分を、マスクを各学校に配布しているところでございま

すし、このマスクも万単位で町の対策本部を通じまして、用意してございます。そのような形で進めていきたいなと思いますし、また夏用マスクにつきましては、今、各業者いろいろなものが出ておりますけれども、やはり高額な部分、そして数が多いものですから、一気に導入となると、なかなか購入も難しいという部分もございます。それらを全て検証しながら、最終的にどうしても必要という判断に至った場合については、購入も検討に入れていきたい、検討させていただきたいということでございます。

また、水筒の件でございますが、基本的に教育委員会では、保護者に水をお願いをしてございます。議員のおっしゃるとおり、スポーツ飲料等につきましても、やはり塩分の関係上必要があると思っておりますけれども、ただ、一概に学校にいる時間帯等を鑑みれば、必ずしもスポーツ飲料をそのまま水筒に入れてくるというのは、これは学校の先生方も水筒の中身まで確認することができませんので、それが本当にスポーツ飲料であるか否か等の部分につきましても、これはやはり全児童・生徒が対象でありますので、検証していかなければなりませんし、そのようなこともひっくるめて、今現在、考えているのは前年も同じような取り扱いでありましたけれども、水による水筒の持参ということでお願いをしているところでございます。

また、アンケートの件でございます。アンケートにつきましては、それぞれの学校で児童・生徒の実情に応じて家庭学習がどうであったのか等々のアンケート調査を実施しているやに聞いてございますし、また、町の教育委員会といたしましても、これから2番目の御質問にも入ってくるのかなと思いますけれども、オンライン授業をやった場合、各家庭でどのような環境が整っているのか等につきまして、全ての学校を通じてアンケート調査を行なってございます。この辺、また後で、2問目でお話があるかと思いますが、そういうアンケート等もひっくるめながら、各保護者の御意見等を賜りながら、適切な対応に努めてまいりたいと考えてございます。

扇風機の配置状況等につきましては、教育次長のほうから御説明申し上げます。

○議長（高橋利勝） 阿部教育次長。

○教育次長（阿部秀幸） 梅村議員の御質問の中の扇風機の部分について、御説明をしたいと思います。

今、各学校それぞれ教室に今1台ずつしかない状況にはなっておりますが、各実際に使われている教室に1台ずつ設置をさせていただいておりますし、職員室にも同様に室内の大きさに合わせて大型扇風機から通常の扇風機まで用意させていただいております。

使い方の部分でございますが、先ほどもお話にあったとおり、窓を開ける換気は当然ですが、入り口側も開放しながら、基本的に2方向を開けて、風が抜けるような状況を作ることが1番形のいい形で抜けるということを考えておりますので、そういう形で進めていただきたいということをお知らせをしております。

あと、学校によってちょっと違うのですが、新しい学校、例えば本別中学校であれば、真ん中の大きいホールがございまして、そちらのほうに実際に風が抜けていく形になりますから、暑い空気についてはそこに外に抜けるための高い部分に排煙装置、

煙を抜く部分、それを開けて暑い空気を抜くだとかということで、風の抜けやすい環境を作ったりということも含めて対応させていただいているところです。

以上です。

○議長（高橋利勝） 梅村議員。

○3番（梅村智秀） ただいま御答弁頂きました中で、改めてお伺いをいたすところですが、まず、水筒の部分でございます。現在、水ということでお話ございましたが、いわゆる専門家による科学的エビデンスがあるというようなものもある中ですし、当然、体調がそれぞれによって異なるというのは、至極当然のことでございますし、それは、やはり一律水分補給だけの水というふうに限定するのは、この状況下考え方が固いのではないのかなと。当然、その中身のチェックというところであっても、いわゆる嗜好的なものを求めると炭酸飲料を持ってくるとか、そういったことではないというところですし、では、教職員によるチェックというところにつきましても、では、水かどうかも、現在は水というふうに限定を指定をしている中で、チェックしていないわけですから、しきれないと思うのです。そういう意味で言ったら、その性善説といいますか、そういったものにのっとなって、当然のことながら、そういった炭酸飲料を持ってくるとか、保護者や児童・生徒はいないというふうには、その部分については信じてあげべきだと思いますし、そういう嗜好的なものということを目的ではなくて、やはり体調管理というところを目的とするところでございますし、これの判断については児童・生徒や保護者というところに委ねて、やはりあってはならない室内における熱中症というもの、これが万が一起きてしまったときに、やはり担当されている教職員ないし、ひいては教育委員会というものについても少なからず何らかの責任であるとか、そういったものが問われる可能性というのもございますし、できるところ、予算がなく、かつ御自身の裁量の中で委ねられる部分といたしまして、こちらについては十分に検討されるべきではないかなというふうには私自身、考えるところでございますが、改めて御見解を伺うところでございます。

あとは、扇風機の部分でございますが、今現在、教室に1台というお話しがございました。これは、ほかの市町村の学校という例でございますけれども、やはり1台では不足なので、2台設置しているというところもございます。そういったところから、その辺について現況といたしまして、足りているのかというようなところについての御見解と導入についての考え方、増設についての考え方というのものがあるのか否かについて、改めてお伺いをいたすところでございます。

あと、もう1点、夏用のマスクの部分でございます。高額だということと必要とされる場合、調達する数が多く必要だということから懸念が示されたところでございますが、どうしても必要と判断があればというような御答弁を頂いたところですが、この辺の判断というのは、教育委員会だけで行なうべきものなのか。それこそ保護者や児童・生徒等もアンケートや聴取等をそれらから判断されるのか。どういったようなスキームをもって必要という判断に至るのか、この辺想定されているものをお伺いいたします。

○議長（高橋利勝） 佐々木教育長。

○教育長（佐々木基裕） 3点ほど御質問があったと思います。

まず、1点目の水筒の関係でございます。

先ほども答弁させていただきましたが、現段階においては前年と同じような水の対応ということでございますけれども、やはりこれも状況によって判断をしなければならないと思っておりますので、マスクもひっくるめて、マスクも夏マスクもどう判断でやるのかということでもありますけれども、この部分につきましては、各学校にそれぞれ養護教諭が1名配置されてございます。体調・管理を含めて、養護教諭にお任せしていることも多々ございますので、養護教諭及び学校管理者、それから教育委員会の3者で検討をしてみたいなと思っておりますし、その中での判断になろうかと思っております。

また、扇風機につきましては、先ほど次長から各教室1台という御説明をさせていただきましたが、最低限各教室1台を設置しているというところでございまして、教室に2台配置することも可能でございます。

ただ、全てが2台となりますと厳しい状況でございますので、その部分につきましては、今、担当にも指示を出しておりますが、1教室につき2台の扇風機等を用意できないかということ、今、検討を進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（高橋利勝） 梅村議員。

○3番（梅村智秀） それでは、1番項を終わらしまして2番項に移らせていただきます。

こちら文科省が打ち出しましたGIGAスクール構想というものにのっとり、タブレットの導入について予算措置がなされた、審議がなされました。当時の御答弁の中で、何とか年内に納品というような願望というようなところも示されたところでございますが、新型コロナウイルス感染症の蔓延、いわゆる俗に言う第3波とか、そういったものに備えて、オンライン授業というものについては、可及的速やかにその態勢を整えるべく、鋭意検討すべきであるというところは認識は一にしているのかなというところでございます。ただ、これまでの御答弁の中からは、具体的な部分というものについては、やや受け身であるのかなというふう感じたところもございます。

また、このオンライン授業の一つの効果的なものといまして、コロナいじめとかと称される、例えば咳をしたとか、家族や本人の地域間の移動があったとか、保護者の職業であるとか、そういったところとか、御本人の体調等ですよ、そういったところも含めて、その差別的な言動を受けたとか、または、先ほど御答弁もありましたが、発熱の症状がある場合は登校を控えてもらうといった場合。ただ、それも授業を受けるに耐える程度ではあるが、大事を取ってというところもございまして、そういったところであれば、当然のことながら、学習の遅れ、ただでさえ遅れているものに対して遅れてしまうというような懸念もあると。現に都内の学校においては、そうしたものが解消された、オンライン授業を受けられることによって、そうしたことによって登校できないとか、登校を控えたいような事象が生じてしまった場合についても、一役を買ったというような事例もございます。

オンライン授業は、当然これについても賛否があるというふうに私自身承知してございますが、いわゆる通常登校との併用とか、選択ができるような環境というものも一考かなというふうに考えるところでございます。

1 問目について町長からもお言葉がありました。ピンチをチャンスにでございませんけれども、やはりこうしたときに、ただ立ち止まるだけではなくて、やはり変わる、変える。一つのよすがとしていくことは必要だということではございますし、この辺については教育長のマネジメント、手腕ですね、保護者や児童・生徒等からもよくよく意見等の聴取も行なって、本別町として独自の施策というものを推進、掲げていくというふうな必要があるというふうに考えるところでございます。それが、またいわゆる本町の教育というものに対する信頼につながっていき、ひいては本別高校へ全て、小・中・高、本別で過ごそうとかというような思いにつながっていくと、本別高校へ進学する戸が開けるのではないのかなと、そうした一助になるのではないのかなというふうに考えるところでございますが、その辺についての御見解をお伺いするものでございます。

○議長（高橋利勝） 佐々木教育長。

○教育長（佐々木基裕） 再質問にお答えをしていきたいなと思っております。

まず、遅れをとっているのではないかという御指摘もありましたが、私どもは決して遅れはとっていないという自負がございます。オンライン授業等の環境整備につきまして、お話しがございましたが、議員おっしゃるとおり新型コロナウイルス感染防止拡大対策を講じながら、やはり学びを保証しなければならないということは、私も日ごろから思っているところでございます。

それで、学校におけるICT活用は、今までも環境整備を初め、計画的に機器の導入を進めてきた経過がございます。平成21年度から、それぞれ各学校に対しまして、パソコン等の購入をしてきましたし、また、平成27年度から3か年をかけて更新も全て終わりました。その中で、タブレットも54台ほどですけれども、全町で購入してございますし、また、教師用も1人1台パソコンを設置をしてございます。

オンラインによるリモート授業のことだと思いますけれども、その部分に対しましても、教育委員会といたしましても、もし、こういう第2波、第3波のコロナウイルス感染が出て、学校を休業しなければならなくなった場合につきましては、速やかにオンライン授業を開始したいなと思っております。

そのために、まず、家庭でどのような環境が整っているのか、その部分をアンケート調査を行なってございます。その結果を申し上げますと、小学校においては93.1%、中学校におきましては94.4%の御家庭で環境整備が整っているということでございますので、仮に休業になった場合に、ペーパーと併せましてオンライン授業による実施を考えてございます。

また、数パーセントでございませぬけれども、環境が整っていない御家庭につきましては、学校に登校頂きまして、学校はWi-Fi環境が全て整っていますので、空き教室を利用して、そこに少人数で入っていただいて、そこでリモート授業を受けるという運びで、今、進んでいるところでございます。

今、各学校におきましては、先ほども若干御説明をさせていただきましたが、それに伴う実践的な研修を今、行なってもらっているところでございます。

中学校におきましては、先生方がそれぞれの教室に入って、Z o o mを活用したオンライン授業の実践研修をやってもらってございます。

また、小学校低学年におきましては、まだパソコンの、それからタブレットの操作方法が分からないという部分もございますので、その部分につきましては、従前のペーパーによる学習課題、それから今、小学校で考えておりますのはY o u T u b eによる発信等を考えてございます。

このY o u T u b eによる発信も、どのように進めたらいいのか。それも中央小学校を会場に、先月、講師を招いて研修を行なってもらっているところでございます。

例えば、Z o o mによるリモート授業につきましては、Z o o mは議員も御承知のとおり、操作方法はそう難しくありませんので、生徒にストレートに入っていけるのかなと思ってございますので、この部分につきましては、もし休業になった場合に速やかにZ o o mによってリモート授業ができるよう、今、取り進めを準備それから研修をしている段階でございます。

あと、いじめ等による部分でございますが、やはりコロナに限らずいじめ問題は、いつ、どこで、どのような形で起こるのか、ここが私どもも、今日が起こるのか、明日が起こるのか、分からない状況でございますが、いずれにいたしましても、学校教育現場の中でいじめは絶対許さないという、そういう意識の醸成を低学年から教えていくことにしてございまして。ただ、先ほど言いましたが、いつ、どこで起こるか分かりませんので、仮にいじめが起こったという場合につきましては、速やかな対応をしてみたいと考えているところでございます。

また、いじめ等につきましては、今、道教委それから文科省によるネットでかなり細かくその例示が示されてございますので、その辺の情報も各学校のほうに情報提供してございますので、それに基づいた取り扱いをしてみたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（高橋利勝） 梅村議員。

○3番（梅村智秀） 1点だけ。

遅れをというところでございますが、私が申し上げたのは、環境の整備については順次進められているというふうに承知してございます。遅れというか、受け身という言葉を使わせていただきましたが、いわゆる特色のあるI C T構想というものについて、具体的なものまでの御答弁、これまでの論議の中でなかったもので、やや受け身のよう感じてございますよというところを申し述べたのでございます。

その中で、今、教育長の御答弁の中で、Y o u T u b eの活用というようなものもありました。まさに、こういったものの活用でございまして、ただそのオンライン化を進めていくということだけではなく、当然、いわゆる本来であれば習えない、出会えないような方々がこうした取り組みをされているというような事例もございますし、そうい

った方々とのアクセス、つながりを持って習うとか。あとは、本町においてもミッチェルとの関係というものもありますから、例えば英語等について現地の方々とセッションをしていくとか、いろいろ、そういった具体的な考え方というのは、今のYouTube等の配信ということも御答弁にございましたので、こういうような特色というものを、今後も検討されていくというようなお考えでよろしいのか否か、最後お伺いをいたします。

○議長（高橋利勝） 佐々木教育長。

○教育長（佐々木基裕） 今、梅村議員がおっしゃるとおり、現状を鑑みながら、そういう部分につきましても最新の情報を得ながら、時代にマッチした学校教育活動を展開してまいりたいと思っております。

ただ、1点申し上げたいのは、やはり新学習指導要領に基づいて各学校で教育課程が編成されるものでございます。教育課程は、教育委員会が編成するものではございません。各学校が編成をし、教育委員会に届け出をし、教育委員会につきましては、それらの情報を見ながら、この辺の改善が必要と、そういうふうに感じた場合につきましては直接学校、もしくは、私どもは学力向上検討委員会とか、それから本別町教育研究所等の組織も立ち上げていますので、そちらの意見も十分に踏まえながら、いろいろな改善をしながら時代にマッチした教育活動を推進してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

以上、御答弁とさせていただきます。

○3番（梅村智秀） 2問目終わります。

○議長（高橋利勝） 暫時休憩をいたします。

午前11時12分 休憩

午前11時25分 再開

○議長（高橋利勝） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

梅村議員。

○3番（梅村智秀） それでは、3問目。選挙公報を発行し、さらなる町民参画促進と町政の向上を。

本別町を含む十勝管内5町村において、首長及び議員選挙の選挙公報が発行されていないことについて、過日、新聞報道がなされたが、現在までの対応と今後の方針について、次の3点、事実と所信をたず。

1、本町において、これまで首長及び議員選挙において選挙公報が発行されなかった経緯や背景、理由はいかなるものであるのか。また、既に本町で取り扱いのある国政選挙等の選挙公報配布実務の概要は、どのようになっているのか。

2、選挙公報は、立候補者の公約や主張、政見などを有権者に周知し、その投票行動の判断材料等となるので有益である。また、本町における政治家の公約の有無、その内容などを残し、確認できることはさらなる政治家の資質向上、つまりは町政の向上へとつながるものだが、本町の見解はいかなるものであるのか。

3、可及的速やかに関係条例が制定され、選挙公報が発行されることが有権者である町民にとって有益であることは明白だが、本町の見解はいかなるものであるのか。

以上、お伺いをいたすものでございます。

○議長（高橋利勝） 高橋町長。

○町長（高橋正夫） 梅村議員の3問目の選挙公報を発行し、さらなる町民参画の促進と町政の向上の質問の答弁をさせていただきます。

まず、選挙公報につきましては、公職選挙法第167条の規定に基づき、国政選挙及び都道府県知事選挙において、選挙ごとに1回発行しなければならないとされておりまして、それ以外の都道府県の議会議員、町長及び町議会議員選挙につきましては、同法172条の2の規定のよりまして、選挙公報を発行する場合、それぞれ各自治体が条例を定めるというふうに規定をされております。

質問要旨にも記載されておりますとおり、5月11日付の新聞報道がありましたが、十勝管内において選挙公報を発行するための条例が定められていない5町村の中に本別町も含まれております。御質問のとおりであります。

まず、御質問の1点目であります。本町において、これまで選挙公報が発行されていなかった経緯等につきましては、2点目に関連いたしますが、候補者の政見、公約と主張を有権者に広く周知する方法といたしましては、選挙公報は一つの有用な手段であると認識をしておりますが、公示日を含めて5日間という短い期間で印刷、また町内世帯への配布、町民の方が目を通していただくなど、種々の課題等もございまして、投票日の直前にしか手元に届かないということも勘案し、発行していないのが現状でありました。

また、国政選挙における選挙公報の配布の実務でありますけれども、昨年の参議院選挙時の例を申し上げますと、公示日が昨年7月4日、投票日が7月21日でありまして、公示日から投票日の前日まで17日間の期間がありました。国が発行元でありますので、本別町の選挙公報が届いた日付は7月の9日で、各自治会への配布は3班、2名体勢により12日に実施をしております。各班、それぞれ4時間程度の時間を要するわけではありますが、各自治会において配布していただく期間を17日までとお願いしておりますので、投票日の4日前までに各世帯への配布が終了しております。

2点目の御質問でありますけれども、投票行動の判断材料と公約などを残すことなどについては、1問目でも、今、若干答弁をさせていただきましたが、選挙公報は一つの有用な手段であると認識をしておりますが、ただ、条例が制定されているほとんどの市町村では、選挙公報の配布日は投票日の前日までとなっておりますことから、それらを含めた検証が必要と考えているところであります。

また、公約のあるなし、内容などを残して確認できることは、政治家の資質、町政の向上につながるという点につきましては、政治家を選ぶ主権者は町民の皆さんでありますので、町として見解を述べるものではないというふうに考えています。

3点目あります。

選挙公報の発行につきましては、本町の選挙管理委員会において6月1日から検討を

開始しておりますので、その結果を尊重しながら、おおむね今年中には町としての見解を出してまいりたいというふうに考えております。

以上、申し上げます。答弁とします。

○議長（高橋利勝） 梅村議員。

○3番（梅村智秀） 1番項について再質問を行ないます。

こちら選挙公報の配布、昨年の参院選の事例を示されたところでございますが、こちら国からの機関委任事務というところでもよろしいのですか。というところから、ちょっと分からないのですが、例えば、本町において点字とか音声とかネット配信とか、そういったものはなされていないというふうに認識しているところでございますが、この辺は、地方自治の裁量として認められているというようなものなのか、その辺の事務の実態というものについて御答弁を求めるものでございます。

○議長（高橋利勝） 村本選挙管理委員会事務局長。

○選管事務局長（村本信幸） 私からお答えをさせていただきます。

点字あるいは音声の関係でございますけれども、国政選挙の場合というわけではないのですが、本町で町の選管として点字の広報あるいは音声による広報というのは発行しておりません。

考え方なのですけれども、選挙公報というのは、その原稿をそのまま掲載をしなければならないというふうに公職選挙法の中で規定をされておまして、例えば全国的に見ますと、市長選挙等では一部点字の発行があるのですが、それも選管として発行したのではなくて、ボランティア団体が点字を起こして選挙のお知らせという形を出しているというのをお伺いをしたことがあるのですけれども、そういったこともございまして、現状、町の選管としては点字、音声は発行しておりません。

以上です。

○議長（高橋利勝） 梅村議員。

○3番（梅村智秀） それでは、1番項を終わらしまして、2番項をお伺いいたします。

こちら、有権者が判断するところなので、町としての見解は控えるというような御主旨の答弁でございましたが、一般論として考えたときに、町長から御答弁頂いたとおりの有権者にとって有用、有益だというようなところの認識は一としているのかなというところでございますが、町長自身も政治家としてこの場にいらっしゃいますし、その中で本町の実態という部分でございますけれども、町長自身がいわゆる選挙、民意を得てこの場にいらっしゃる時点、その立起されたときには公約というものはお示しになられたのかどうか。また、もしあったということであれば、その内容と達成度についていかがなのか。私自身も当時、町民の一人として実はそれを知り得ないというようなところ、無投票だったというところもあるのかもしれませんが、その辺、本町の現状、政治家のお一人としてどのような実態であるのかお伺いをいたします。

○議長（高橋利勝） 高橋町長。

○町長（高橋正夫） 選挙公報というのは、私どものときには選挙には1回もありませんから、当然、選挙ですから、公約というか、私の思うところ、そしてまちづくりでし

なければならぬこと、当然、公約という形、マニフェストという形も出します。それは、個人的もちろん後援会も含めて出すのですが、それは、出すということは、それぞれ広報がないから出すというだけでなく、自分の意志としてきちんと出して、町民の皆さん、有権者に審判を仰ぐという、こういうことでありますから、それは粛々とはやっています。無投票だから出さないとか、何とかということとは1回もありません、最初から選挙はありますから。それは、しっかりとあるなしにかかわらず、その結果ですから、何しろ。ですから、このたびはまた皆さん方に、こういう町政執行をやりたいと、そういうことにしっかり賛同していただけるような、そういうものを出すということにしていました。

今回の選挙広報については、それはまた、それぞれ先ほど申し上げましたように期間の問題などいろいろありますから、これからも繰り返していかないと、発行しないなんてということは、私も思っておおりませんので、有効手段でやるということが共通認識であると思いますから、それがどうやれば有効にできるのか、そしてまた、立候補する人も、それはこれから複数の選挙もありますから分かりませんが、そこが十分に理解をされるとか、また協力をいただけるような環境がなければ、なかなか発行することには難しいといわれます。それを選挙管理委員の皆様方が、御苦勞頂きながらしっかりと協議させていただいているということでもありますので、そういう結果を踏まえて、私どもで最終判断をしたいなど、こう思います。

○議長（高橋利勝） 梅村議員。

○3番（梅村智秀） ただいま町長から私自身は、知り得ないのですけれどもというお話をさせていただいた中で、町長自身は公約というものを掲げられたのですかというお伺いに対して、後援会等を通じてというようなお話もございました。そこから私は後援会には所属していないということが明らかになったところなのですが、やはり、選ばれた後というものも、町民に選挙が終わって政治家というものが責務を与えられている中で、どういう公約を掲げて、その達成度はいかがなのかというのは、やはりその有権者目線でいくと、知り得る立場、知り得る環境にあるということは必要なことだというふうに考えるところでございますので、御見解といたしましては、一般論でも構いませんけれども、やはり必要なものだというふうにお考えにはなれませんか。改めてお伺いをいたします。

○議長（高橋利勝） 高橋町長。

○町長（高橋正夫） 必要なものかどうかというのは、それぞれ受けとめ方が違うのではないかと思いますけれども、ただ、選挙に立候補して、審判をいただくという立場になったら、まさか何も考えもなしに私何々選挙に出ますからというだけではないわけですから。出る以上は、やはりどういう思いで、どういう未来像を含めて、やはり自分の考え方をしっかり示して、ここに皆さん方に賛同いただけるというような、言ってみれば、そういう選挙公約、マニフェストを含めて自分が作るというのは、それは、私の今までの選挙というのは、そういうことでやってきました。

ただ、そのことが今、ここで問われても、いいとか悪いとかという話にはなりません

ので、それは立候補させてもらった立場の一人としては、私自身の言ってみれば公約、マニフェストは作って、今までも発行させていただきました。

それで、達成度、公約、それは選挙のたびにそれぞれ総括頂くわけですから、それは有権者の皆さんに、もちろん私自身もそれはしっかり検証しながら、また審判を仰ぐという、こういうことになっておりますので、以上で答弁とします。

○議長（高橋利勝） 梅村議員。

○3番（梅村智秀） それでは、2番項終わりました、3番項に移らせていただきます。

ただいまの議論の中で、当然不必要であるとか、無益であるというようなものはなかった。ただ、いろいろな考え方は、有権者に委ねるというような御主旨の御答弁だったのかなと察するところがございますが、少なくとも、やはり有権者である町民の方々の選択肢といいますか、判断材料というものが多いにやはり越したことはない。ただ、発行に伴っては、税金の支出というものもございますから、その辺も鑑みる必要はあると思いますが、こちら関係条例が制定されて、管内の他の町村に習うというわけではございませんけれども、やはり、これは私自身の考え方でございますが、新聞の一面に大きくやはり本別というものが一番上に載って、5町村選挙公報なしというふうに掲載されたのを見たときは、正直やはり残念だな、恥ずかしいなという思いが巡ったというところがございますので、そういったところから、やはり考え方をきちんと知らしめるところは、政治家にとっても、有権者にとっても必要だというふうに考えるところがございますが、関係条例の制定というものについては、今後の考え方といたしまして、整理をすると、選挙管理委員会に判断を仰いでいって、最終的には御判断を町長がなされるというような認識でよろしいかどうか、お伺いをいたします。

○議長（高橋利勝） 高橋町長。

○町長（高橋正夫） 5月に新聞に突然出て、なぜ出たのかなと、統一地方選の前ならまだ分かるかなという気がするのですけれども、それはいろいろな事情があるのでしょうか。

でも、私は決して恥ずかしいというふうには思っておりませんでした。やはり、先ほどから申し上げている、要するに本町の歴史というものが有りますから、その意識も町民意識もありますから、そういう意味では、本当に非常に選挙には熱心な町であったといことも含めてあるわけですから、その中でも、こういうことになっているということを含めては、それぞれの、それこそ歴史背景も含めて事情があるということでもありますから。

ただ、梅村議員の御質問の中にもありますように、ただこれが、ずうっとなくていいということでの判断ではありませんので、できればそういう広報という形の中でしっかりと有権者の人たちが判断できるように、そういう広報媒体があるということは、大事なことでありますから。ただ、それをどうやれば本当に短い期間の中で、例えば、町だけです、選挙を考えたときに、5日間という短い中で、本当に原稿も集めて、しっかりそれを間違いなく印刷して、またそれを配布するという、そういうやり方ができるかということも含めては、やはり私どもだけでは判断することではありませんので、選挙

管理委員は御苦勞でありますけれども、しっかりその辺のことを調査も含めて協議いただきながら、しっかり対応できていければいいなど。その結果において、私どもが判断をしっかりとしなければならぬということでもあります。一番先に答弁をしたように、できればその判断に従って、私どもも適切にその結果を出していきたいなと思っています。

以上です。

○議長（高橋利勝） 梅村議員。

○3番（梅村智秀） 方法論については、これから検討を重ねなければいけないというようなところは、私自身も理解をいたしました。仮にでございますけれども、今後その辺の整備が整っていったときに、町長も政治家の一人としてこういう選挙公報、次の選挙でどのように生かしたい、活用したいというふうにお考えか改めて伺います。

○議長（高橋利勝） 高橋町長。

○町長（高橋正夫） 私がどう生かすか、こう生かすかというのは、それは別の問題でありまして、それを聞かれてもこうしますなんていうことは、当然言える立場ではありませんから、それは、せっかく聞いてくれたのに答弁しないというのは、何かすごく不親切と思うかもしれませんが。

でも、先ほどから言いましたように大事なことだということは、もう私どもも皆、梅村議員も共通認識でありますから、あとは方法、物理的なことを含めて、それが可能かどうかを含めて、そういう整理をしなければならないことが何点かありますので、そういうことができれば、そういうことをですね、これからずっと続くわけですから、歴史があるうちは、だから、そういうことでしっかり大事な議論をしていただきながら対応できればなど、こう思っています。

以上です。

○3番（梅村智秀） 終わります。

○議長（高橋利勝） 次に、11番藤田直美議員。

○11番（藤田直美） 議長のお許しを頂きましたので、通告に基づき、以下2問について一般質問をいたします。

まず、1問目の新生児聴覚検査と各種予防接種について、1問1答細目方式を選択いたします。

新生児聴覚スクリーニング検査は、多くの場合で産後3日以内に出産した病院で行なわれております。検査は、任意で有料ですが、ほとんどの新生児が現在受けております。また、他の任意予防接種にかかわる必要性和費用助成について伺います。

一つ目に、新生児聴覚スクリーニング検査で、早期に異常を発見し、できるだけ早い時期から適切に対応することで、子どもの未来の可能性を広げることができます。検査にかかる費用は、医療保険適応外となっており、基本的に自己負担をしております。各病院によって費用は異なり、十勝管内では4,000円から6,000円ほどかかっております。他自治体においても、このスクリーニング検査の必要性を認め、助成している

団体が増えてきており、本町でも助成するべきと考えますが、見解を伺います。

二つ目に、厚生労働省は、本年10月1日からロタウイルスワクチンを定期接種の対象とすることを決めました。現在、これも任意有料で、希望する人は2回接種で約3万円かかっています。本町でも定期接種とし、公費負担で進めていくべきと思いますが、見解を伺います。

三つ目に、骨髄移植その他の治療を受けたことにより、予防接種の免疫が消失し、接種済みの定期予防接種の効果が期待できず、再接種により免疫を得られる効果が期待できると医師に判断された方が、予防接種を受ける場合には接種費用を助成するべきと考えますが、見解を伺います。

○議長（高橋利勝） 高橋町長。

○町長（高橋正夫） 藤田直美議員の新生児聴覚検査と各種予防接種についての質問の答弁をさせていただきます。

まず、1点目でありますけれども、新生児の聴覚検査についてですが、これは乳児の聴覚の異常を早期に発見をして、適切な治療を行なうことで言葉の発達への大きな効果が期待されることから、任意の検査として平成17年ごろから実施されるようになりました。検査可能な医療機関や検査費用を助成する自治体が増えてきていることも、御質問のとおり事実であります。北海道内の状況といたしましては、検査費用を助成する自治体が平成30年度には40市町村だったものが、令和2年度には129市町村へと拡大をされています。今年度から北海道が参加を希望する市町村を代表して、北海道医師会と協定を締結して公費負担、これを実施することとなりました。本町といたしましても、10月から協定の参加に向けて助成額の検討など、実施体制の整備をしているところでありますので、御理解をいただきたいと思えます。

2点目であります。

ロタウイルスワクチンの定期接種についてですが、藤田議員の質問のとおり、本年10月から定期検査の定期接種となりますことから、本町といたしましても、定期検査として全額公費で実施をすることとなりまして、関連予算を当初の予算に計上させていただいておりますので、もう一度お目通しを頂きたいと思えます。

3点目であります。

定期予防接種の再接種についてですが、平成25年1月に予防接種法が一部改正されました。免疫機能に障害を生じる疾患だとか、免疫機能を抑制する治療を必要とする疾患など、国が指定をいたしました長期にわたり療養を必要とします疾患にかかった方への定期接種の機会が確保されるようになりました。これは、決められた年齢範囲の中で定期予防接種が受けられなかった方が対象でありまして、骨髄移植のように過去に定期接種を受けた方が、医療行為によって免疫を失った場合の再接種は対象となっていないということなのです。

平成30年7月に行なわれました全国調査でありますけれども、骨髄移植後の再接種に対して、何らかの助成事業を行なっている自治体は89自治体、最近では約250自治体という報道もされておまして、少しずつ増えている状況にあると認識しております。

す。現行の予防接種法では、医療行為による免疫を失った場合の再接種を定期接種として対応することは想定されておりませんが、対応については、現在、国の厚生科学審議会、ワクチン分科会、そして予防接種の基本方針部会において、継続審議がなされているところでありますので、本町といたしましても、国の動向、また他自治体の動向を踏まえながら、前向きに、また慎重に検討協議をしまいたいと考えておりますので、御理解を頂くようお願い申し上げます。

以上申し上げて、答弁とさせていただきます。

○議長（高橋利勝） 藤田議員。

○11番（藤田直美） 再質問させていただきます。

まず、一つ目ですが、国が全ての赤ちゃんを対象に実施するよう求めている新生児聴覚検査についてですが、町内のお母さんにお聞きしましたら、皆さん検査を受けておられました。出産後、助産師に検査を勧められて検査を受けられたというお母さんがほとんどでございました。日本産婦人科医会のアンケート調査では、公費補助がある地域の受検率は96.6%。公費補助のない地域では84.9%という結果であり、実費で検査をするという、その壁が保護者から検査の機会を遠ざけている原因の一つになっているのではないかと、日本産婦人科医会ではコメントをしております。

さらに、公費の補助があると受検率は高くなる、優位になると思われませんが、100%にならないのは、一部補助ということが100%にならない理由であると結論づけております。費用の助成については、検討していくとのことですが、近隣町村では一部助成、全額助成など様々であります。住んでいるところで格差が出てしまう、このことについては、どのように考えているのか伺いたいと思います。

先ほど、町長も答弁の中でおっしゃられていましたが、この新生児聴覚スクリーニング検査で1,000人に1人から2人、両耳難聴が発見されております。同じ人数も片耳難聴も診断されております。早期に発見し、補聴器を装用し、早く聞く力や話す力をつけることで、早期療育、教育ができると、それだけコミュニケーション能力を高くすることができます。それは、生活の質を大きく改善することになるのは明らかであります。赤ちゃんの聞こえの安心を支えるためにも、本別町の未来を担う新生児に対して、自治体の責任として無料で検査を受けられるよう対応を急ぐべきではないかと思いますが、考えを伺います。

○議長（高橋利勝） 高橋町長。

○町長（高橋正夫） 再質問を頂きました。

思いは、私どもも同じ思いであります。お腹にいるときから心臓の音を聞いて、そして育っていくと。そして、生まれてきて一番先に発するのが、やはり産声であります。その産声が聞こえるか、聞こえないかという、やはりその重大な場面がそこから始まるわけでありまして、耳も目もそうですし、あと口もそうですけれども、特に耳が聞こえづらいとなると、これからの成長には大変な影響を与えるわけでありまして、そういう意味では、御質問のように早期発見をして、早期治療の中で一日でも早く音を取り戻す。そして、お母さんの声だとか、また兄弟の声だとか、それぞれ家族の声、また小鳥の声、

風の声もしっかりと感性豊かに育つという意味では、一番大事なところだと私は思っておりますから、そのことについては、先ほど申し上げましたけれども、金額にしたら5,500円ぐらいということでもありますけれども、ここはしっかりと子育て支援の中で大事なところでもありますから、本町としても、先ほど言いましたけれども、10月から参加できるようにしていきたいなと思いますので、それについては全力を尽くしていきたいと思います。

合わせて、私だけではなかなか分からない部分もありますので、担当課長からしっかりと答弁させていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（高橋利勝） 飯山保健福祉課長。

○保健福祉課長（飯山明美） 御質問にお答えをさせていただきます。

大きな方向性としましては、今、町長の答弁で申し上げたとおり10月の協定参加に向けて実施体制を整えていきたいというところです。今、検査費用等々どういう助成の仕方が必要なのかという、その詳細の部分を検討しておりまして、検査も初回検査と、もしそこでちょっと聞こえに問題がありそうであれば、産科入院中に2回目の検査があります。さらに、それでも精密検査が必要となると、3回目というふうになっていきますので、それぞれ1回目だけの検査なのか、2回目までなのかですとか、どういう形で助成していくかというのは、本当に各市町村に任されている現状でありまして、道としても一律の単価を定めるというようなことはしないという見解で、今、来ておりますので、その辺を他自治体との状況等々も確認しながら検討してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（高橋利勝） 藤田議員。

○11番（藤田直美） 道としても一律にするつもりはないという、今、御答弁でしたが、先ほども言っているように住んでいる所で差が出でしまう、陸別町を例に挙げますと、全額負担としております。里帰り出産においても、大きな病院で大きな精密な機械で受けたとしても、それは全額負担しますということで進められていると聞いております。

それを考えてみましても、乳幼児、新生児にかかわる聴覚検査においては、全額無料とするべきだと思います。最初の3日以内に受ける検査においては、疑いという部分で終わりますので、その後の精密検査についても、1歳未満のうちに早い装具の装着などが求められておりますので、また、国のほうも自治体が公費負担をして、療育者の経済的負担軽減を図るということを求めております。ぜひ、本別町でも続けて頂きたい、このように思います。助成額については、そういう部分では他の町村に負けないよう高い設定でいくべきだと思います。また、その点についてもう一度伺いたいと思います。

また、この新生児聴覚検査の意味や聴覚に問題があった場合の対応ですね。現在、母子手帳にその記載もあるということですので、最初にその説明を十分にして、お母さんたちに理解してもらい働きかけもしっかりと行なうことが大事ではないかと思っております。国も受診奨励、検査結果の確認、要支援児とその保護者に指導援助を行なうことなども

通知されていると思います。記載されている箇所を確認し、結果の把握、難聴の疑いがあった場合、その後の対応という、療育につなげる対応というのは、どのように本町で行なっているのか、その点も伺いたいと思います。

○議長（高橋利勝） 飯山保健福祉課長。

○保健福祉課長（飯山明美） 御質問にお答えいたします。

1点目の料金の部分につきましては、藤田議員の御意見というか御要望も踏まえつつ、協議をさせていただきたいと思います。

あと、もう1点の結果の把握ですとか、その後のフォロー体制の部分でございますけれども、今、協定に参加をしていませんけれども、医療機関で実施した結果というのは、母子手帳のほうにほとんどの病院が記載をしてくださっております。なので、新生児訪問等でその結果を確認させていただきまして、そこで何か異常があったり、早期支援が必要という場合には、継続した訪問ですとか相談体制を組むようにしておりますし、これが公費負担をしますよということになりますと、検査結果が母子手帳で確認する以前に検査終了後、速やかに医療機関のほうから町のほうに来るような形になっておりますので、より早い段階からの支援は可能になるかと思っておりますので、その辺は十分活用させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（高橋利勝） 暫時休憩をいたします。

午後 0時01分 休憩

午後 1時30分 再開

○議長（高橋利勝） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

藤田議員。

○11番（藤田直美） それでは、2項目の再質問からさせていただきます。

このロタウイルスワクチンですが、全額予算計上されているということ伺いました。予算計上に当たっては、見落としのないように務めてまいりたいと思いますが、本町は、ロタリックスというワクチンを2回接種ということで進められていると思いますが、接種対象者ですが、国は接種開始は10月1日から、接種対象は8月以降に生まれた者を定期接種の対象とするとしています。本町もそうなのか。そうであるなら、なぜ8月なのか。国の考えは、その時期まで任意接種で自己負担となるため、経済的負担が大きく、初回接種時期を遅らせる人が出てくる可能性も懸念されているからとしています。そうであるなら、早期に集団に免疫を付与する目的からも、4月以降に生まれた新生児で、まだ接種してない子どもがいるなら、ぜひとも受けていただくよう勧めるとともに公費負担とするべきと思いますが、見解を伺います。

○議長（高橋利勝） 飯山保健福祉課長。

○保健福祉課長（飯山明美） 藤田議員の再質問にお答えをいたします。

先ほど議員がおっしゃられましたように、国は定期予防接種ロタリックスは10月1日から、対象となる子は8月生まれの子からということで進めておりまして、本町につ

きましても同じような考え方のもと、開始は定期接種は10月1日から、対象は8月以降生まれの子どもを対象にするということでやっていく考えであります。

それまでの間につきましては、任意の予防接種ということで、受ける意向がある方については、自費でお願いをしたいということで、妊婦の方にも説明をしてきているところ です。

○議長（高橋利勝） 藤田議員。

○11番（藤田直美） 初回接種においては、生後2か月から14週6日までに行なうことが好ましいということになっております。14週6日を超えた初回接種を促進することは好ましくないということもうたわれております。

しかし、今、4月1日生まれから14週6日目というのは、7月14日になりますので、初回接種がまだ間に合う計算となります。受けられていないお母様方には、受けていただくようにするのが、やはり集団免疫力を高めるという国の方針でもあるのにもかかわらず、8月生まれからというのは、納得ができないなというところでもあるので、本町としては、やはり4月生まれの子どもたちからを対象として補助していくことが望ましいのではないかと思います。もう一度その点について伺います。

○議長（高橋利勝） 飯山保健福祉課長。

○保健福祉課長（飯山明美） 前倒しをして4月生まれのお子さんから対象にしない理由というところで、少し説明をさせていただきます。

今の段階で国は、あくまでも10月1日から定期接種ということで、今、現状としては、任意の予防接種ということになっております。予防接種に関しては、どの予防接種もそうなのですが、必ず副反応といいますか、副作用の問題が出てきます。その健康被害があった場合に対するその補償ですとかというのは、定期接種であれば国のきちんと救済制度があるのですけれども、任意の場合は、医薬品副作用被害救済制度というような救済制度がないわけではないのですけれども、国の救済制度と比べれば、かなり手薄というか、そういうような制度しかないということで、定期接種の該当になっていない時期に積極的にそれを勧めて、万が一のことがあっても救済される、きちんとした救済が十分してもらえないというようなことがまず1点と、あとは、ロタリックス以外にも乳児期から予防接種として受けていかなければならないものがほかに多数あります。生後2か月を過ぎてから始まるものというものありまして、皆さん、新生児訪問のときに大体こういうスケジュールで、この順番で予防接種を受けていくようにするとい いですねということで、要は接種スケジュールみたいなものを御相談して決めていっているわけですが、ここに途中からロタが入ってきますと、ロタウイルスワクチンにつきましては、生ワクチンでございますので、ロタを接種しますと、その後4週間ほかの予防接種が受けられないということになってきます。そうなりますと、本来ほかにも受けなければならぬものが、受けられなく可能性もあるというようなことも考慮いたしまして、町といたしましては、国の定期接種の時期に合わせて、同じ対応をとっていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（高橋利勝） 藤田議員。

○11番（藤田直美） ほかの予防接種と併用できないものもあるという、スケジュールの関係でということでしたが、このロタリックスに関しては、併用できるものも多いというふうに聞いておりますので、その点も検討されていくことはできないのかなということをお願いしたいと思います。

○議長（高橋利勝） 飯山保健福祉課長。

○保健福祉課長（飯山明美） 併用できないということではなくて、ロタリックスを接種すると、ほかの例えば4種混合ですとか、そういうワクチンは不活化ワクチンでありますので、1週間空ければ次の予防接種に行けますけれども、ロタの場合につきましては、4週間を空けなければいけないので、途中でそのスケジュールの中にロタを入れてしまうと、その後4週間空けないと次の予防接種、不活化ワクチンも打てないということになってきますので、そうなる一定の期間の中で、いろいろな予防接種をちゃんとこなしていくということが難しくなってくる方も出てくるということもありまして、町といたしましては、国の指示どおりというふうに考えております。

以上です。

○議長（高橋利勝） 藤田議員。

○11番（藤田直美） それでは、3項目目の再質問に移りたいと思います。

小児がんと診断され、小児がん以外もそうですが、抗がん剤の投与、あるいは造血幹細胞移植、骨髄移植を治療を受けた後、以前に接種されたワクチンの効果が低下、消失してしまい、再接種を必要とすることがあるこの再接種は、原則自己負担というふうになっておりますが、公費負担で支援しようという動きが全国に広がってきております。

小児がん患者は、年間2,000人から2,500人程度、これは単純な計算ではありますが、1自治体に1人か2人いる可能性も出てくるということも言われています。がんの子どもを守る会を初めとする小児がん患者の家族会は、広く呼びかけており、国へも要望しているところです。検討審議会も行なわれていることも分かっております。

その中で、厚生労働省定期接種実施要領の中にも、長期にわたり療養を必要とする疾病にかかった者等の定期接種の機会の確保にも示されておりますが、小児がんに限らず、やむを得ず定期接種ができなかった特別な事情があった場合、接種機会の確保や費用助成は町民の経済的負担を減らすとともに、大きな病気で苦しむ患者や家族の心の支えになると思います。

ぜひ、抗がん剤治療後の患者に再接種時の費用助成をするべきだと思いますが、再度考えを伺います。

○議長（高橋利勝） 暫時休憩いたします。

午後 1時39分 休憩

午後 1時40分 再開

○議長（高橋利勝） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

飯山保健福祉課長。

○保健福祉課長（飯山明美） 御質問にお答えをいたします。

抗がん剤治療というふうにもおっしゃっていましたが、骨髄移植等というような捉えでよろしかったでしょうか。

今、藤田議員がおっしゃいましたように骨髄移植をした後、自分のこれまでの免疫が消失してしまって、新たな免疫を獲得するために予防接種の再接種をという声が広まっているということとか、それに対して、その助成をしている自治体も少しずつ増えているという状況につきましては、私どもとしても、本町といたしましても、押さえているところです。

先ほどの答弁の中にも、国の審議会でも今、検討中というような状況があります。私ども現場としては、本当にそういう方というのは、本別町に限って言いますと、レアなケースというか、ほぼほぼ何十年に1人とか、そういうような状況で発生するのかなということもありますけれども、確かにそういう状況の方がおられた場合に、これから集団の中で生きていくときに、免疫がないというのは非常に厳しい状況であるということも十分理解はしております。

国の審議会等でも出ておりますけれども、がん治療、白血病の骨髄移植等々含めて、免疫力が低下するその疾患というのは、白血病以外にも多々あるということで、どういうその範囲のものを救済していくのがいいのかというようなことが、国の審議会でも議論されているところですが、私たち現場といたしましても、これに対して仮に助成をしていくとなると、対象範囲というのをどういうふうに考えていったらいいのだろうかということですか、あと実施されているその自治体の例なども調べたりしますと、やはり上限の年齢をどこで線を引くのかというようなところも考え方の整理をしなければいけないのかなというふうに思っております。

そうなったときに、やはりこの病気までよくて、この病気までは駄目とかというのは、私ども行政の中だけでは整理もしきれない部分もありますので、これからの対応策といたしまして、小児科の先生ですとか、そういう専門的な方の御意見等も少し伺いながら、なるべく救えるような方向で検討はしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（高橋利勝） 藤田議員。

○11番（藤田直美） 1問目を終わり、2問目に移りたいと思います。

2問目の学校再開後の環境整備とスケジュールなどについてを、1問1答細目方式で質問したいと思います。

新学習指導要領に基づく英語教育等学習時間数の増加に加え、ICT教育への対応など教員の負担は大きくなっています。新型コロナウイルス感染拡大防止のため、長期の学校休業により、子どもたちへの心理的、身体的ケアなど劇的に変化をしている教育現場に戸惑い、不安を持つ保護者や教員も多いと思います。

夏休みも短縮され、夏における授業日数が増えたことにより、暑さ対策などよりよい学習環境が求められています。

一つ目に、マスク着用となることが予想されますが、子どもたちの健康を考えると、夏の暑い時期の体調管理など難しくなります。非接触体温計の適時測定と教室での温度

管理にエアコン等の空調設備を整備するべきと思います。考え方を伺いたいと思います。

二つ目に、運動会が中止になりました。新型コロナ感染拡大防止に努めながらも、できるだけ日常を取り戻し、子どもたちの思い出に残るように年間予定していた学校行事を可能な限り行なうべきと思いますが、今後のスケジュールについて伺います。

○議長（高橋利勝） 佐々木教育長。

○教育長（佐々木基裕） 藤田議員の学校再開後の環境整備とスケジュールなどについての御質問にお答えさせていただきます。

まず、初めに今年度におけます新型コロナウイルスによる臨時休業日数は26日間となっております。このうち分散登校や行事の中止などによりまして学校教育法施行規則第51条及び第73条に定める標準授業時数を確保するためには、十二、三日程度の新たな授業日を設定する必要があります。

このことから、学校とも協議を重ね、夏期・冬期の長期休業期間を短縮することとし、夏期休業期間の始まりを小・中学校ともに8月8日に決定させていただきました。

1点目のマスク着用となることが予想されますが、子どもたちの健康を考えると夏の暑い時期の体調管理など難しくなります、との御質問ですが、梅村議員の御質問でも答弁させていただきましたが、熱中症などの健康管理が発生する可能性が高いと判断した場合におきましては、換気や児童・生徒等の間に十分な距離を保つなどの配慮をしながら一時的にマスクを外すこととし、合わせて現在、児童・生徒と教職員のフェイスシールドの購入を検討すべく準備を進めているところであります。エアコン等の空調設備につきましても、費用の面もごございますけれども、新型コロナウイルス感染拡大の危険性も帯びていますことから、これまでどおり扇風機の配置と窓を開けた換気による対応と考えております。

また、児童・生徒に水筒を御持参頂き、こまめな水分補給と休憩の確保にも努めてまいります。非接触型体温計につきましても、国の補助金を活用しながら、整備を進めてまいります。

2点目につきましては、運動会や体育祭を中止したほか、1学期の全ての学校行事を延期させていただきましたが、2学期以降に延期いたしました修学旅行を含め、できる限りの学校行事を行なってまいりたいと考えております。

今後のスケジュールにつきましては、現在、教育過程の見直しを含め、それぞれの学校で検討している段階でありまして、新型コロナウイルスの状況を見極めつつ、決定してまいりたいと考えておりますので、御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長（高橋利勝） 藤田議員。

○11番（藤田直美） まず、1項目めの再質問をいたします。

先ほどの梅村議員への回答にもございましたエアコンについては、設置をしない、設置をしない理由も伺いましたが、学校におけるエアコンの設置については、東北地方や北海道で設置率が低いのは当然と思われがちですが、北日本でも夏場は30度以上を記録する日は珍しくなく、2018年4月30日に北海道大空町で30度以上の真夏日と

なったことや十勝でも日本一暑い日を記録することもありました。気象庁によりますと、今年の夏は8月の気温は平年並み以上と予想しております。

エアコンの利用についても、換気をしながら適正温度より2度下げただけで対応可能としている有識者解説もありました。エアコンの設置については、国庫補助も少なく、維持費についてもかかってくることから、コストの面からも難しいことは分かりますが、扇風機を利用するということでしたが、扇風機がクラスに1台現在あると、2台を予定しているということですが、子どもの中からは扇風機の前にいる子しか涼しくないという声も聞こえております。扇風機を使うことによって、みんなが扇風機の前に行くと、それはまた密になるのではないかとということも予想できるところであります。その点についても、よく検討されていくべきだと思いますが、考え方を聞きたいと思います。

また、最近の報道では、長期休業の影響が長い間自粛をして我慢をしていた児童・生徒がついて行けない、もう頑張れないと、詰め込み授業で不登校になる子どもも出てきているような事例もあるようです。子どもが快適に過ごせて、熱中症の心配もなく、先生の負担も軽減され、楽しく学校に通える一つの要因となるのであれば、本別町の子どもたちの未来と健康のため、今後においても設置を検討するべきだと思いますが、子どもたちの状況、先ほども梅村議員の答弁の中に元気で今、登校しているということでありましたが、全員のケアができていてと考えてよろしいのか。教員の負担については、どのようになっているのか、現在の状況も加えてお聞きいたします。

○議長（高橋利勝） 佐々木教育長。

○教育長（佐々木基裕） 再質問にお答えをしたいと思います。

まず、初めにエアコンの関係でございますが、先ほど御説明いたしましたとおり、本年度におきましては、エアコンの設置をするという考えはございません。

しかしながら、世界的に気候が現在高くなっているということを鑑みれば、次年度以降になるかと思えますけれども、そういう学校の最適な環境のためにはいずれ設置をするようなことも検討しなければならないなと思っておりますが、とりわけコロナウイルス対策の部分につきましては、いろいろなところが危惧されている部分もありますので、ここの部分につきましては、あえて本年度このコロナ対策としてのエアコンの設置は見合わすということで進めて来てございます。

また、学校の管理の部分につきましては、6月16日、昨日ですが、ついに文部科学省により学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアルというものが作られまして、それを今それぞれの学校に本日配布することにしてございますが、これに沿った形で、きめ細かな衛生管理に努めてまいりたいと考えてございます。

また、児童・生徒の状況でございますが、子どもはコロナウイルス感染症対策のため長期臨時休業をいたしましたけれども、その後の学校の再開におきまして、詰め込みをするような学習、それからそういう教育課程にはならないものと考えてございまして、各学校におきましてもそのような指導を行なっているところでございます。

また、現在の児童・生徒の状況でございますけれども、先ほども御説明させていただきましたが、今のところ元気に登校されているということを学校から報告を受けてござ

いますし、また、教職員の方々につきましても、体調面等を含めて今、体調が悪いといった部分につきましても、私どものほうには報告なされていない状況でございます。

いずれにいたしましても、長期休業期間がありましたので、夏期休業期間を10日ほど授業日とするわけでございますが、その辺の対策も考えておりまして、小学校につきましても、登校時間を早めて、午前中5時間授業とし、そして給食を食べて下校してもらおうと。中学校におきましても、体力もそれぞれついておりますので、平常の6時間授業とするということで、これも決定をし、各学校にお知らせをしているところでございます。

いずれにいたしましても、文部科学省等から出ております管理マニュアル等を参照しながら、きめ細かな対策を講じてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（高橋利勝） 藤田議員。

○11番（藤田直美） エアコンを活用しない、未設置の場合は対応を工夫するというところで、本別町は扇風機を1台ないし状況によっては2台ということも考えているということでしたが、他の町村の学校では、グリーンカーテンを設置する、日よけをする、遮断対策、ミスト散布など工夫をしているところがあります。このグリーンカーテンについては、室内を涼しくするだけでなく、子どもたちが自然の偉大さを知り、緑の大切さを学びながら、地球温暖化防止に貢献できる機会として、環境教育へつなげているとしております。本別町は、コミュニティスクールなど取り組んでおりますので、町民の方の協力を得て、こういうことにも取り組んでいくことにも一つの案かと思いますが、その点の考えを伺いたいと思います。

○議長（高橋利勝） 佐々木教育長。

○教育長（佐々木基裕） 答弁させていただきます。

グリーンカーテン等につきましては、直接的なコロナ対策の部分から出てきているものではございません。藤田議員のおっしゃるとおり、地球温暖化による環境に配慮した取り組みの一つとして学校におけるグリーンカーテン等の設置ということを私どもは捉えてございますけれども、ただ、グリーンカーテンにつきましては、確かに遮断効果もありますので、そういう室内の環境整備には一定程度の効果があるものと思っております。その点もひっくるめて、またこの部分につきましては、検討をしてまいりたいと考えているところでございます。

以上であります。

○議長（高橋利勝） 藤田議員。

○11番（藤田直美） 2項目めの再質問に移らせていただきます。

先ほども申しましたが、もう頑張れない、ついていけないと不登校になる不安を抱える生徒が出てきている状況の子もいる。本別町には、まだそういうお話が出ていないということでしたが、学習ができる環境はもちろん大事ですが、季節ごとに行なわれる行事は、子どもにとって節目となり、学校生活の楽しみ、頑張れる要素になると思います。

特に、6年生や中学3年生には思い出に残る行事をしてほしいと多くの保護者の方か

ら聞いております。運動の好きな子には運動会に変わるものを秋に何かできないのか、修学旅行もどうなるのか、配慮しながらなるべく長期に行ってほしいと、近くでもいいから行ってほしいなどという声も聞いております。

少し形を変えてでも、本町にも記憶に残る行事、保護者の理解を得ることも大事ですが、子どもたちと一緒に考えていくだと思います。

加えて、新型コロナウイルス感染について正しい知識を教えるということも大事だと思いますが、その点についての考えを伺います。

○議長（高橋利勝） 佐々木教育長。

○教育長（佐々木基裕） 再質問にお答えをさせていただきます。

まず、行事の部分でございます。私は、各学校に対しまして、文部科学省で定める、先ほども言いましたけれども、年間総授業時数を確保しながら、学習の遅れを取り戻し、学びを保証をすることはもちろんのことでございますけれども、学校行事も工夫を凝らしながら、可能な限り行なうことを指示してございます。

したがって、先ほども説明させていただきましたが、就学旅行等を初め文化祭、あるいは各学校で独自に年間当初で計画しております行事につきましては、でき得る限り実施もしくは開催するようにお話しをしているところでございます。

しかしながら、このコロナウイルス感染がいつまで続くのか、そこをきちんと見極めつつ、学校行事を優先してまで年間の総授業数が不足してしまえば、それこそ子どもたちの学びを保証できません。それらを総トータルの考えながら、学校行事にどれだけの時間を要することが必要なのか、それを今、それぞれの学校で試算頂いておりますので、それを基にしながら、学校行事はできる限り進めていきたいと考えておりますので、御理解をお願いいたしたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○11番（藤田直美） 終わります。

◎日程第2 議案第52号

○議長（高橋利勝） 日程第2 議案第52号本別町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

村本総務課長。

○総務課長（村本信幸） 議案第52号本別町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、本別町国民健康保険病院において、患者の介護業務に従事する職員について、入院患者受入体制等の充実を図るために、夜間勤務に従事する介護士に対する手当を支給するため、改正の必要が生じたことから提案するものであります。

それでは、改正条文により説明をさせていただきます。なお、括弧書きの朗読は省略させていただきます。

本別町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例。

本別町職員の特殊勤務手当に関する条例（平成11年条例第6号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「看護師又は准看護師」を「看護師、准看護師又は介護士」に改め、「患者の看護業務」の次に「又は介護業務」を加え、同条第2項を次のように改める。

第2項、前項の手当の額は、勤務1回につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

第1号、看護師又は准看護師6,800円。

第2号、介護士6,000円。

これは、夜間の介護業務に従事することとなった介護士に対し、夜間看護業務手当を支給するため、今回、追加するものであります。

附則。この条例は、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

以上、議案第52号本別町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の提案説明にかえさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（高橋利勝） これから質疑を行ないます。

大住議員。

○6番（大住啓一） 2点ほどになろうかと思いますが、まず基本的な1点目でございます。

なぜ、年度の途中の6月定例会でこれだけわかっている手当を計上しなければならなかったのか。こういうものについては、当初3月定例会に出しての議論をさせていただくのが本来の姿だと思っておりますが、この辺の考え方について、まず1点目。

2点目でございますが、議決されたとして、この財源と言いますか、影響額と言いますかね、どのくらいかかるのか。

要するに、介護のために1回かかれば6,000円ということでございますから、先の話でございますけども、掛け算すれば出ることでございますので影響額、それは当然考えていると思っておりますが、その辺いくらになるか、2点になるとは思いますがお知らせをお願い求めるものでございます。

○議長（高橋利勝） 村本総務課長。

○総務課長（村本信幸） 私のほうから1点目について答弁をさせていただきます。

今回、議員御指摘のとおり本来であれば3月定例会において、条例の改正を提案するところではございましたけども、今年度3月にこれまでの準職員制度を廃止いたしまして、新たに会計年度任用職員制度がスタートいたしました。その際、関係条例、関係規則の改正を行ってきたところでございますが、その際に病院のほうで勤務しております介護士の今回の夜間看護業務手当ですが、従前準職員として業務にあたっていたので、準職員の規定の中で支給をしておりましてけども、今回職員となった段階で、今回提案をしております、本別町の職員の特殊勤務手当に関する条例、そちらのほうに改めるべきところを漏れていたということになります。

今回の件に対しましては、大変申し訳ないことと思っておりますけども、そういうことがありまして今回提案をさせていただいたところですので。以上です。

○議長（高橋利勝） 藤野病院事務長。

○病院事務長（藤野和幸） 大住議員の2問目の質問でございますが、財源影響額でございますが、今回につきましては介護士一晩、夜間業務6,000円、一人で業務に当たりまして365日ということで、219万円の金額になります。

なお、この金額につきましては当初予算ですでに計上済みでございます。

○議長（高橋利勝） 大住議員。

○6番（大住啓一） ちょっとびっくりしました。税金をこの定例会の、3月の定例会もお話させていただいているのですが、税金を運用しながら予算を組んで、皆さん何十年も行政職員をやっておられて、制度が変わったからということじゃなくて、もうちょっと当初からきちっと見ておけばよかったのかなと、これは終わったことだから仕方がないとして、この219万円ということで報告ありました。これは365日ということですから、今日ここで可決したとしても、今6月ですから2カ月はもう過ぎているのですね。それは予算措置しないで、言葉が悪ければ今ある中でやっていくということになると、元あったお金が、なんていうのでしょうか、ふかしていたというのですか。きちっとしてなかったということも考えられるのですが、そういう説明では通らないと思うのですが、私の考え違いなのか、どうなのでしょう。手当だからある程度大きく盛っていたなんていうことは、あってはならないことですが、そういうことなのか、説明がいまいちというのですかね、もう少し明解にわかりやすくしていただかないと、町民の方々に私どもも説明ができませんし、今、何回も申していますけども、病院は特別委員会を立ち上げております。こういう手当を今回200数十万円かかるという話が、その都度その都度出てくるようでは、執行していく考え方としていかなものかとあるのですが、明解にお答えをいただきたい。

○議長（高橋利勝） 大和田副町長。

○副町長（大和田収） 私のほうから答弁をさせていただきます。

ただいま総務課長のほうから、病院の事務長のほうから説明をさせていただきます、まずこのような条例を提案するのを失念していたということについては、私からも本当に申し訳なく、お詫び申し上げます。

今回、今、大住議員の質問があったように、年度途中については、これは職員が失念をしていたということで、本来3月に提案すべきところを忘れていたということで、今回追加で上げさせていただきました。

予算につきましては、事務長から説明があったとおり、予算だけは当初予算の中に入っております。条例が変わっておりませんので、4月5月に当然夜勤で働いている職員がいます。この方たちには条例が通っておりませんので、まだ支払いをしておりません。私としましては、一応命令をかけた以上、働いている以上、やはりその分の賃金は出すべきと思っております。

それで今回、これが6月に条例を提案させていただいて、4月にさかのぼって適応させていただくというような、本当に申し訳なく思っております。よろしく御理解のほどお願いをしたいと思います。以上です。

○議長（高橋利勝） 大住議員。

○6番（大住啓一） 理解はすれと言うのであれば、理解はしているのですが、財政法上、予算があったから夜働いたのでこれから払うというのは、ルールが決まっていない中で働いているから払うというのは地方財政法上問題ないのですか。町民の方から監査請求が出てきた時にルールもないのに金を払うということはないと思うのですよ、これは。その辺、私もこういう条例が系列的に、時系列で出てこない部分について、皆さんのこと心配するというわけではないのですが、税金の使い道ですから、その辺は町民の皆さんに200数十万円の金ですから、きちっと説明できないと困りますし、予算があったから今は払っていないけど、さかのぼって払うということは、これは普通に考えればいかなものかとなるのですけども、その辺財政に詳しい方々も軒並み座っておられるので、地方財政法上どのように考えておられるのか、それに抵触しないのかするのか、抵触したら大変なことになると思うのですが、その辺どのように考えているのか再度伺います。

○議長（高橋利勝） 大和田副町長。

○副町長（大和田収） 今まで、先ほど準職員の分が職員化になりました。準職員については、定数外職員の中で、手当の中で支出をしております、その中ではきちんと手当を支給しておりましたので、今回準職員から正規の職員になったという部分の介護士の部分が漏れていたこととなります。

それで今回、条例提案をさせていただいて、4月にさかのぼってその分を支給をしたいということで、その分については何ら問題はないと思っております。以上です。

○議長（高橋利勝） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） これで質疑を終わります。

これから討論を行いません。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第52号本別町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 異議なしと認めます。

したがって、議案第52号本別町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

◎日程第3 議案第53号

○議長（高橋利勝） 日程第3 議案第53号本別町介護保険条例の一部改正について

を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

飯山保健福祉課長。

○保健福祉課長（飯山明美） 議案第53号本別町介護保険条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、令和元年10月の消費税率10%引き上げにあわせて、低所得者への保険料の軽減を実施してきましたが、令和2年度からは消費税率10%引き上げの満年度化になることから、所得の少ない第1号被保険者に対する介護保険料軽減を完全実施することとなるため、介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定に関する政令の一部を改正する政令が、本年4月から施行されたことを受け、介護保険条例の一部を改正するものです。

改正の内容といたしましては、令和元年度における第1段階から第3段階の第1号被保険者の保険料は、完全実施の2分の1の軽減幅を基準としていましたが、令和2年度からは消費税率10%引き上げの満年度化に伴い、介護保険料軽減を完全実施することになります。

具体的な軽減率及び保険料ですが、第1段階の軽減割合をこれまでの0.375から0.3とし、保険料は2万6,880円から2万1,480円となります。

第2段階の軽減割合をこれまでの0.625から0.5とし、保険料は4万4,880円から3万5,880円となります。

第3段階の軽減割合をこれまでの0.725から0.7とし、保険料は5万2,080円から5万1,600円となります。

それでは、改正条文の朗読をもって、提案にかえさせていただきます。なお、括弧書きの朗読は省略させていただきます。

本別町介護保険条例の一部を改正する条例。

本別町介護保険条例（平成12年条例第25号）の一部を次のように改正する。

第4条第6項中「令和元年度及び」を削り、「26,880円」を「21,480円」に改め、同条第7項中「前項」を「第6項」に改め、「令和元年度及び」を削り、「26,880円」を「21,480円」に、「52,080円」を「50,160円」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項の次に、次の1項を加える。

第7項 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和2年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「21,480円」とあるのは、「35,880円」と読み替えるものとする。

附則。

施行期日。第1項、この条例は、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

経過措置。

第2項、改正後の本別町介護保険条例第4条の規定は令和2年度分の保険料から適用し、令和元年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

以上で、議案第53号本別町介護保険条例の一部改正について、提案説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（高橋利勝） これから質疑を行ないます。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行ないます。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから、議案第53号本別町介護保険条例の一部改正についてを採決します。
お諮りします。
本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 異議なしと認めます。
したがって、議案第53号本別町介護保険条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第54号

○議長（高橋利勝） 日程第4 議案第54号新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険税の減免に関する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。
久司住民課長。

○住民課長（久司広志） 議案第54号新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険税の減免に関する条例の制定について提案理由の説明を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症により、経済活動に及ぼす影響が甚大になっていることを受け、国では緊急経済対策の税法上の措置として、特例による国民健康保険税の減免を行うこととされ、その場合に、国による全額財政支援がなされるものでございます。

減免の対象は、主たる生計を維持する方が死亡、または重篤な傷病を負った世帯には全額免除とし、主たる生計を維持する方の令和元年に比べ3割以上減収する見込みのある方は軽減又は免除されるものであります。

減免の対象となる国民健康保険税は、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納期が到来する税ということになります。

それでは、制定の条文について朗読し、説明とさせていただきます。なお、括弧書きの朗読は省略をさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保

険税の減免に関する条例。

趣旨。

第1条、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に対して課する国民健康保険税の減免については、地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）、本別町税条例（昭和29年条例第16号）、本別町国民健康保険税条例（昭和34年条例第6号）その他の法令に別の定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。

減免の対象世帯。

第2条、国民健康保険税の減免の対象となる世帯は、次のいずれかに該当する世帯とする。

第1号、新型コロナウイルス感染症により主たる世帯の生計を維持する者（以下「主たる生計維持者」という。）が死亡し、又は重篤な傷病を負った世帯。

第2号、新型コロナウイルス感染症の影響により主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入（以下「事業収入等」という。）の減少が見込まれ、事業収入等のいずれかの減少額（保険金、損害賠償等により補填されるべき金額がある場合については、当該金額を減少額から控除した額）が令和元年中の当該事業収入等の額の10分の3以上であり、令和元年中の法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第27条の2第1項に規定する他の所得と区別して計算される所得の金額（法第314条の2第1項各号及び第2項の規定の適用がある場合には、その適用前の金額）の合計額（以下「合計所得金額」という。）が1,000万円以下である世帯（当該合計所得金額のうち減少が見込まれる事業収入等に係る所得以外の所得の合計額が400万円を超える世帯は除く。）

国民健康保険税の減免。

第3条、前条第1号に規定する世帯に対して課する国民健康保険税額は、その徴収方法が普通徴収である世帯にあっては、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間（以下「対象期間」という。）に納期の末日の到来する国民健康保険税額を、特別徴収である世帯にあっては、対象期間に特別徴収対象年金給付の支払日の到来する国民健康保険税額を、それぞれ全部免除する。

第2項、前条第2号に規定する世帯に対して課する国民健康保険税額は、その徴収方法が普通徴収である世帯にあっては、対象期間に納期の末日の到来する減少が見込まれる事業収入等（以下「減少見込収入等」という。）に係る国民健康保険税額を、特別徴収である世帯にあっては、対象期間に特別徴収対象年金給付の支払日の到来する減少見込収入等に係る国民健康保険税額を、それぞれ次の区分により軽減し、又は免除する。ただし、生計維持者が事業等を廃止又は失業した場合は、減少見込収入等に係る保険税額の全部を免除する。

主たる生計維持者の令和元年中の合計所得金額、軽減又は免除の割合。

300万円以下であるとき、全部。

300万円を超え400万円以下であるとき10分の8。

400万円を超え550万円以下であるとき10分の6。

550万円を超え750万円以下であるとき10分の4。

750万円を超え1,000万円以下であるとき10分の2。

第3項、前2項のいずれにも該当する世帯の減免額は、その額が最も大きくなるものを適用する。

第4項、主たる生計維持者が、国民健康保険法施行令第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等に該当する場合は、給与収入の減少に伴う国民健康保険税の減免は行なわないものとする。

減免の申請。

第4条、国民健康保険税の減免を受けようとする者は、町長の定めるところにより、関係書類を添えて減免申請書を提出しなければならない。

第2項、町長は前項の申請書の提出があったときは、速やかに当該申請に対する減免の適否を決定し、申請者に通知するものとする。

減免の取消し。

第5条、町長は、虚偽の申請その他不正の行為により国民健康保険税の減免を受けた者があると認めるときは、直ちにその者に係る減免を取り消すものとする。

委任。

第6条、この条例に定めるもののほか必要な事項は町長が別に定める。

附則。

この条例は、公布の日から施行し、令和2年2月1日から適用する。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（高橋利勝） これから質疑を行ないます。

阿保議員。

○10番（阿保静夫） 第3条の第4項なのですが、主たる生計維持者がというところなのですが、この内容もう少しわかりやすく説明をお願いしたいと思います。

○議長（高橋利勝） 久司住民課長。

○住民課長（久司広志） ただいまの質問に対して答弁をしたいと思います。

第4項の部分のことなのですが、主たる生計維持者の方が国民健康保険法施行例ということで、例えば会社のほうが倒産ですとか、解雇により仕事を失った方のことを示してございます。

○議長（高橋利勝） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第54号新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険税の減免に関する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋利勝) 異議なしと認めます。

したがって、議案第54号本新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険税の減免に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

午後 2時30分 休憩

午後 2時45分 再開

○議長(高橋利勝) 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第5 議案第55号

○議長(高橋利勝) 日程第5 議案第55号辺地総合整備計画についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

村本総務課長。

○総務課長(村本信幸) 議案第55号辺地総合整備計画につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

辺地の総合計画の策定につきましては、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律、第3条第1項、第4項及び第5項に基づき、あらかじめ知事との協議のうえ、議会の議決を経てこれを総務大臣に提出することになっております。

本案の本別町押帯辺地及び美蘭別辺地は、令和元年度で計画期間が終了したことから、今期令和2年度から令和6年度までの5ヵ年計画を新たに策定し、道と協議中のところ、5月1日付けで知事との協議が整いましたので提案をするものでございます。

それでは、議案第55号の次のページ、総合整備計画書により説明をさせていただきます。

まず、本別町押帯辺地でございますが、1、辺地の概況は説明を省略させていただきます。

2、公共的施設の整備を必要とする事情につきましては、次のページの別紙に記載のとおりでございますが、各事業の概要について説明をさせていただきます。

別紙、1、道路であります。①上押帯西18号道路道路改良事業、延長570メートルは、一般道道居辺本別線を起点として美蘭別地区、押帯地区を結ぶ主要町道の改良工事で、計画年度は令和2年度から5年度であります。

2つ目の、橋梁長寿命化補修架替事業は、平成24年12月に策定しました、本別町

橋梁長寿命化計画に基づき、橋梁の適切な補修、架替を行うことで、橋梁の長寿命化とコスト縮減を図り、将来に渡り安全、安心な道路網の確保をするものであります。

次に、戻りまして、3、公共的施設の整備計画であります。施設名、道路、上押帯西18号道路道路改良事業でございますが、事業主体は本別町、事業費は1億5,000万円、辺地対策事業債の予定額は、5,670万円とする内容でございます。

下段の、施設名、道路、橋梁長寿命化補修架替事業でございますが、事業主体は本別町、事業費は9,000万円、辺地対策事業債の予定額は3,400万円とする内容でございます。

次に、本別町美蘭別辺地でございますが、1、辺地の概況は説明を省略させていただきます。

2、公共的施設の整備を必要とする事情につきましては、次のページの別紙に記載のとおりであります。各事業の概要について説明をさせていただきます。

別紙、1、道路であります。1つ目の美蘭別活込横断道路道路改良事業、延長1,731メートルは、一般道道居辺本別線を起点として美蘭別地区、活込地区を結ぶ主要町道の改良工事で、計画年度は令和2年度から5年度であります。

2つ目の橋梁長寿命化補修架替事業は、平成24年12月に策定しました、本別町橋梁長寿命化計画に基づき、橋梁の適切な補修、架替を行なうことで、橋梁の長寿命化とコスト縮減を図り、将来に渡り安全、安心な道路網の確保をするものであります。

(2) 通学施設であります。スクールバス購入事業美蘭別線は、平成7年度に更新した車両を使用しておりますが、今後の維持経費の軽減と安全運行を図るため、本計画期間中に購入するものであります。

次に、戻りまして、3、公共的施設の整備計画であります。施設名、道路、美蘭別活込横断道路道路改良事業でございますが、事業主体は本別町、事業費は5,000万円、辺地対策事業債の予定額は1,890万円とする内容でございます。

下段の施設名、道路、橋梁長寿命化補修架替事業でございますが、事業主体は本別町、事業費は1億7,000万円、辺地対策事業債の予定額は6,430万円とする内容でございます。

下段の施設名、通学施設、スクールバス購入事業でございますが、事業主体は本別町、事業費は2,411万7,000円、辺地対策事業債の予定額は2,040万円とする内容でございます。

以上、議案第55号辺地総合整備計画の提案説明に変えさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（高橋利勝） これから質疑を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第55号辺地総合整備計画についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 異議なしと認めます。

したがって、議案第55号辺地総合整備計画については、原案のとおり可決されました。

◎日程第6 同意第2号

○議長（高橋利勝） 日程第6 同意第2号固定資産評価審査委員会委員選任について同意を求める件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長、御登壇ください。

○町長（高橋正夫）〔登壇〕 同意第2号固定資産評価審査委員会委員選任について同意を求める件につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

令和2年8月4日をもって任期満了となります本別町固定資産評価審査委員会委員につきまして、中川郡本別町〇〇〇〇〇〇〇〇にお住まいの、田中一夫さんを、人格、識見とも適任と判断し、選任致したく、地方税法第423条第3項の規定に基づき、議会の同意を求めるために提案させていただきました。

御同意をいただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（高橋利勝） これから質疑を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから同意第2号固定資産評価審査委員会委員選任について同意を求める件を採決します。

この採決は、起立によって行ないます。

本件はこれに同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高橋利勝） 起立者10人。

よって、起立多数です。

お座りください。

したがって、同意第2号固定資産評価審査委員会委員選任について同意を求める件は、全会一致で同意することに決定されました。

◎日程第7 同意第3号ないし同意第17号

○議長（高橋利勝） 日程第7 同意第3号農業委員会委員任命について同意を求める件、ないし日程第21 同意第17号農業委員会任命について同意を求める件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長、御登壇ください。

○町長（高橋正夫）〔登壇〕 同意第3号農業委員会委員任命について同意を求める件、ないし同意第17号農業委員会委員任命について同意を求める件につきまして、一括提案理由の説明を申し上げます。

令和2年7月19日をもちまして任期満了となります農業委員会委員につきまして、

同意第3号、本別町〇〇〇〇〇〇〇〇にお住まいの荒哲弘さん。

同意第4号、本別町〇〇〇〇〇〇〇〇にお住まいの中野康夫さん。

同意第5号、本別町〇〇〇〇〇〇〇〇にお住まいの牧田安史さん。

同意第6号、本別町〇〇〇〇〇〇〇〇にお住まいの福田博明さん。

同意第7号、本別町〇〇〇〇〇〇〇〇にお住まいの牛渡広和さん。

同意第8号、本別町〇〇〇〇〇〇〇〇にお住まいの齊藤一成さん。

同意第9号、本別町〇〇〇〇〇〇〇〇にお住まいの河野一紀さん。

同意第10号、本別町〇〇〇〇〇〇〇〇にお住まいの川初光章さん。

同意第11号、本別町〇〇〇〇〇〇〇〇にお住まいの山下博志さん。

同意第12号、本別町〇〇〇〇〇〇〇〇にお住まいの齋等さん。

同意第13号、本別町〇〇〇〇〇〇〇〇にお住まいの井出英彦さん。

同意第14号、本別町〇〇〇〇〇〇〇〇にお住まいの岡本昌久さん。

同意第15号、本別町〇〇〇〇〇〇〇〇にお住まいの石山ひろのりさん。

同意第16号、本別町〇〇〇〇〇〇〇〇にお住まいの大和田和盛さん。

同意第17号、本別町〇〇〇〇〇〇〇〇にお住まいの高橋秀和さん。

以上15名、いずれの方も人格、識見とも適任と判断し、農業委員会等に関する法律第8条の規定により、議会の同意を求めるため提案をした次第であります。

御同意をいただきますよう、お願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（高橋利勝） これから同意第3号農業委員会委員任命について同意を求める件の質疑を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから同意第3号農業委員会委員任命について同意を求める件を採決します。

この採決は起立によって行ないます。

本件はこれに同意することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高橋利勝） 起立者 10 人。

よって起立多数です。

お座りください。

したがって、同意第 3 号農業委員会委員任命について同意を求める件は同意することに決定いたしました。

これから同意第 4 号農業委員会委員任命について同意を求める件の質疑を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから同意第 4 号農業委員会委員任命について同意を求める件を採決します。

この採決は起立によって行ないます。

本件はこれに同意することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高橋利勝） 起立者 10 人。

よって起立多数です。

お座りください。

したがって、同意第 4 号農業委員会委員任命について同意することに全会一致で決定されました。

これから同意第 5 号農業委員会委員任命について同意を求める件の質疑を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから同意第 5 号農業委員会委員任命について同意を求める件を採決します。

この採決は起立によって行ないます。

本件はこれに同意することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高橋利勝） 起立者 10 人。

よって起立多数です。

お座りください。

したがって、同意第 5 号農業委員会委員任命について同意を求める件は同意することに全会一致で決定されました。

これから同意第 6 号農業委員会委員任命について同意を求める件の質疑を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから同意第 6 号農業委員会委員任命について同意を求める件を採決します。

この採決は起立によって行ないます。

本件はこれに同意することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長(高橋利勝) 起立者10人。

よって起立多数です。

お座りください。

したがって、同意第6号農業委員会委員任命について同意を求める件は同意することに全会一致で決定されました。

これから同意第7号農業委員会委員任命について同意を求める件の質疑を行ないます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋利勝) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから同意第7号農業委員会委員任命について同意を求める件を採決します。

この採決は起立によって行ないます。

本件はこれに同意することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長(高橋利勝) 起立者10人。

よって起立多数です。

お座りください。

したがって、同意第7号農業委員会委員任命について同意を求める件は同意することに全会一致で決定されました。

これから同意第8号農業委員会委員任命について同意を求める件の質疑を行ないます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋利勝) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから同意第8号農業委員会委員任命について同意を求める件を採決します。

この採決は起立によって行ないます。

本件はこれに同意することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長(高橋利勝) 起立者10人。

よって起立多数です。

お座りください。

したがって、同意第8号農業委員会委員任命について同意を求める件は同意することに全会一致で決定されました。

これから同意第9号農業委員会委員任命について同意を求める件の質疑を行ないます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋利勝) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから同意第9号農業委員会委員任命について同意を求める件を採決します。

この採決は起立によって行ないます。

本件はこれに同意することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長(高橋利勝) 起立者9人。

よって起立多数です。

お座りください。

したがって、同意第9号農業委員会委員任命について同意を求める件は同意することに決定されました。

これから同意第10号農業委員会委員任命について同意を求める件の質疑を行ないます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋利勝) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから同意第10号農業委員会委員任命について同意を求める件を採決します。

この採決は起立によって行ないます。

本件はこれに同意することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長(高橋利勝) 起立者10人。

よって起立多数です。

お座りください。

したがって、同意第10号農業委員会委員任命について同意を求める件は同意することに全会一致で決定されました。

これから同意第11号農業委員会委員任命について同意を求める件の質疑を行ないます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋利勝) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから同意第11号農業委員会委員任命について同意を求める件を採決します。

この採決は起立によって行ないます。

本件はこれに同意することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長(高橋利勝) 起立者10人。

よって起立多数です。

お座りください。

したがって、同意第11号農業委員会委員任命について同意を求める件は同意することに全会一致で決定されました。

これから同意第12号農業委員会委員任命について同意を求める件の質疑を行ないます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（高橋利勝） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから同意第12号農業委員会委員任命について同意を求める件を採決します。

この採決は起立によって行ないます。

本件はこれに同意することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高橋利勝） 起立者10人。

よって起立多数です。

お座りください。

したがって、同意第12号農業委員会委員任命について同意を求める件は同意することに全会一致で決定されました。

これから同意第13号農業委員会委員任命について同意を求める件の質疑を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから同意第13号農業委員会委員任命について同意を求める件を採決します。

この採決は起立によって行ないます。

本件はこれに同意することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高橋利勝） 起立者10人。

よって起立多数です。

お座りください。

したがって、同意第13号農業委員会委員任命について同意を求める件は同意することに全会一致で決定されました。

これから同意第14号農業委員会委員任命について同意を求める件の質疑を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから同意第14号農業委員会委員任命について同意を求める件を採決します。

この採決は起立によって行ないます。

本件はこれに同意することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高橋利勝） 起立者10人。

よって起立多数です。

お座りください。

したがって、同意第14号農業委員会委員任命について同意を求める件は同意するこ

とに全会一致で決定されました。

これから同意第15号農業委員会委員任命について同意を求める件の質疑を行ないます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋利勝) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから同意第15号農業委員会委員任命について同意を求める件を採決します。

この採決は起立によって行ないます。

本件はこれに同意することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長(高橋利勝) 起立者10人。

よって起立多数です。

お座りください。

したがって、同意第15号農業委員会委員任命について同意を求める件は同意することに全会一致で決定されました。

これから同意第16号農業委員会委員任命について同意を求める件の質疑を行ないます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋利勝) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから同意第16号農業委員会委員任命について同意を求める件を採決します。

この採決は起立によって行ないます。

本件はこれに同意することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長(高橋利勝) 起立者10人。

よって起立多数です。

お座りください。

したがって、同意第16号農業委員会委員任命について同意を求める件は同意することに全会一致で決定されました。

これから同意第17号農業委員会委員任命について同意を求める件の質疑を行ないます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋利勝) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから同意第17号農業委員会委員任命について同意を求める件を採決します。

この採決は起立によって行ないます。

本件はこれに同意することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長（高橋利勝） 起立者 10 人。

よって起立多数です。

お座りください。

したがって、同意第 17 号農業委員会委員任命について同意を求める件は同意することに全会一致で決定されました。

◎日程第 22 発議第 5 号

○議長（高橋利勝） 日程第 22 発議第 5 号議員報酬の減額支給に関する条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

梅村智秀議員、御登壇ください。

○3 番（梅村智秀）〔登壇〕 発議第 5 号議員報酬の減額支給に関する条例の一部改正について、提案理由、内容等の御説明を行ないます。

提案理由でございますが、新型コロナウイルスが猛威を奮い、その先行きが見通せない状況下、本別町でも一丸となってその感染拡大防止に努め、町民を誰一人取り残さないための対策を講じる必要がある。その財源確保のため、厳しい町財政事情を鑑み、さらなる歳出削減を必要とするため本議案を提案いたしました。

内容といたしましては、議長月額 27 万 7,400 円を月額 17 万 5,200 円に改め、10 万 2,200 円をさらに減額。

副議長月額 21 万 8,500 円を月額 13 万 8,000 円に改め、8 万 500 円をさらに減額。

常任委員長 4 名分月額 19 万 3,800 円を月額 12 万 2,400 円に改め、7 万 1,400 円をさらに減額。4 名分計で 28 万 5,600 円となります。

議員 6 名分、月額 17 万 5,750 円を 11 万 1,000 円に改め、6 万 4,750 円をさらに減額。6 名分計で 38 万 8,500 円。

月額の影響額といたしましては 85 万 6,800 円となり、時限条例であるため令和 3 年 3 月までの残期間 9 月分としての影響額は 771 万 1,200 円となります。

続きまして、令和 2 年 12 月支給予定の期末手当分影響額です。

議長 58 万 2,540 円を 36 万 7,920 円に改め、21 万 4,620 円をさらに減額。

副議長 45 万 8,850 円を 28 万 9,800 円に改め、16 万 9,050 円をさらに減額。

常任委員長 4 名分 40 万 6,980 円を 25 万 7,040 円に改め、14 万 9,940 円をさらに減額。4 名分の計で 59 万 9,760 円となります。

議員 6 名分 36 万 9,075 円を 23 万 3,100 円に改め、13 万 5,975 円をさらに減額。6 名分計で 81 万 5,850 円の減額。

期末手当分の影響額といたしまして、179 万 9,280 円となります。

期間中全体の影響額といたしましては、さらに 951 万 480 円の歳出減となります。

なお、改正前の額はすでに支給済みの 6 月分を含め 173 万 8,080 円でありまして、

合わせますと1,124万8,560円となります。

それでは、括弧書きの朗読は省略のうえ、案文の朗読を行ないます。

議員報酬の減額支給に関する条例の一部改正について。

議員報酬の減額支給に関する条例（令和2年条例第16号）の一部を次のとおり改正するものとする。

第2条第1項中「5%」を「40%」に改め、「277,400円」を「175,200円」に改め、「218,500円」を「138,000円」に改め、「193,800円」を「122,400円」に改め、「175,750円」を「111,000円」に改める。

附則。

この条例は、令和2年7月1日から施行する。

会期中の一般質問を終え、具体的な数字が示されたコロナ対策の一つ、新生児の定額給付金。見込み額といたしましては、200万円から300万円ということでありました。現状のままなら足りません。みんなで形に変えるべく、やるためにはさらなる減額、財源の確保というものが必要になってきます。これは一般質問で議員個人から提案されたものでございます。

先立ての議員協議会で私自身も議会として政策提案をいたしませんかということをし述べさせていただき、そののち要望書を議長にも提出させていただきました。当然、政策提案をするからには、その財源というものにまで思いを巡らせなければ絵に描いた餅になってしまいます。一般質問において、町長答弁で議長から見える形でという要望があった、議会で協議してくれたら斟酌する、参考にするというような御答弁もありました。これは願ってもいないチャンスです。議会として、しっかり政策提案をして、これを形に変えていくチャンスとしか考えられません。

御賛同いただければ幸いです。そこにまでは至らなくとも皆様御自身の胸に問うてみてほしいです。何故この情勢下で、我々議会、二元代表制の一翼を担う町の代表である我々が消極的な姿勢を取らなければならないのか。コロナ対策の財源確保、やってやりすぎなことにはございません。

仮にでございますが、報酬が下がり、議員としてのパフォーマンスが下がる、そうしたところが懸念されるのであれば、それは議員みずからが自身を奮い立たせて律すれば良いことでございます。

これまで提案させていただいた中で、議員の中から議員報酬の削減は議員の痛みではないというような質疑の中での発言もございました。

仮にでございますが、この報酬を、またこの報酬の一部を生活の糧とされている方がいたとしても我々は常勤ではございませんし、毎日拘束されない身でございますから4割削減、これはぎりぎりいけるラインではないのかと、私はこのように考えるところでございます。

この原資はそもそも町民が納めた税金でございます。よくよくお考えをいただき、町のために我々自身も身を切る覚悟というものを示していきたい、形にしていきたいと私自身は本気でこのように考えてございます。

以上を持ちまして、提案理由、内容の説明をいたします。よろしく御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（高橋利勝） これから質疑を行ないます。

阿保議員。

○10番（阿保静夫） 以前に20%という数字で提案された経過もあるし、その後にもう1回40%あったと思うのですが、20から40にしたというその根拠は今のお話の中にあるのかなというふうに思っていますけど、40%ということにした根拠を伺いたいと思います。

○議長（高橋利勝） 梅村議員。

○3番（梅村智秀） それでは、阿保議員の質疑にお答え申し上げます。

私自身、議員立法として発議する際、一番最初でございます。臨時会の際ですね。議会事務局長に当然相談をいたしたところでございますが、その時の私自身の素案といたしましては、40%でございました。ただし、形にしたい。これをパフォーマンスに終わらせることなく必ず皆様の御賛同をいただいて形にする。その際には、想定の中でございます。推測の中でございますが、議員個々人のお名前を数名上げさせていただいて、この方なら賛同いただけるのではないかとというようなところも打ち合わせをさせていただきました。

そうしたところから御意見の中で40%はちょっと大きいのではないかとというような御意見もいただきましたので、私自身の考えといたしましては、先ほど提案理由、内容の説明で申し上げたとおり、仮にこの議員報酬を生活の糧とされている方がいらっしゃったとしても、毎日身を拘束されているわけではございませんので、その他の形で、何かしらの金員を得ることができるというようなことも考えたところで、そういった方に配慮をした形であっても4割の削減というところは、ぎりぎりいけるのではないかと、ただし、なんとか成立させて形にしたいというところから2割に、個人的な胸の内でございますけれども譲歩したというような経緯がございます。

私自身の思いといたしましては、さらなる減額、極端な言い方をいたしましては、費用弁償等で当然私たち自身も議会活動、議員活動を行なうにあたって実費が生じる部分がございますので、そういったところを最低限担保できれば、今、こうした国難とも言える状況下でございますので、そこの中において、何故できうる限りのことをやろうとしないのか。町の代表、二元代表制の一翼を担っている我々でございますから、本気でそこは考えていくべきだと私議員個人として考えたところでございます。

皆様の御賛同を得るために、4割2割というところの変遷がございました。以上、答弁を申し上げます。

○議長（高橋利勝） 阿保議員。

○10番（阿保静夫） 議員みんなで相談して現行の5%削減という形で進んできているのも御承知のとおりで、そのようにおっしゃっていると思うのですが、そういうことであれば、今のお話であれば40%を本来考えていたけど20で1回目出しましたというふうに、短期間でパーセントが大きく変わってくるということが、みんなとして

は5%でということ、今決めてきたということについて、議員みんなでの決定ということについて、どのような考え方をしているのかなというのを伺いたと思います。

○議長（高橋利勝） 梅村議員。

○3番（梅村智秀） 阿保議員の再質疑にお答えを申し上げます。

議員の皆で決めたという中でございますが、私自身が議員個人々の公式の場で、公開が原則の公式の場で意思表示がされたもの、記憶しているところで申し上げれば、議会運営委員会において篠原議員より、やるなら30%くらいやらなけ・・

（発言する者あり）

○3番（梅村智秀） 議長、篠原議員から不規則発言がございますが、静粛にするよう御注意のほう、よろしく願いいたします。

（発言する者あり）

○議長（高橋利勝） 議会運営委員会での決定というものがあるわけですから、それは最終的に決定されたのが、議会運営委員会としての意思ですので、議論の経過についてそういう使い方をすることにはならないと思います。

○3番（梅村智秀） 議長にお伺いをいたします。

議事進行に関する発言でございます。

ただいま、阿保議員よりの質疑の内容といたしましては、議員みんなで考えたことについてどういうふうな見解を持っているかということでございますので、ここに至るまでの議論の経緯というものについて、申し述べなければ答弁がかなわないというところでございます。

○議長（高橋利勝） 阿保議員が申し上げていることは、議員全体として5%について協議をして決めたということを行っているわけですから、それは議会運営委員会で議論して決定をして、議員協議会に報告をして決めたということですから、その中では色々な議論はありますけども、最終的にその条例として可決されたことが議会の意思ということなので、その経過については、私は述べることはないと思います。

○3番（梅村智秀） 改めまして、私自身の答弁について、阿保議員の質疑に対して的確にお答えするために経緯について、私の心の変遷等についてもお答えすべきだと、議会における議論の経緯についてもどのような認識を持っていたのかということについて、お答え申し上げるべきだと思いましたが、私自身の発言については制限をかけるということの理解でよろしいでしょうか。

○議長（高橋利勝） 暫時休憩します。

午後 3時27分 休憩

午後 3時28分 再開

○議長（高橋利勝） 休憩前に引き続き会議を開きます。

篠原議員の発言は議長の許可を得ていませんでしたので、不規則発言ということになりますので、申し上げておきます。

（発言する者あり）

○議長（高橋利勝） 休憩どちらにしても、先ほど申し上げたように今、議会運営委員

会の議論の途中というのですか、議論を交わしているところの意見については、直接議会の決定とは関係ありませんので、その点については申し上げることはないと思います。

○3番（梅村智秀）　ということであれば、言葉を選びながらになりますので、的を射ていない御答弁になるかもしれませんが、まず経緯といたしましても、私が出した要望書を持って、議長が議会運営委員会に諮問をなされたと、その中で議会運営委員会の中でも議論がなされて、それを議員協議会のほうに議会運営委員長のほうから適示されたと。その中で議員に意見を問うたというような経緯でございますよね。それをもって

○議長（高橋利勝）　暫時休憩します。

午後　3時29分　休憩

午後　3時31分　再開

○議長（高橋利勝）　休憩前に引き続き会議を開きます。

○3番（梅村智秀）　繰り返しになりますが、そうしたところで発言に御指示、制限をいただいておりますので的を射ていない御答弁になることも想定されますが、その際は御容赦をいただければというふうに考えるところでございます。

阿保議員の質疑の内容で、5%で議員みんなで決めたことに対してはどう考えているのか、どういう見解を持っているのかというところでございますが、端的に申せば私自身は議論が成熟していない、議論がしっかりしていないと、その5%というものについて、いろいろな議員、各議員から意見というものも聞けませんでしたし、これまでの議論の経緯について、総括して申し上げると具体的な、様々な議論があった中で結果的に議論が、成熟した議論がなされた上で至った結論だというふうには、私自身認識してございませんし、あとは議会のルールというものの中で当然、新たな会期を迎えた時には同一、類似の事案であってもきちんとした形で発議、ないしは提案できるというところが原則でございますので、私自身は議会のルールというものにのっとって行なっているというところでございます。

考え方といたしましては、繰り返しにはなりますが、議論自身、私自身が皆さんの議論が成熟した中で5%というふうなところに至ったというふうには認識してございません。

○議長（高橋利勝）　ほかにございませんか。

柏崎議員。

○2番（柏崎秀行）　1点だけ質疑させていただきます。

ただいま、梅村議員の提案の理由説明の中で、消極的だという発言がありました。消極的だと言われていても、我々議員会11名、管理職協議会、役場の職員組合、消防協と先日報道の中で、町の中で使えるポイントカードのチャージシステムを使い、800万円以上もの町の中で消費するというようなことが報道されています。

議員会の中に入っていない梅村議員に関しては、その11人に入っていない、6万円など払っていないかもしれませんが、我々はそういう議員会として、事も進めているという中で消極的というような発言はどうかなと思ったのですけど、その辺いかがお考えでしょうか。

○議長（高橋利勝） 梅村議員。

○3番（梅村智秀） 柏崎議員の質疑に対して御答弁を申し上げます。

議員おっしゃられるとおり、私自身は議員会というものに所属してございません。これは私自身、議員会に所属していないのに、その議論の経緯等は承知してございませんけれども6万円をポイントカードに入れたというようなところかなと察するところがございますが、私自身といたしましては、すでに特別給付金として受領いたしました、個人として受領いたしましたものについては、全額もうすでに消費を終えてございますので、私自身はそれを払っていないのかもという御趣旨の質疑でございましたけど、そちらについては私自身個人々人として消化してございます。

また、消極的ではないかというところでございますが、まだまだできるのに何故そうした5%というところに留めるのかという意味でございまして、何もやっていないとかってことではございません。もっともっとできるのではないですかと。その新聞報道でなされた議員会ほかで800万円程度ですか、といったものが町内で商工業者の消費というものに対して、消費を促すために考えられたという中でございますけれども、まだまだできるのではないですかと。それをなんで5%に留める必要があるのですかという趣旨から消極的だというふうに述べたところでございますし、議論の経緯の中では30%とか20%とかっていうものもございましたし、そういったところから1番意見の中で少額となる5%というものが採用されたというところから消極的だというふうに考えるところでございます。

○議長（高橋利勝） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

まず原案に反対者の発言を許します。

藤田議員、御登壇ください。

○11番（藤田直美）〔登壇〕 発議第5号議員報酬の減額支給に関する条例の一部改正について、反対の立場で討論いたします。

反対の理由の1つ目は、この発議は先の臨時会で発議第2号議員報酬の削減の議案が可決し、同日に出された発議が一事不再理の原則で審議しなかったことを受けて、出されたものだと思います。

しかし、会期が違うからと出されるのは議員として到底理解できるものではありません。議員報酬については、そもそも簡単に報酬を引き上げたり、引き下げたりするような性格のものではないと考えます。法的に12分の1の賛成で発議することができても、本別町議会議員は12人です。議員全員に関わる議員報酬に関することを一人の議員の考えだけで発議することはあってはならないと思います。

条例制定改正にあっては、特に慎重に検討し、提案されるべきで議論もされておられません。故意に乱発することは円滑な議会運営、議事進行を妨げるものと私は判断いたします。

反対理由の2つ目は、本別町議会は議会基本条例を制定いたしました。第9条2項に議会は本議会委員会において議員提出議案、町長提出議案及び町民提案等に対して、審議し、結論を出す場合、議員相互間において十分な討論、議論を尽くして合意形成に努めると共に町民への説明責任を十分に果たしますというふうにしております。

以上のことから、この発議第5号については反対いたします。議員各位の御賛同をお願いいたします。

○議長（高橋利勝） 次に、原案に賛成者の発言を許します。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 次に、原案に反対者の発言を許します。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） これで討論を終わります。

これから、発議第5号議員報酬の減額支給に関する条例の一部改正についてを採決します。

この採決は、起立によって行ないます。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。
（賛成者起立）

○議長（高橋利勝） 起立者0です。

よって、起立少数です。

したがって、発議第5号議員報酬の減額支給に関する条例の一部改正については否決されました。

暫時休憩いたします。

午後 3時41分 休憩

午後 3時55分 再開

○議長（高橋利勝） 休憩前に引き続き会議を開きます。
篠原議員。

○5番（篠原義彦） 動議。

先ほど梅村議員のほうから、報酬の改定について議会運営委員会で議論をしてやったことを傍聴して、今そのことをここで引き出すということは、いかがなことかと思いません。

懲罰委員会を要求します。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 動議は成立しました。
暫時休憩します。

午後 3時56分 休憩

午後 4時30分 再開

○議長（高橋利勝） 休憩前に引き続き会議を開きます。
暫時休憩します。

午後 4時30分 休憩

午後 4時45分 再開

○議長（高橋利勝） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎延会報告

○議長（高橋利勝） お諮りします。

本日の会議はこの程度に留め、これで延会したいと思います。
御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。
明日の会議は、午前10時からとします。
これをもって、通知済みといたします。
本日はこれで延会します。
御苦勞様でした。

延会宣告（午後4時45分）

令和2年本別町議会第2回定例会会議録（第4号）

令和2年6月18日（木曜日） 午前10時00分開会

○議事日程

- 日程第23 梅村智秀議員に対する懲罰動議の件
日程第24 篠原義彦議員に対する処分要求の件
日程第25 意見書案第2号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書
日程第26 意見書案第3号 地方財政の充実・強化を求める意見書
日程第27 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件
(総務常任委員会・産業厚生常任委員会・広報広聴常任委員会)
日程第28 議会運営委員会の閉会中の所管事務調査の件
-

○会議に付した事件

- 日程第23 梅村智秀議員に対する懲罰動議の件
日程第24 篠原義彦議員に対する処分要求の件
日程第25 意見書案第2号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書
日程第26 意見書案第3号 地方財政の充実・強化を求める意見書
日程第27 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件
(総務常任委員会・産業厚生常任委員会・広報広聴常任委員会)
日程第28 議会運営委員会の閉会中の所管事務調査の件
-

○出席議員（11名）

議長	12番	高橋利勝	副議長	11番	藤田直美
	1番	水谷令子		2番	柏崎秀行
	3番	梅村智秀		4番	石山憲司
	5番	篠原義彦		6番	大住啓一
	7番	山西二三夫		9番	方川一郎
	10番	阿保静夫			

○欠席議員（1名）

8番 黒山久男

○説明のため出席した者の職氏名

町	長	高橋正夫	副町長	大和田収
会計管理者	花房永実	総務課長	村本信幸	
農林課長	篠原順彦	保健福祉課長	飯山明美	
住民課長	久司広志	子ども未来課長	大橋堅次	
建設水道課長	坪忠男	企画振興課長	高橋哲也	
老人ホーム所長	前佛清治	国保病院事務長	藤野和幸	
総務課主幹	上原章司	住民課主幹	小坂祐司	
建設水道課主幹	宮崎恒一	建設水道課長補佐	小出勝栄	
総務課主査	石川雅康	教 育 長	佐々木基裕	
教育次長	阿部秀幸	社会教育課長	高橋優	
農委事務局長	倉崎景一	選管事務局長	村本信幸	

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長 三品正哉

総務担当主査 越後 忠

◎開議宣告

○議長（高橋利勝） これから、本日の会議を開きます。

◎日程第23 梅村智秀議員に対する懲罰動議の件

○議長（高橋利勝） 日程第23 梅村智秀議員に対する懲罰動議の件を議題とします。

篠原義彦議員から地方自治法第135条第2項の規定によって、梅村智秀議員に対する懲罰動議が提出されています。

地方自治法第117条の規定によって、梅村智秀議員の退場を求めます。

（梅村智秀議員、退場）

○議長（高橋利勝） 説明を求めます。

篠原義彦議員、御登壇ください。

○5番（篠原義彦）〔登壇〕 それでは、懲罰動議の提案理由を申し上げます。

昨日の定例会において、発議第5号の質疑中、梅村議員の答弁の中で5月1日に開かれた議会運営委員会を傍聴し、その協議内容を引用して答弁することは好ましいとは思えません。ただ、議会を混乱させ、議事進行を妨げるものと思います。

さらに、自分が提案した発議第5号に対して、賛成もしないということは議事進行を大きく妨げております。再三こういうことでは議会運営を妨げ、支障をきたしております。よって、議員に対して反省する期間、時間が必要と思ひ提案いたします。

議員各位の特段の御配慮をお願い申し上げて、提案理由とさせていただきます。

○議長（高橋利勝） これから質疑を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

梅村智秀議員から、本件について弁明をしたいとの申し出があります。

これを許すことに御異議ございませんか。

（「異議あり」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 異議がありますので、起立によって採決します。

この申し出に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高橋利勝） 起立者0。

よって、起立少数です。

したがって、梅村智秀議員の弁明の申し出に同意することは否決されました。

お諮りします。

懲罰の議決については、会議規則第111条の規定によって、委員会の付託を省略することができないことになっています。

したがって、本件については委員会条例第6条の規定により、6人の委員で構成する

懲罰特別委員会を設置し、これに付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋利勝) 異議なしと認めます。

よって、本件は懲罰特別委員会に付託することに決定しました。

お諮りします。

懲罰特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定によって、次のとおり指名いたします。

方川一郎議員、大住啓一議員、柏崎秀行議員、山西二三夫議員、阿保静夫議員、水谷令子議員、以上のとおり指名したいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋利勝) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名したとおり選任することに決定いたしました。

梅村議員、入場してください。

(梅村智秀議員、入場)

◎日程第24 篠原義彦議員に対する処分要求の件

○議長(高橋利勝) 日程第24 篠原義彦議員に対する処分要求の件を議題とします。

梅村智秀議員から地方自治法第133条の規定によって、篠原義彦議員に対する処分の要求が提出されています。

地方自治法第117条の規定によって、篠原義彦議員の退場を求めます。

(篠原義彦議員、退場)

○議長(高橋利勝) 説明を求めます。

梅村智秀議員、御登壇ください。

○3番(梅村智秀)〔登壇〕 それでは、処分要求書提出の理由について申し述べます。

昨日、私が発議いたしました発議第5号議員報酬減額支給に関する条例の一部を改正する議案について、阿保議員の質疑中、私の答弁行なっている最中ですが、被処分要求議員でございます篠原義彦議員による、傍聴のくせに余計なことを言うななどの発言は、地方自治法また本別町議会傍聴規則によって認められた、正当な傍聴という権利を行使した傍聴者という身分をおとしめる発言であり、合わせて余計なことを言うななどと言論の府における発言の自由をもおとしめるものであることは明白であります。

また、当該発言は議長の許可を得ない不規則発言、いわゆる野次であり、正当な発言者である私の発言を遮るもので、議論が中断され、議会の秩序を乱したことはもって議会の品位をおとしめ、議員としての品位を欠いた言動であるため、しかるべき処分がなされることを要求いたします。

○議長(高橋利勝) これから質疑を行ないます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋利勝) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

懲罰の議決については、会議規則第111条の規定によって、委員会の付託を省略することができないことになっています。

したがって、本件については委員会条例第6条の規定により、6人の委員で構成する懲罰特別委員会を設置し、これに付託したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋利勝) 異議なしと認めます。

よって、本件は懲罰特別委員会に付託することに決定いたしました。

お諮りします。

懲罰特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定によって、次のとおり指名いたします。

懲罰特別委員には、方川一郎議員、山西二三夫議員、大住啓一議員、阿保静夫議員、柏崎秀行議員、水谷令子議員、以上のとおり指名したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋利勝) したがって、ただいま指名したとおり選任することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

午前10時10分 休憩

午前10時25分 再開

○議長(高橋利勝) 休憩前に引き続き会議を開きます。

篠原議員、御入場ください。

(篠原義彦議員、入場)

○議長(高橋利勝) ただいま設置されました懲罰特別委員会の正副委員長の互選の結果について申し上げます。

委員長に方川一郎委員、副委員長に山西二三夫委員と決定いたしました。

以上、報告といたします。

なお、懲罰特別委員会委員長から懲罰動議の件及び処分要求の件について、会議規則第75条の規定によって、お手元に配布しました閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。

本件、申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋利勝) 異議なしと認めます。

したがって、懲罰特別委員会委員長から申し出のあった件について、閉会中の継続審査の申し出は、申し出のとおり決定いたしました。

○議長（高橋利勝） 日程第25 意見書案第2号林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書を議題とします。

提案趣旨の説明を求めます。

山西二三夫議員、御登壇ください。

○8番（山西二三夫）〔登壇〕 意見書案第2号林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書。

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出いたします。

なお、提案の説明は案文を朗読し、代えさせていただきます。

林業・木材産業の成長、産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書案。

本土の森林は全国の森林面積の約4分の1を占め、国土保全、地球温暖化防止、林産物の供給等の多面的機能の発揮が期待されており、これらの機能を十分に発揮させるためには、「植えて育てて、伐って使って、また植える」といった森林資源の循環利用を進める必要がある。

森林の整備を進め、木材を積極的に利用していくことは、山村地域を中心とする雇用・所得の拡大による地方創生にも大きく貢献するものである。

道では、森林の公益的機能の維持増進と森林資源の循環利用の実現に向け、森林整備事業及び治山事業や林業成長産業化総合対策事業等を活用し、植林・間伐や路網の整備、山地災害の防止、木造公共施設の整備、林業事業体の育成など、さまざまな取り組みを進めてきたところである。

人工林資源が本格的な利用期を迎える中、計画的な間伐や伐採後の着実な植林を一層進めるため、地方債の特例措置を継続するなど、森林資源の循環利用による林業・木材産業の成長産業化の実現に向けて施策の充実・強化を図ることが必要である。

よって、国においては、次の措置を講ずるよう強く要望する。

記。

1、森林の多面的機能を持続的に発揮し、林業・木材産業の振興と山村における雇用の安定化を図るため、森林整備事業及び治山事業の財源を十分かつ安定的に確保すること。

2、間伐、植林、種苗生産等を着実に進めるため、森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法を延長し、同法に基づく森林整備事業の都道府県・市町村負担分の起債を可能とする地方債の特例措置を継続すること。

3、森林資源の循環利用を通じて林業・木材産業の成長産業化を実現するため、地域の実情を十分に踏まえ、森林整備から木材の加工・流通、利用までの一体的な取り組みや森林づくりを担う林業事業体や人材の育成に必要な支援措置を充実・強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、復興大臣。

以上です。議員各位の賛同のほど、よろしく願いいたします。

○議長（高橋利勝） これから質疑を行ないます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋利勝) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋利勝) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、意見書案第2号林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書を採択します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋利勝) 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第2号林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書は、原案のとおり可決されました。

◎日程第26 意見書案第3号

○議長(高橋利勝) 日程第26 意見書案第3号地方財政の充実・強化を求める意見書を議題とします。

提案趣旨の説明を求めます。

方川一郎議員、御登壇ください。

○9番(方川一郎)〔登壇〕 意見書案第3号地方財政の充実・強化を求める意見書。

本議案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出します。

なお、案文を朗読し説明に代えさせていただきます。また、括弧書きの朗読は省略させていただきます。

地方財政の充実・強化を求める意見書案。

いま地方自治体には、医療・介護などの社会保障への対応、子育て支援策の充実、地域交通の維持・確保など、より多様化・複雑化した行政需要への対応が求められています。しかし、現実に公的サービスを担う人材不足は深刻化しており、疲弊する職場実態にある中、近年多発している大規模災害やそのための防災・減災対策の実施、また新たに発生している新型コロナウイルス感染症対策など、緊急な対応を要する課題にも直面しています。

とりわけ、新型コロナウイルス感染症に対しては、国の緊急事態宣言が出されるなど全国的に猛威を振るっており、いまだ収束の目処は見通せないどころか長期化が予想される状況になっています。このため、各自治体では住民の命と生活を守るために感染拡大防止対策や地域経済対策、雇用対策などさまざまな対策が取られています。

しかしながら、4月30日に成立した2020年度一般会計補正予算において、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金や新型コロナウイルス感染症緊急包括支

援交付金は成立しましたが、全国各自治体が必要とする財政需要に到底対応できるような規模には至っていません。

政府は現在、2020年度第2次補正予算にむけた準備を進めていますが、長期化が予想される新型コロナウイルス対策には、国の責任においてのさらなる追加予算措置を含めた対応が必要不可欠です。

一方で地方の財源対応の基本的な方向性については、政府はいわゆる骨太方針2018で、2021年度の地方財政計画まで、2018年度の地方財政計画の水準を下回らないよう、実質的に同水準を確保するとしています。実際に2020年度地方財政計画の一般財源総額は6兆3千4百31億8千万円、前年比プラス1.0%と、過去最高の水準となりました。

しかし、人口減少、超高齢化にともなう社会保障費関連をはじめ、新型コロナウイルス感染にかかる継続的な対策を必要とする地方の財政需要に対応するためには、さらなる地方財政の充実、強化が求められています。

このため、2020年度補正予算および2021年度の政府予算と地方財政の検討にあたっては、歳入歳出を的確に見積もり、地方財政の確立をめざすよう、政府に以下の事項の実現を求めます。

記。

1、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の総額を大幅に増額すること。交付額の算定にあたっては、財政力の弱い自治体においても必要かつ十分な対策を実行できるよう、確実な財政措置を行なうこと。

2、さらに、各自治体の実情に応じた実効性ある対策が講じられるよう、国の対策に伴い地方負担が生じる場合には確実に交付金の対象とするとともに、柔軟に活用できる自由度の高い制度とすること。

3、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金についても、総額の増額など、地域に必要な医療提供体制を整備するための措置を講じること。

4、社会保障、防災、環境対策、地域交通対策、人口減少対策、新型コロナウイルスをはじめとする感染症対策など、増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、これらに柔軟に対応し得る地方一般財源総額の確保をはかること。

5、とりわけ、子育て、地域医療の確保、介護や児童虐待防止、生活困窮者自立支援など、急増する社会保障ニーズへの対応と人材を確保するための社会保障関連予算の確保および地方財政措置を的確に行なうこと。

6、会計年度任用職員制度における当該職員の処遇改善にむけて、本来の法の主旨に基づく所要額の調査を行い、確実にその財源を確保すること。

7、地方交付税における、業務改革の取組等の成果を反映した算定、トップランナー方式は、地域の実情を無視し、本来交付税に求められる財源保障機能を損なう算定方式であることから、その廃止にむけ検討すること。

8、まち・ひと・しごと創生事業費として確保されている1兆円について、引き続き同規模の財源を確保すること。

9、森林環境譲与税の譲与基準については、地方団体と協議を行ない、林業需要の高い自治体への譲与額を増大させるよう見直すこと。

10、地域間の財源の偏在性は正にむけては、偏在性の小さい所得税・消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行なうなど、抜本的な改善を行なうこと。

また、各種税制の廃止、減税を検討する際には、自治体財政に与える影響を十分検証した上で、代替財源の確保をはじめ、財政運営に支障が生じることがないように対応をはかること。

11、地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化をはかり、小規模自治体に配慮した段階補正の強化など対策を講じること。

12、2020年度の地方財政計画では、依然として4兆5,000億円強と前年度を超える規模の財源不足があることから、地方交付税の法定率を引き上げ、臨時財政対策債に頼らない地方財政を確立すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

なお、提出先は衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、経済産業大臣、内閣府特命担当大臣経済財政政策担当、内閣府特命担当大臣地方創生規制改革担当であります。

議員各位の御賛同をお願いし、提出案件の説明とさせていただきます。

○議長（高橋利勝） これから質疑を行ないます。

梅村議員。

○3番（梅村智秀） それではお伺いをいたします。

中段でございますが、しかしながら4月30日に成立した2020年度一般会計補正予算においてというところを始めといたしまして、全国各自治体が必要とする財政事情に到底対応できるような規模には至っていないと、このような記載がございますが、この全国各自治体という中には、本町も同様の御見解で本議案の提案となされていていらっしゃるのか、お伺いをいたします。

○議長（高橋利勝） 方川一郎議員。

○9番（方川一郎） ただいま、梅村議員からの御質問でありますけれども、本町の関係ではどうなのだという事でありまして、当然今までも町独自の対策等々も取られてきているところでありまして、やはり当然各自治体にも言えることだというふうに思いますけれども、やはりそういった財源と言いますか、基金の関係も当然あると思うんです。そういう意味では、十分な対応がきちっと隅々までいきわたっているかということになると、なかなかそうもいかないだろうというふうに思いますし、国においてもやはりそういった事情でなかなか対象となる方々にもスムーズにいきわたっていない現状も一方見られるわけでありまして、そういう意味では本町においても、そういう財源がきちっと国のほうから措置をされればやはりそれなりの形で、また町内にそういう今回のことで、ある意味経済的に大変な思いをされている方に対して、またさらにそういう措置が講じられるのではないかとこのように思っております。

○議長（高橋利勝） 梅村議員。

○3番（梅村智秀） ただいまの御答弁から、本町においても十分にそうした措置がいきわたっているというところまでは言えないというような御見解が示されたところですが、ということは本町においてもこうした財源というものについては潤沢とまでは言えないというふうにも理解できるところでございますが、当然これは一般論で考えた時に、こうした、特に新型コロナウイルスの感染症対策等に対する財源というふうなところで特定をさせていただきますけれども、こうしたもの、財源というものについては潤沢であればあるほど、つまりは多ければ多いほど良いというような見解はお持ちかどうかという点と、この意見書によって、これは意見書の性質、性格から申しますと、これは本別町議会の総意として国に意見を申し上げるところでございますが、本別町議会として国にこうした財政措置を求めるという趣旨のこの意見書と合わせて、本別町議会としてさらなる財源確保等を検討していくというお考えは併せ持っていられるのかどうか、お伺いをいたします。

単に国に対して求めるに留まるのか、それと合わせてというようなお考え等をお持ちなのかどうか、お伺いをいたすところでございます。

○議長（高橋利勝） 方川議員。

○9番（方川一郎） 当然この意見書については、国に求めているわけでありまして、そういう意味では本別町としても、このただいま説明させていただいた内容についてはかなりの部分で該当するのではないかというふうに私も思っていますので、そういう意味では今回のコロナ対策の関係についても、やはり議員の皆さんからも一般質問等々いろいろあったわけですが、そういう意味では潤沢にあればそれなりの対応、対策が取られるのではないかということは当然思われるところでありまして、そういう意味では国においても、それは我々の本別町議会ばかりでなくて、ほかの議会も閉会して、この意見書と同じようなものが通っているところでもありますけれども、そういう意味では国においても潤沢に云々ということではなくて、やはりこれも国債発行等々も含めて国も対応しているところでもありますので、そういう意味では我々が求めたからと言って全てが国によって、その対策が行なわれるということではないとは思いますが、その意味では地方の議会としても、やはりこういった考え方を国に申し上げるという唯一の手段でありますので、そういう意味ではこの意見書を提出させていただいたところでもあります。以上です。

○議長（高橋利勝） 梅村議員。

○3番（梅村智秀） 私が先ほどお伺いしたのは、まずこの意見書を提出するにあたって、国に求めるに留まるのか、そのほか我々本別町議会としてもそうした財源の確保というものについて検討を重ねる考えを併せ持っていられるのかという点をお伺いしてございます。

○議長（高橋利勝） 方川議員。

○9番（方川一郎） 当然この意見書は国に求めているものでありますので、そういう意味では国に求めるという手段の方法として、そうやって今回提案させていただいているところでもあります。

この本別町の実情も当然そういう意味では、きちっとこの中で行政側と、きちっと詰めて今回の意見書を提出してわけではありませんけれども、そういう意味では先ほども申しましたけれども、本町においてもそういうことで、特にコロナの関係ではそういうことが、やはり求めていけばそれなりのことが対応していただければ、それなりの対応が広くいきわたるといふふうに考えておりますし、その他の部分においてもやはりそういうことで内容を提示させていただいているところでもありますので、そういう意味では議員の皆さん方にもその辺御理解をいただければなというふうに思っているところであります。

○議長（高橋利勝） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、意見書案第3号地方財政の充実・強化を求める意見書を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第3号地方財政の充実・強化を求める意見書は、原案のとおり可決されました。

◎日程第27

○議長（高橋利勝） 日程第27 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件を議題とします。

総務、産業厚生、広報広聴の各常任委員長から所管事務のうち、会議規則第75条の規定によって、お手元に配布しました所管事務の調査事項について、閉会中に継続調査の申し出がありました。

お諮りします。

本件、申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 異議なしと認めます。

したがって、総務、産業厚生、広報広聴の各常任委員長から申し出のあった、所管事務について閉会中の継続審査の申し出は、申し出のとおり決定いたしました。

◎日程第28

○議長（高橋利勝） 日程第28 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題

とします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によってお手元に配布しました所掌事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。

本件、申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋利勝) 異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎閉会宣告

○議長(高橋利勝) これで本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りします。

本定例会に付されました事件は、全部終了しました。

会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋利勝) 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定いたしました。

会議を閉じます。

令和2年第2回本別町議会定例会を閉会します。

ご苦労様でした。

閉会宣告(午前10時53分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和2年 6月18日

議 長 高 橋 利 勝

署名議員 方 川 一 郎

署名議員 山 西 二三夫

署名議員 石 山 憲 司